

令和 7 年度

包括外部監査結果報告書

『枚方市と民間事業者その他の団体との
「連携」に係る財務事務の執行について
～非営利セクターの拡大を踏まえた
行政サービスのアップデートの
観点からの検証～』

枚方市包括外部監査人
公認会計士 横田 慎一

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
（1）監査対象について.....	1
（2）主な用語について.....	3
4. 監査対象年度	3
5. 監査の実施期間	3
6. 監査の方法.....	3
（1）監査の視点及び監査要点.....	3
（2）監査手続き.....	8
（3）監査対象のサンプル抽出方法等.....	8
（4）市における過去の関連テーマでの包括外部監査の実施状況等	11
7. 監査対象部署	12

8. 包括外部監査人を補助した者	12
9. 利害関係	12
第2 監査テーマに関する監査人の問題意識.....	13
1. 「連携」が求められる理論的背景	13
2. 本監査における問題意識.....	15
第3 監査の結果及び意見（総括）	16
1. 監査結果の総括	16
（1）組織構造の課題	16
（2）「連携」に当たる市職員の心構え.....	18
第4 政策推進課が所管する各種連携制度及びP F S、企業版ふるさと納税に関する 監査の結果及び意見	21
1. 共通事項	21
（1）概要.....	21
（2）本事項に関する総括意見.....	23
2. 公民連携プラットフォーム／包括連携協定及び個別連携協定	23
（1）概要.....	23

(2) 監査の結果及び意見（個別事項）	25
3. すまいるプロジェクト	25
(1) 概要.....	25
(2) 監査の結果及び意見（個別事項）	26
4. PPP／PFI	28
(1) 概要.....	28
(2) 政策推進課に係る監査の結果及び意見（個別意見）	30
(3) 施設整備課に係る監査の結果及び意見（個別意見）	33
5. PFS	34
(1) 概要.....	34
(2) 政策推進課に係る監査の結果及び意見（個別意見）	36
(3) 健康づくり課に係る監査の結果及び意見（個別意見）	36
(4) 生活福祉課に係る監査の結果及び意見（個別意見）	38
6. 企業版ふるさと納税	39
(1) 概要.....	39
(2) 広報プロモーション課に係る監査の結果及び意見（個別意見）	39

第5 指定管理者制度に関する監査の結果及び意見.....	41
1. 共通事項	41
(1) 概要.....	41
(2) 本事項に関する総括意見.....	41
(3) 行革推進課（指定管理者制度全般）に係る監査の結果及び意見（個別意見）	42
2. 個別施設の指定管理者制度に係る事項.....	47
(1) スポーツ振興課（総合スポーツセンター）に係る監査の結果及び意見（個別事項）	47
(2) 障害企画課（枚方市立障害者社会就労センター）に係る監査の結果及び意見（個別事項）	54
(3) 公園みどり課（都市公園（王仁公園等））に係る監査の結果及び意見（個別事項）	57
第6 業務委託及びNPO活動支援に関する監査の結果及び意見.....	62
1. 共通事項	62
(1) 概要.....	62
(2) 本事項に関する総括意見.....	63
2. 特命随意契約による業務委託	64

(1) 広報プロモーション課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	64
(2) 職員課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	67
(3) 観光交流課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	68
(4) 健康福祉政策課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	86
(5) 障害企画課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	90
(6) まるっとこどもセンターに係る監査の結果及び意見（個別事項）	93
3. 公募型プロポーザルを経た業務委託	96
(1) 広報プロモーション課	96
(2) 観光交流課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	97
4. NPO活動支援	99
(1) 市民活動課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	99
第7 補助金・負担金に関する監査の結果及び意見	102
1. 共通事項	102
(1) 概要	102
(2) 本事項に関する総括意見	103
2. 部署別の補助金事務に関する監査の結果	104

（１）市民活動課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	104
（２）スポーツ振興課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	109
（３）健康福祉政策課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	115
（４）障害企画課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	125
（５）交通対策課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	132
3. 部署別の負担金に関する監査の結果	133
（１）人権政策課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	133
（２）観光交流課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	135
（３）農業振興課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	139
（４）健康福祉政策課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	142
（５）健康づくり課に係る監査の結果及び意見（個別事項）	143
おわりに	145
巻末資料	148

(注：本報告書の表記方法等について)

1. 端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

包括外部監査人が作成したものを除き、その出所等を明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【監査の結果】と【意見】に分けて記載している。

【監査の結果】は、今後、枚方市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合规性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となる。

また、【意見】は、【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性等の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、枚方市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

第1 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

枚方市と民間事業者その他の団体との「連携」に係る財務事務の執行について
～非営利セクターの拡大を踏まえた行政サービスのアップデートの観点からの検証～

3. 事件を選定した理由

枚方市（以下、「市」という。）は、令和3年度に「枚方市公民連携ガイドライン」を制定している。当該ガイドラインを踏まえ、企業・大学等と市各部署との対話の場として「枚方市公民連携プラットフォーム」を設けるなどし、市の行政課題の解決に向けて民間の知見を積極的に活かそうと取り組んでいる。公民連携プラットフォームを中心とした市の公民連携の取り組み状況としては、令和2年度から令和5年度にかけて83件の取り組みが実現されており、意欲的に公民連携事業が進められている。

また、当該ガイドラインでは、民間活力の活用場面として、指定管理者制度、公共施設におけるPPP/PFI、PFS（Pay For Success：成果連動型委託契約）などが挙げられ、全庁的にこれらの取り組みを推進していくことが目指されている。特に、市のPFSは先進的な事例として取り上げられるなど、全国に先駆けて事業が推進されている。

さらには、包括・個別連携協定、企業版ふるさと納税、NPO活動支援、その他の委託事業や補助金・負担金事業などにおいても、民間事業者等との協働で市の施策の推進や政策課題の解決を図っていくことも進められている。

これらの民間事業者等との「連携」の一方で、それらを実行していく際に各部署の職員の制度理解や法的理解が仮に十分でない場合には、契約手続等の合规性を欠くリスクや政策効果が十分に発揮されないリスクなども想定される。

そこで、市と民間事業者等との「連携」に係る財務事務が適切に行われているかを合规性・経済性・効率性・有効性等の観点から調査報告することは、効果的・効率的な行政運営及び市民の利益に資するものであると判断し、監査テーマ（特定の事件）として選定した。

（1）監査対象について

市と民間事業者等との「連携」に係る財務事務については、市が令和2年度から取り組んでいる公民連携プラットフォームをはじめ、包括連携協定、個別連携協定、PPP/PFI、PFS、指定管理者制度などと多岐にわたる。また、本監査においては、通常は「連携」と捉えられることの少ない業務委託及び補助金・負担金事業についても、

一定の基準を設け、広く市と民間事業者等との「連携」について確認することとした。そこで、「連携」に係る事業種別と監査対象範囲等については、次のとおりとした。

【図表 1】「連携」に係る事業種別と監査対象範囲等

事業種別	主な監査対象部署	主な監査対象範囲
公民連携プラットフォーム／包括連携協定	総合政策部 政策推進課 及び各部署	○令和4年度から6年度までにおける 公民連携プラットフォーム事業（連携 の実現に至らなかった案件を含む）
個別連携協定	各部署	○令和6年度における個別連携協定
すまいるプロジェクト	総合政策部 政策推進課	○制度全般
P P P／P F I	総合政策部 政策推進課 及び各部署	○制度全般 ○令和6年度において契約継続中のP P P／P F I 事業
P F S	各部署	○令和4年度から令和6年度までにお いて契約のあったP F S 事業
企業版ふるさと 納税	市長公室 広報プロモー ション課	○制度全般 ○令和6年度において受けた寄附金
N P O活動支援	市長公室 市民活動課	○N P O活動支援事業
業務委託	総務部 契約検査課及び 各部署	○＜再掲＞公民連携プラットフォーム 事業や包括連携協定、その他連携協定 締結先との委託契約（令和6年度分） ○長期にわたって継続している委託事 業であり、民間事業者の知見が比較的 求められるもの ○公募プロポーザルを経て発注した委 託事業
指定管理者制度	総合政策部 行革推進課 及び各部署	○制度全般 ○市外の事業者が指定管理者に指定さ れている施設（監査上の主な視点：施 設の利活用に係る知見を指定管理者 から十分に引き出せる体制が整って いるか。また、地方自治法や市の例規 が十分に理解されているか。） ○市内事業者で、かつ、継続期間が長い 事業者が指定管理者に指定されてい

		る施設 (監査上の主な視点：上記の視点に加え、指定管理者の受け手となる地元事業者の育成が十分にされているか。)
補助金・負担金	総合政策部 行革推進課 及び各部署	○公募を経ない市内事業者・団体への補助金・負担金（令和6年度分）

(注) 公営企業会計以外の会計が対象

(2) 主な用語について

公民連携等については専門用語が多数あるが、報告書中に解説を加えながら記述しているため、報告書中の解説を適宜参照されたい。

4. 監査対象年度

原則として、令和6年度とした。ただし、必要に応じて令和5年度以前の各年度及び令和7年度についても対象とした。

5. 監査の実施期間

令和7年6月9日から令和7年12月25日まで

6. 監査の方法

(1) 監査の視点及び監査要点

市と民間事業者その他の団体との「連携」に係る財務事務の執行について、合规性、透明性、公平性のほか、3E（経済性・効率性・有効性）の視点に着目し、監査要点（監査手続きによって検証すべき事項）とした。

① 合规性の視点

市と民間事業者その他の団体との「連携」に係る財務事務の執行が、地方自治法等、関連する法令及び条例・規則等に従い、適切に行われているか。

② 経済性、効率性、有効性（3E）等の視点

市と民間事業者その他の団体との「連携」に係る財務事務の執行が、経済性、効率性、有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

以上の事項について、具体的には次表の事項を監査要点（監査手続きによって検証すべき事項）とした。

【図表 2】 監査要点（監査手続きによって検証すべき事項）

事業種別	主な監査対象部署	主な監査対象事業等	監査要点
公民連携プラットフォーム／包括連携協定	総合政策部 政策推進課 及び各部署	○令和4年度から6年度までにおける公民連携プラットフォーム事業（連携の実現に至らなかった案件を含む）	○制度設計（ガイドライン等）が適切か。制度のさらなる改善点について検討されているか。 ○各部署の制度理解を含め、運用が適切に行われているか。制度のさらなる改善点について検討されているか。 ○連携が市民の福祉の増進にどのように貢献したかについて十分に検討されているか（事業の成果）。 ○連携先事業者と委託契約等の契約がある場合、これらの契約手続き等が適切に行われているか。なお、連携協定が契約の相手方の選定において有利に働くことはないため、その選定過程の公平性に留意する。
個別連携協定	各部署	○令和6年度における個別連携協定	○連携先事業者と委託契約等の契約がある場合、これらの契約手続き等が適切に行われているか。なお、連携協定が契約の相手方の選定において有利に働くことはないため、その選定過程の公平性に留意する。
すまいるプロジェクト	総合政策部 政策推進課	○制度全般	○制度設計（ガイドライン等）が適切か。制度のさらなる改善点について検討されているか。 ○連携が市民の福祉の増進に

			どのように貢献したかについて十分に検討されているか（事業の成果）。
PPP／PFI	総合政策部 政策推進課 及び各部署	○制度全般 ○令和6年度において 契約継続中のPPP ／PFI事業	○PPP／PFIに係る市の 制度設計（ガイドライン等） が適切か。制度のさらなる改 善点について検討されてい るか。 ○PPP／PFIの個別事案 について発注、契約、業務履 行等の各種手続きが適切に 行われているか。
PFS	各部署	○令和4年度から令和 6年度までにおいて 契約のあったPFS 事業	○成果指標の設定、効果測定 の方法など事業の設計が適切 であるか。 ○制度のさらなる改善点につ いて検討されているか。 ○通常の委託契約と比較して 十分な効果が発揮されたか。 ○個別の取組みを他の部署な どの後発事例に広めていく ために、また、留意点を引き 継いでいくために、全庁的な 取組みが十分に検討されて いるか。
企業版ふるさと 納税	市長公室 広報プロモ ーション課	○制度全般 ○令和6年度において 受けた寄附金	○寄附の募集、受入れに係る手 続きが適切に行われている か。 ○寄附額の増加に向けて制度 の拡充、広報活動等が十分に 検討されているか。
指定管理者制度	総合政策部 行革推進課 及び各部署	○制度全般 ○市外の事業者が指定 管理者に指定されて いる施設（監査上の 主な視点：施設の利	○選定及び指定手続きにおい て民間事業者の競争性が発 揮されているように、十分に 検討されているか。 ○民間事業者の知見を活かす

		活用に係る知見を指定管理者から十分に引き出せる体制が整っているか。また、地方自治法や市の例規が十分に理解されているか。) ○市内事業者かつ継続期間が長い事業者が指定管理者に指定されている施設（監査上の主な視点：上記の視点に加え、指定管理者の受け手となる地元事業者の育成が十分にされているか。)	仕組みが十分に発揮されているか。 ○その他選定及び指定手続き等が適切に行われているか。 ○指定管理者業務が適切に実施されているか（施設への実地調査を含む）。 ○市の指定管理者制度の設計（ガイドライン等）が適切か。制度のさらなる改善点について検討されているか。
業務委託	総務部 契約検査課及び各部署	<再掲> ○公民連携プラットフォーム事業や包括連携協定、その他連携協定締結先との委託契約（令和6年度分）	<再掲> ○連携先事業者と委託契約等の契約がある場合、これらの契約手続き等が適切に行われているか。なお、連携協定が契約の相手方の選定において有利に働くことはないため、その選定過程の公平性に留意する。
	総務部 契約検査課及び各部署	○長期にわたって継続している委託事業であり、民間事業者の知見が比較的求められるもの ○公募プロポーザルを経て発注した委託事業 ※上記の観点を基に、	○契約手続きにおいて民間事業者の競争性が発揮されているように、十分に検討されているか。 ○民間事業者の知見を活かす仕組みが十分に発揮されているか。 ○その他契約手続き等が適切に行われているか。

		具体的には、市内事業者・団体との随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・4号・6号）のうち、委託先の知見の重要度が特に高いと思われるもの（令和6年度分）を対象にした。	
NPO活動支援	市長公室 市民活動課	○NPO活動支援事業	○NPO活動支援事業が適切に実施されているか。制度のさらなる改善点について検討されているか。 ○NPO活動支援の成果として、連携が市民の福祉の増進にどのように貢献したかについて十分に検討されているか。 ○契約手続き等が適切に行われているか。
補助金・負担金	総合政策部 行革推進課 及び各部署	○公募を経ない補助金・負担金（令和6年度分）	○補助金の交付決定に係る手続きが適切に行われているか。 ○補助対象事業が適切に実施されているか。 ○市の補助制度の設計（ガイドライン等）が適切か。制度のさらなる改善点について検討されているか。 ○補助金・負担金の執行が市民の福祉の増進にどのように貢献したかについて十分に検討されているか（事業の成果）。

(2) 監査手続き

「(1) 監査の視点及び監査要点」に記載したそれぞれの事項を検証するために、実施した主な監査手続きは、次のとおりである。

【図表 3】主な監査手続き

- 関連する法令、条例、規則等の確認及び閲覧
- 監査対象部署への質問（ヒアリング）
- 検証対象として抽出したサンプル取引等について、関係資料の閲覧
- 指定管理者施設の実地調査
- その他関係書類の閲覧、分析
- 監査報告書の作成

(3) 監査対象のサンプル抽出方法等

先述の監査対象について、効果的・効率的に監査を実施するために、次の方針に基づいて検証対象サンプルの抽出を行うなどした。また、これらの個別のサンプルに係る検証結果を踏まえて、市としての共通課題を検討した。

① 公民連携プラットフォーム／包括連携協定

令和4～6年度における公民連携プラットフォーム事業（連携の実現に至らなかった案件を含む）及び令和6年度中の包括連携協定の全て。なお、包括連携協定は、それ自体を検証目的としておらず、連携先との業務委託の有無を把握し、該当ある場合には業務委託において検証対象を選定するために活用した。

② 個別連携協定

令和6年度中の個別連携協定の全て。個別連携協定の締結状況については、監査人が各部署にアンケートを行い、把握した。なお、個別連携協定は、それ自体を検証目的としておらず、連携先との業務委託の有無を把握し、該当ある場合には業務委託において検証対象を選定するために活用した。

③ すまいるプロジェクト

監査実施時点における、すまいるプロジェクト登録事業者・団体の全て。

④ PPP／PFI

令和6年度において契約継続中のPPP／PFI事業の全て（ただし、令和5・6年度において包括外部監査の対象とした事業は除く。）。

⑤ P F S

令和4年度から令和6年度までにおいて契約のあったP F S事業の全て。

⑥ 企業版ふるさと納税

令和6年度において受けた寄附金の全て。

⑦ 指定管理者制度

市外の事業者が指定管理者に指定されている施設として、多様な業務が実施されていると推察される2施設（総合スポーツセンター及び都市公園（王仁公園等））を選定した。なお、市外の事業者が指定管理者に指定されている施設を選定した監査上の主な視点は、施設の利活用に係る知見を指定管理者から十分に引き出せる体制が整っているか、また、地方自治法や市の例規が十分に理解されているかというものである。

加えて、市内事業者、かつ、同一の事業者が長らく指定管理者を担っている施設から1施設（枚方市立障害者社会就労センター）を選定した。なお、障害者社会就労センターは利用者等への配慮から、実地調査は実施せずに、資料閲覧及び質問に留めた。また、市内事業者かつ、かつ、同一の事業者が長らく指定管理者を担っている施設を選定した監査上の主な視点は、前述の視点に加え、指定管理者の受け手となる地元事業者の育成が十分にされているかというものである。

⑧ 業務委託

令和6年度の市内事業者・団体との随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・4号・6号）のうち、委託先の知見の重要度が特に高いと思われるものを次のとおり、抽出した（公募型プロポーザルを経た契約を除く。）。

【図表4】検証対象サンプル（業務委託のうち、公募型プロポーザル以外）

案件名称	契約の相手方	所管部署
子育て情報誌へのシティプロモーション広告掲出業務委託	株式会社関西ぱど (注) 包括連携協定締結先	広報プロモーション課
職員の福利厚生事業に関する委託契約	枚方市職員共済会	職員課
枚方市観光案内所 S y u k u 56 運營業務委託	一般社団法人くらわんか観光マネジメント (注) 個別連携協定締結先	観光交流課
大阪府住宅供給公社広場運營業務委託	同上	同上
「かわまちづくり」計画に係る実	同上	同上

証実験業務委託		
枚方七夕イベント総合プロデュース委託	同上	同上
枚方市認知症普及啓発イベントにおける市の魅力を伝える飲食物等企画提供業務委託	同上	健康福祉政策課
障害者活動支援事業委託	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	障害企画課
枚方市児童育成支援拠点事業業務委託	同上	まるっとこどもセンター

また、令和6年度の市内事業者・団体との随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・4号・6号）のうち公募型プロポーザルを経た契約等として次のものを検証対象サンプルとした。

【図表 5】 検証対象サンプル（業務委託のうち、公募型プロポーザルを経た契約）

案件名称	契約の相手方	所管部署
枚方市ふるさと寄附金推進事業プロモーション業務委託	アイハーツ株式会社	広報プロモーション課
幼児療育園跡地活用事業	事業提案者なく、該当なし	観光交流課

⑨ NPO活動支援

令和6年度にNPO活動支援として実施されている次の契約を検証対象とした。

【図表 6】 検証対象（NPO活動支援）

案件名称	契約の相手方	所管部署
NPOサポート事業委託	特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター	市民活動課

⑩ 補助金

国や大阪府の補助制度を背景とせず、市が独自に補助制度を設けているなど、補助の任意性が比較的高い一方で、市の過去の補助金制度の見直しの過程で行革推進課が見直しの必要性を一定認識しているもののうち、令和6年度予算額が500万円以上（同一団体に対する補助金は集計して判定）ある補助金事業について、次のとおり検証対象サンプルを抽出した。

【図表 7】 検証対象サンプル（補助金）

案件名称	所管部署
自治会館建設等助成金（新築・建替え）	市民活動課
自治会館建設等助成金（土地賃借）	同上
自治会館建設等助成金（改修・耐震改修）	同上
自治会館建設等助成金（耐震診断）	同上
自治会館建設等助成金（土地取得）	同上
健康スポーツ普及事業補助金	スポーツ振興課
枚方市福祉活動・福祉団体等補助金	健康福祉政策課
枚方市休日歯科急病診療所運営補助金	同上
障害者（児） 歯科診療事業補助金	障害企画課
枚方市交通対策協議会補助金	交通対策課

⑪ 負担金

負担の任意性が比較的高い一方で、団体への加入の必然性が乏しいと考えられるなど、市の過去の負担金見直しの過程で行革推進課が見直しの必要性を一定認識しているもののうち、令和6年度予算額が100万円以上ある負担金事業について、次のとおり検証対象サンプルを抽出した。

【図表 8】 検証対象サンプル（負担金）

小事業名称（予算名称）	所管部署
ひらかた平和の燈火（あかり）事業費	人権政策課
観光情報発信事業費	観光交流課
津田地蔵池コミュニティ協議会負担金	農業振興課
ふれあいツアー事業負担金	同上
健康・医療・福祉フェスティバル開催経費	健康福祉政策課
食育推進ネットワーク事業費	健康づくり課
市駅前観光情報発信事業経費	観光交流課

（4）市における過去の関連テーマでの包括外部監査の実施状況等

市における過去の関連テーマでの監査の実施状況は次のとおりである。今年度の包括外部監査を行うに際しては、過去に実施された類似の監査における指摘の内容等を確認し、その後の市による措置や対応が十分になされているか、指摘されたものと同様のリスクを現在も抱えていないかについて留意した。

【図表 9】市における過去の関連テーマでの包括外部監査の実施状況

年度	監査テーマ
令和 2 年度	補助金等に係る財務事務の執行について
令和 4 年度	委託料に係る財務事務の執行について

7. 監査対象部署

総合政策部 政策推進課、行革推進課、市長公室 広報プロモーション課、市民活動課
及び総務部 契約検査課並びに連携事業等に関連する部署

8. 包括外部監査人を補助した者

包括外部監査人を補助した者は次表のとおりである。公認会計士のほか、自治体職員、学識経験者、弁護士から監査チームを構成し、多樣的、かつ、専門的な監査に努めた。

【図表 10】包括外部監査人を補助した者

氏名	資格又は所属	本監査における役割
湯本 規子	公認会計士	監査主担当
綾木 彰吾	公認会計士・税理士	
岡本 真理子	公認会計士	
成山 哲平	公認会計士・税理士	本監査の品質向上のための本報告書のレビュー等担当
鳥生 紘平	公認会計士・税理士	
保木本 薫	吹田市職員	他の自治体における実務の経験等からのアドバイザー
大川 裕介	博士（商学）・公認会計士	学術的観点からのアドバイザー
福島 由梨	弁護士	法律の専門的観点からのアドバイザー

9. 利害関係

包括外部監査人は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第2 監査テーマに関する監査人の問題意識

1. 「連携」が求められる理論的背景

従来型の行政管理においては、法令や条例等にしがたって許認可や規制などを行うとともに、地方公共団体があらかじめ¹決めた一定の行政サービスを地方公共団体自身、あるいは地方公共団体から運営費や補助金等を受けた民間組織が提供することを想定してきた。例えば、福祉事業の場合でいうと、措置制度に基づいて高齢者や障害者などを施設に入所させて、社会福祉協議会や、行政による認可を受けて設立が認められた社会福祉法人が法令等で定められた一定の福祉サービスを実施しており、支援対象者や支援内容を決めるのは行政であった。

それに対して、海外諸国では1980年代以降、行政組織のダウンサイジングや公営事業の民営化、民間委託等によるコスト削減など様々な行政サービス改革が行われてきた。これらの改革の基本となる考え方はニュー・パブリック・マネジメント（NPM）とよばれるが、①公共経営に市場原理や民間のマネジメントツールを導入することにより、②政策の目的を明確にしてそれを実現するための目標を定め、③手続きよりも結果を重視し、④行政外部のみならず行政内部においてもアウトソーシングやフランチャイズを活用することによって、⑤コストを削減しながら、より優れた行政サービスを供給することをねらいとしており、わが国の行政サービス改革にも大きな影響を与えている。

NPMによる場合、行政サービスを供給するのは必ずしも行政である必要はなく、官民を問わず最も効果的・効率的に事業を実施できる者が提供すればよいと考えられている。例えば、上述した福祉事業の場合では介護保険法や障害者総合支援法に基づく福祉制度等が導入されて、株式会社やNPO法人などがこれらの事業に参入できるようになるとともに、利用者は誰からどのようなサービスを受けるかを契約により選択できるようになった。

さらに、NPMでは行政サービスによる成果とコストを、経済性（economy）、効率性（efficiency）、有効性（effectiveness）という3Eの観点から評価することが取り組まれた。その結果として、NPMは公的部門のリストラクチャリングに一定の成果をあげたが、費用便益分析やバリュー・フォー・マネー（VFM）などの経済的側面を重視するあまりに過度な競争を誘発するとともに、市民を顧客として受け身の立場に置くことにより、行政サービスの質的な低下を招いたという批判がある。

そのため、NPMに基づく行政サービス改革はその後、多様な主体が参画しながら、協調的な対話に基づいて施策や事業を決定していくというニュー・パブリック・ガバナンス（NPG）へと変化をみせている。自民党政権において平成25（2013）年から提唱

¹ ここで「あらかじめ」と強調しているのは、本監査の対象事業でもある「PFS」やその他の公募型プロポーザルを経た業務など、仕様をあらかじめ詳細まで決定せずに、事業者と協働して作りこんでいくということとの違いを踏まえている。

されている「共助社会づくり」といった議論も、このような流れに沿うものであると考えられる。このとき、行政は必ずしも行政サービスの供給主体としての役割を求められるのではなく、市民や行政サービスを提供する民間事業者などと協力しながら、地域社会を構築するための利害調整の機能を果たすことが期待されている。

ただし、行政サービス改革としての手法が明確であるNPMと比較してNPGには理念的な側面が強く、具体的な実践方法が定まっているわけではない。むしろ、多様な取組みを尊重することによって、創意工夫を促しながら地域の実情にあわせた施策や事業を実施することが意図されており、その結果として行政サービスの新しいアプローチを生み出すというイノベーションや価値創造が重視されている。また、多様な主体が参画して協力することが想定されるNPGにおいては、利害関係者の合意形成を促進しながら、相互に合意された目標を達成するためのガバナンスをどのように構築するかということが重要な課題として模索されている。

ここまで説明してきた伝統的な行政管理と、NPM及びNPGの特徴をまとめると次表のようになる。

【図表 11】従来型の行政管理、NPM及びNPG

	従来型の行政管理	ニュー・パブリック・マネジメント (NPM)	ニュー・パブリック・ガバナンス (NPG)
理論的な基礎	行政論	経済論	民主主義論
公共の担い手	行政機関	アウトソーシングやフランチャイズの活用	地域社会
市民との関係	管理・保護の対象	行政サービスの顧客	協働の担い手
行政手法の例	規制、許認可	民営化、PFI、業務委託、指定管理者制度	官民連携、市民参加
統制の手段	予算による事前統制	業績に基づくアカウンタビリティ（業績に係る説明責任の履行）	多様な主体の合意と連携に基づくガバナンス
評価の尺度	適法性、合規性	費用便益分析、バリュー・フォー・マネー	社会的価値の創出、行政サービスのイノベーション

（出所：馬場 英朗・大川 裕介・横田 慎一（2021）『公会計と公共マネジメント』（中央経済社）を一部加筆修正）

2. 本監査における問題意識

これまで記載したとおり、本監査の理論的背景としてNPMやNPGがある。本監査は、【図表 11】のうち、NPMに関連して、PFI、業務委託、指定管理者制度などを取り扱い、さらにNPGに関連して官民連携などを取扱う。つまり、本監査は、NPMからNPGにかけて、市と民間事業者その他の団体との「連携」を対象としていると理解されたい。

また、本監査のテーマの副題として、「非営利セクターの拡大を踏まえた行政サービスのアップデートの観点からの検証」を加えた。この副題の意図するところは、「時代の変化に応じて行政サービスを絶えず見直しできているか」という観点を監査テーマに含めたということである。

かつては、「公」のサービスは行政が担い、「私」のサービスは民間が担うという区分は現代より明確であったと考えられ、民間では提供がなされない「公」のサービスを行政が担ってきた。しかし、平成7年1月の阪神・淡路大震災をきっかけに、市民活動団体への法人格付与の必要性が高まったことなどから、NPO法人を設立するための法律として「特定非営利活動促進法」が平成10年3月に成立され、それ以降、『「公」を担う民間』というNPO法人の存在が広まってきた。また、「公益法人制度改革関連三法」によって平成20年12月から公益法人制度が整備された。さらには、社会課題の解決を組織目的にした営利企業（株式会社等）に広がりを見せ、その中には株式上場する企業も現れている。

このように、現代は『「公」を担う民間』という存在が広まってきており、行政の役割も変わりつつある。そこで本監査では、この『「公」を担う民間』という非営利セクターの拡大を踏まえて、行政側が自身の役割や事業の実施手法について不断の見直しを行っているかについての検証を行うため、「非営利セクターの拡大を踏まえた行政サービスのアップデートの観点からの検証」という副題を設けた。

監査の実施過程においては、「市の各事業がそもそも何のために行っている事業か」や「市の各事業の背景にはどのような社会課題があり、現代において解決すべき事象は何か」という点について、疑問を持ち、これらの疑問への答えを市職員が持ち合わせているかを質問等により確認することにした。そのような監査の過程を経て、単に「前例踏襲」で市が事業を進めるのではなく、この行政サービスのアップデートの観点を持って、現代の社会課題を踏まえて事業の見直しを常に行う心構えや仕組みが市にあるかの検証に努めた。

第3 監査の結果及び意見（総括）

1. 監査結果の総括

（1）組織構造の課題

市は、公民連携プラットフォームやP F Sといった先進的取組みを全国的にも先駆けて実施している。特にP F Sについては、従来型の委託契約と異なり、業務の仕様の詳細をあらかじめ決定できない業務について実際に効果が発揮されていた。具体的に、市は介護及び福祉の分野において3つのP F Sを実施したところであるが、その効果は十分に発揮され、また、P F Sを通じて事業者と数多くの議論を重ねた市職員は当該事業に関して相当なノウハウを習得していた。つまり、P F Sには「政策立案能力」の育成（O J T）という効果もあったと考えられる。

これらのP F Sの意義と効果を市の組織全体に展開していくために、民間活力の導入推進を所管する政策推進課においては、P F Sに関するガイドラインの制定や庁内研修会の開催等を期待したい。

さらには、各部署が様々な事業を実施していく上での「効果的・効率的な実施手法の検討」において、「最適な手法を選択」できるように内部統制を構築していく必要があると考えられる。通常、内部統制は、①現業部門、②管理部門、③監査部門という3つの防衛線（ディフェンスライン）があるとされている。例えば、契約・出納事務に関しては、各事業の所管部署において様々な決裁手続き等を経るのが第1の防衛線であり、また、契約検査課や会計課による確認等を行うのが第2の防衛線である。さらに、市のコンプライアンス推進課が所管する「内部統制制度」や監査委員監査が第3の防衛ラインである。つまり、契約・出納事務において、市の防衛ラインは3つ存在・機能していると考えられる。その一方で、地方自治法第2条第14項「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」の趣旨を踏まえて、「効果的・効率的な事業実施手法について最適なものを選択せよ」（又はそのような選択をするように努めよ）という題目に対する防衛ラインは曖昧である。

「効果的・効率的な事業実施手法について最適なものを選択せよ」という題目に対して、当然、各事業の所管部署は定期的に事業の実施手法を見直すことが望まれるが、過去と同様の事業実施が継続されることも多い。全ての事業について再考することは事務時間も膨大になることも想定され、現状の「業務を変えたくない」などの思いから、各事業の所管部署にとっては合理的な行動と言えるかもしれない。そこで、第2の防衛線以降が重要になるが、「連携」に係る各種制度を主に所管している政策推進課は、各事業の所管部署の意思決定に関し、「効果的・効率的な事業実施手法について最適なものを選択せよ」ということについて何らかの指示を出す権限がないため、各事業の所管部署から相談が無ければ、所管部署の意思決定に対し自発的に関与することが難しく、消極的な関わりに留まっている。そのほかに、第2の防衛線として、事業の査定を行う企画課、予算の査定を行う財政課が候補にあがるが、企画課と財政課は「連携」にまつわ

る各種制度の所管でもなく、それらの日ごろの相談を受ける立場にない。「査定」という単発の状況の中での限界のもと、確認を行わざるを得ず、「連携」を活用しながら最適な事業実施手法を提案することには、企画課及び財政課にも情報源と権限の観点から組織構造上の限界があると考えられる。つまり、次表のとおり、「連携」に関する制度所管、相談窓口と査定の権限との間にミスマッチがあると考えられる。

【図表 12】「連携」に関する制度所管、相談窓口と査定の権限とのミスマッチ

部署	制度所管、各事業の所管 部署との日ごろの接点	査定の権限
政策推進課	あり	なし
企画課	なし	あり（事業査定）
財政課	なし	あり（予算査定）

この点、かつては政策推進課と企画課が同じ組織であり、令和4年の機構改革によってそれらの組織が分離されたとのことであった。この組織改革には当時、相応の目的があったものと考えられるが、「連携」を含めた効果的・効率的な事業手法の選択という面からは上記のとおり、「連携」に関する制度所管、相談窓口と査定の権限とのミスマッチという課題があると考えられる。

そこで、地方自治法第2条第14項「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」の趣旨、つまり、「効果的・効率的な事業実施手法について最適なものを選択せよ」という題目に対して、内部統制の考えにもある、①現業部門、②管理部門、③監査部門という3つの防衛線（ディフェンスライン）の観点から、特に第2（管理部門）の防衛線の構築を目的に、政策推進課及び企画課との組織的連携等について検討されたい。

また、PPP／PFIは政策推進課が制度所管する一方で、PPPとして本来同種の枠組みに含まれるはずである指定管理者制度については、行革推進課が制度を所管しており、PPP／PFIといったときに十分な庁内連携がとられていない場合、今後特に公の施設のPFI事業を行う場合に指定管理者制度の観点からの検討が不十分になり、問題が生じるリスクがある。さらには、広報プロモーション課が所管する企業版ふるさと納税は、市が抱える課題を開示し、民間事業者等からの提案を募るという点において、政策推進課が所管している「公民連携プラットフォーム」や包括連携協定と親和性、相乗効果が高いと考えられる。しかし、企業版ふるさと納税の募集に際し、市が課題解決を望んでいるもの等として公表している「主な寄附対象事業」の掲載内容の決定過程において両課の連携が十分とはいえない状況が確認された。公の施設の管理に指定管理者制度を導入しているものの、指定管理者制度の本来の趣旨である「民間活力の導入」の表れとしての自主事業があまり推進されていない状況も見受けられた。自主事業等の承

認申請の必要性が十分に市職員に理解されていない状況も見受けられた。指定管理者制度について一層の理解を深め、市職員が指定管理者制度を通じて、公の施設をマネジメントし、効果的・効率的な行政サービスを追求することが望まれる。

市と民間事業者その他の団体との「連携」に係る政策推進課及び行革推進課の役割と権限に関して、全庁的体制を再考されたい。

なお、本意見は、市が実施している「内部統制制度」への反映を直接意図しておらず、内部統制制度にかかわらず、一般的な内部統制のあり方について述べたものである。

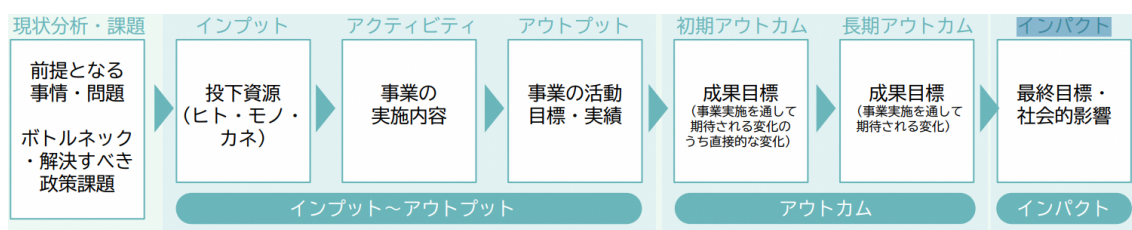
（２）「連携」に当たる市職員の心構え

日本経済新聞（令和 7 年 7 月 29 日）によると、上下水道事業の官民連携事業を数多く受託しているメタウォーター株式会社の山口賢二社長は、官民連携の推進に際して「自治体は受注した民間事業者をしっかりと監視しないといけない」と警鐘を鳴らしている。

本監査の結果として、過去から特定の事業者との特命随意契約や補助が継続している状況の中、事業者から提出された見積書や補助金の積算等について市職員がその金額の妥当性を十分に検証できていない状況が見受けられた。また、監査の実施に際して、各事業所管部署にそれぞれの事業目的の背景にある行政課題について質問したが、過去から長年継続している事業の一部は本来の事業の意義や狙い、そしてその背景にある「解決すべき社会課題」についての市担当職員による考察・検討が十分ではないと感じられる状況が見受けられた。

しかし、政策や事業を立案したり、それらを継続したりする際には、【図表 13】のとおり「ロジックモデル」（事業や政策がその目標を達成するまでの論理的因果関係を示した図のこと。）を踏まえて、費用対効果の高い政策・事業を検討する必要がある。

【図表 13】ロジックモデル



（出所：文部科学省（2003）「『ロジックモデル』作成マニュアル」、Harry, P. Harry (1999) Performance Measurement: Getting Results, Urban Institute Press. 上野 宏・上野 真紀子訳（2004）『政策評価入門—結果重視の業績測定』（東洋経済新報社））

ロジックモデルの考えでは通常、「前提となる事業・問題」や「解決すべき政策課題」

の存在が前提になり、政策・事業の立案がなされることが想定されている。ここで、「解決すべき政策課題」（解決すべき社会課題）は、時代に応じて変化していくため、行政サービスの背景にある社会課題について定期的に再確認し、行政サービスをアップデートし続ける必要がある。そこで、ロジックモデルの考えを意識しながら、常に「解決すべき社会課題」とは何かを市職員は自問自答する必要があると考えられ、そのような人材育成に期待したい。

また、かつてより「連携」が一層普及した現在においては、連携先と目標や理念を共有して、不確実な事象に対応しながら「協働」するマネジメント力の重要性が高まっていると考えられる。管理職だけでなく、一般の職員についても個別事業をマネジメントする能力の育成が期待される。

「連携」は今後さらに重要性が増すことが想定されており、第 32 次地方制度調査会が令和 2 年 6 月 26 日に発表した「2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」においては、わが国が今後ますます進む人口減少といった人口構造の変化等に対応していくために、「2040 年から逆算して考える地方行政体制のあり方」として「連携」の重要性が指摘されている。特に、「公共私連携」と「地方公共団体の広域連携」が今後の重要な取組みとして挙げられている。具体的には、この第 32 次地方制度調査会答申のうち、特に「連携」に関して重要な箇所を次のとおり抜粋したが、「連携」は今後、「広域連携」にも範囲が広がっていくことが見込まれる。

第 32 次地方制度調査会答申

変化やリスクに適応していくためには、人口増加や従来の技術等を前提として形成されてきた現在の社会システム（制度、インフラ、ビジネスモデル、社会的な慣習等）をデザインし直す好機と捉え、官民を問わず、また、国・地方を通じて対応していく必要がある。

とりわけ、持続可能で個性豊かな地域社会を形成していく上で、地域課題に総合的に対応する地方公共団体に求められる役割は大きく、そのあり方を変化やリスクに適応したものへと転換していく必要がある。現時点において想定される変化やリスクを踏まえば、以下の対応が必要であると考えられる。

（・・・中略・・・）

第二に、公共私連携と地方公共団体の広域連携である。地域社会において、今後、様々な資源制約に直面し、住民ニーズや地域の課題が多様化・複雑化していく中において、地域で住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるようにし、さらに、技術やデータを活用して安全性や利便性を高める都市・地域のスマート化の実現に向けて積極的に挑戦を行っていくためにも、市町村が、地域社会を支える多様な主体や他の市町村・都道府県との連携といった、組織や地域の枠を越えた連携を進めることが重要に

なる。

また、大規模な自然災害や感染症への対応をはじめ、通勤・通学、買い物など住民の日常生活や経済活動が都道府県の区域を越えて広がっている地域を中心として、都道府県が地域の枠を越えて連携し、共通の行政課題に対応する重要性が改めて認識されている。

そこで今後、市職員が「連携」に当たる際の心構えとして次のとおり取りまとめる。
「連携」を十分に活用し、10年後、20年後のさらなる人口減少社会においても持続可能な行政サービスの提供のため、マネジメント人材の育成に努められたい。

「連携」に当たる市職員の心構え

- 事業の目的やその背景にある社会課題について、絶えず検証する、考える。
 - ✓政策立案能力を育てる、大切にする。
 - ✓見積価格の妥当性を検証する。
- 事業のマネジャーとして行政サービスをマネジメントする意識を持つ。また、そのような人材を組織全体で育てる。
 - ✓業務の質・量の妥当性を検証する。
 - ✓見積価格の妥当性を検証する。
 - ✓連携先の事業者等に対するモニタリングの重要性について理解する。また、モニタリングが可能なノウハウを育む。
- 市内の「連携」ができていないと外部との「連携」にも限界がある。まずは「市内連携」が円滑に進められる組織風土を作る。

第4 政策推進課が所管する各種連携制度及びP F S、企業版ふるさと納税に関する監査の結果及び意見

1. 共通事項

(1) 概要

ここでは、次表について監査したものを示す。本監査テーマの「連携」の中心となる、公民連携プラットフォーム／包括連携協定、個別連携協定、すまいるプロジェクト、P P P／P F I、P F S及び企業版ふるさと納税について、それぞれ関連して監査を進めたところであり、本報告書においても項目をまとめて記載する。

【図表 14】政策推進課が所管する各種連携制度及びP F S、企業版ふるさと納税

事業種別	主な監査対象部署	主な監査対象事業等	監査要点
公民連携プラットフォーム／包括連携協定	総合政策部 政策推進課 及び各部署	○令和4年度から6年度までにおける公民連携プラットフォーム事業（連携の実現に至らなかった案件を含む）	○制度設計（ガイドライン等）が適切か。制度のさらなる改善点について検討されているか。 ○各部署の制度理解を含め、運用が適切に行われているか。制度のさらなる改善点について検討されているか。 ○連携が市民の福祉の増進にどのように貢献したかについて十分に検討されているか（事業の成果）。 ○連携先事業者と委託契約等の契約がある場合、これらの契約手続き等が適切に行われているか。 なお、連携協定が契約の相手方の選定において有利に働くことはないため、その選定過程の公平性に留意する。

個別連携協定	各部署	○令和6年度における個別連携協定	○連携先事業者と委託契約等の契約がある場合、これらの契約手続き等が適切に行われているか。 なお、連携協定が契約の相手方の選定において有利に働くことはないため、その選定過程の公平性に留意する。
すまいるプロジェクト	総合政策部 政策推進課	○制度全般	○制度設計（ガイドライン等）が適切か。制度のさらなる改善点について検討されているか。 ○連携が市民の福祉の増進にどのように貢献したかについて十分に検討されているか（事業の成果）。
PPP／PFI	総合政策部 政策推進課 及び各部署	○制度全般 ○令和6年度において契約継続中のPPP／PFI事業	○PPP／PFIに係る市の制度設計（ガイドライン等）が適切か。制度のさらなる改善点について検討されているか。 ○PPP／PFIの個別事案について発注、契約、業務履行等の各種手続きが適切に行われているか。
PFS	各部署	○令和4年度から令和6年度までにおいて契約のあったPFS事業	○成果指標の設定、効果測定の方法など事業の設計が適切であるか。 ○制度のさらなる改善点について検討されているか。 ○通常の委託契約と比較して十分な効果が発揮さ

			れたか。 ○個別の取組みを他の部署などの後発事例に広めていく、また、留意点を引き継いでいくために、全庁的な取組みが十分に検討されているか。
企業版ふるさと納税	市長公室 広報プロモーション課	○制度全般 ○令和6年度において受けた寄附金	○寄付の募集、受入れに係る手続きが適切に行われているか。 ○寄附額の増加に向けて制度の拡充、広報活動等が十分に検討されているか。

(2) 本事項に関する総括意見

本監査テーマの「連携」の中心となる、公民連携プラットフォーム／包括連携協定、個別連携協定、すまいるプロジェクト、PPP／PFI、PFS及び企業版ふるさと納税について、それぞれ関連して監査を進めたところであるが、制度の所管部署が分かれていたり、市の「連携」制度の中心的役割を担う政策推進課の市の組織構造上の課題などが見受けられた。これらの課題と総括意見については、本報告書「第3 監査の結果及び意見（総括）」に詳しく記載したところであり、参照されたい。

2. 公民連携プラットフォーム／包括連携協定及び個別連携協定

(1) 概要

市は公民連携について、令和3年5月に策定した「枚方市公民連携ガイドライン」において次の基本的な考え方を示している。

企業が社会的責任として取り組むCSRだけではなく、企業の通常の事業活動の中で社会に価値を生み出すCSV（Creating Shared Value＝共通価値の創造）に取り組みの基本的な考えに設定しています。行政分野の取り組みと企業の事業活動といったサイクルを組み合わせることで、行政課題の解消と企業の売り上げ向上・企業価値の向上に繋がる新たな価値を生み出すものです。

（出所：枚方市公民連携ガイドライン）

この考えで示されているCSV（共通価値の創造）は、本報告書『第2 1. 「連

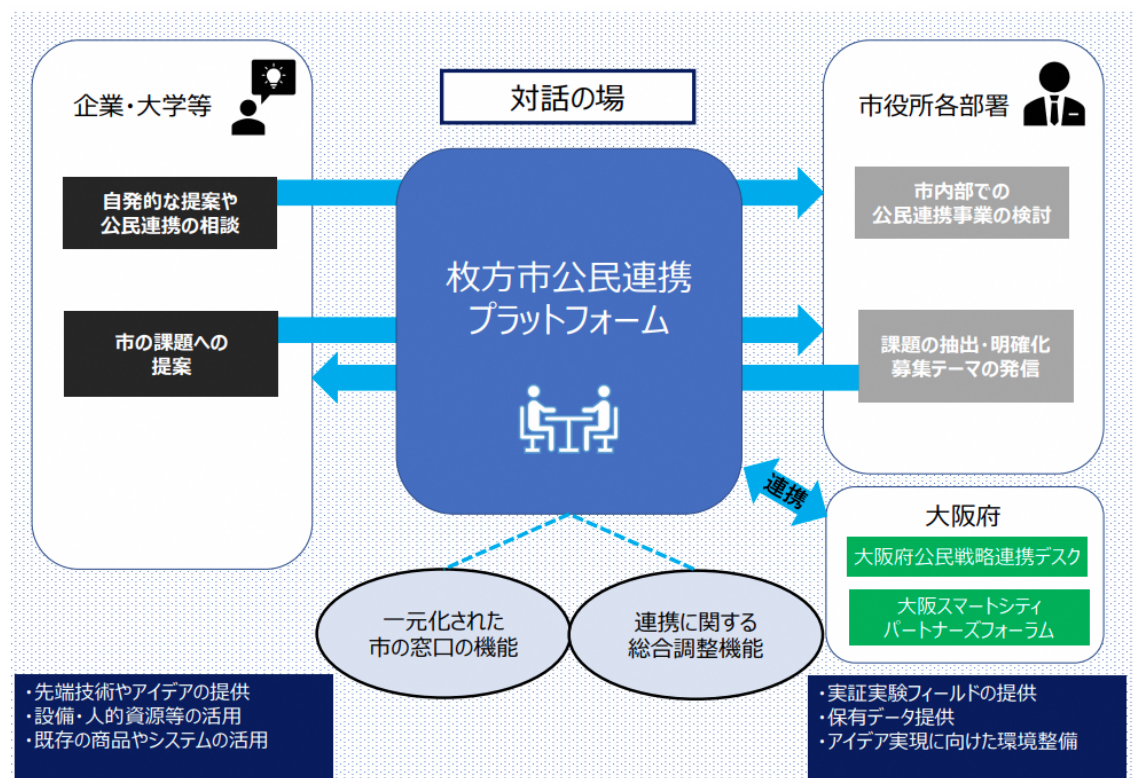
携」が求められる理論的背景』で示したNPGの考えにもある社会的価値の創出、行政サービスのイノベーションを市民と連携しながら実現していく考えにも類するものである。

この考えを実現していくために、市は「公民連携プラットフォーム」を設けている。この公民連携プラットフォームは、市の抱える課題を事業者（企業・大学・研究機関等）と共有し、事業者が持つアイデアや技術等を活かして、課題の解決と市の魅力向上に向けた公民連携事業を展開していくための対話の場として、設置されているものである。

公民連携プラットフォームによる対話等を経て、事業内容や、実施に必要な決め事項の内容に応じて、適宜、個別連携協定や包括連携協定が締結される。個別連携協定や包括連携協定においては、市と事業者の役割や責任の分担が定められる。

市は、公民連携プラットフォームを一元化した窓口（政策推進課）とすることによって、市の関係部署と事業者との共有・連携、提案内容の実現に向けた検討や調整を円滑に進めることを意図している。

【図表 15】枚方市公民連携プラットフォームについて



（出所：枚方市公民連携ガイドライン）

(2) 監査の結果及び意見（個別事項）

公民連携プラットフォーム／包括連携協定及び個別連携協定について、個別に指摘を要する事項は見受けられなかった。

ただし、第6に記載のとおり、連携協定先の事業者との特命随意契約について、随意契約とする理由等について監査の結果及び意見を個別に述べているため、本報告書「第6 業務委託及びNPO活動支援に関する監査の結果及び意見」を参照されたい。

3. すまいるプロジェクト

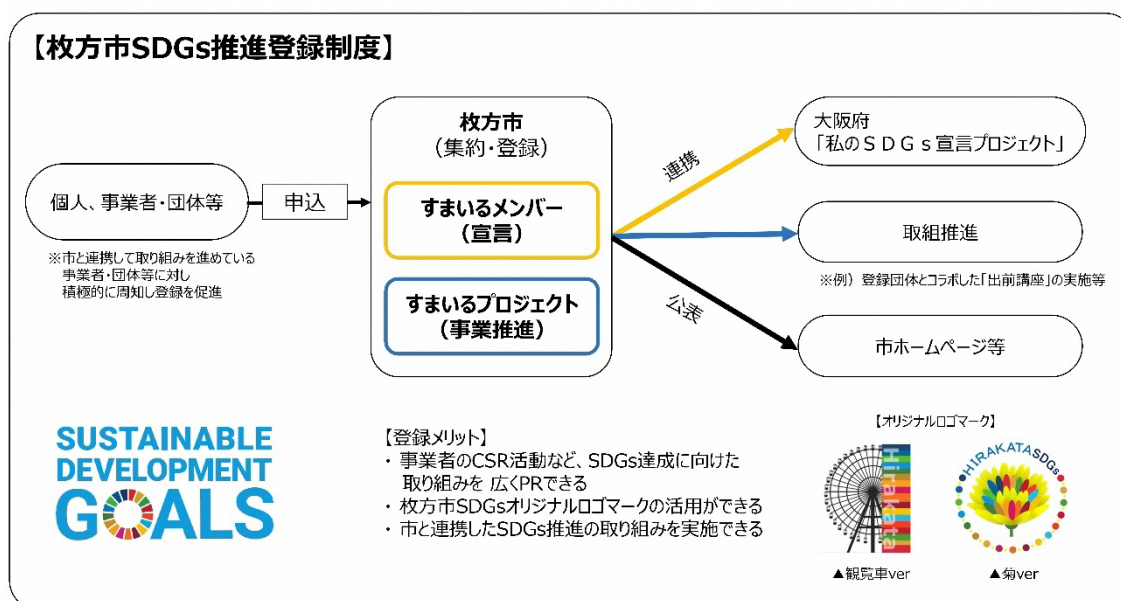
(1) 概要

市では、SDGsの取組みを推進するため、令和3年7月にSDGs推進の基本的な考え方である「枚方市SDGs取組方針」を策定し、市民、学生、事業者など、本市に関わる全てのステークホルダーが「ジブンゴト」として行動を起こすことでSDGsの達成に向けた取組みを推進することとしている。

さらに市は、SDGsの達成をめざす機運の醸成と取組みの推進を図るため、各ステークホルダーの主体的な行動や連携を促進する仕組みである「枚方市SDGs推進登録制度」を創設している。このうち、SDGsの達成につながる具体的な取組み内容を登録し、活動を推進するのが、すまいるプロジェクトである。

このように、すまいるプロジェクトは、事業者等が自身のSDGsの取組み内容を示す登録制度であり、登録されたプロジェクトは市のホームページ等で公表されている。なお、令和7年11月14日現在において、市のすまいるプロジェクト登録者数は65件である。

【図表 16】すまいるプロジェクトについて



(出所：枚方市ホームページ)

(2) 監査の結果及び意見（個別事項）

① すまいるプロジェクトのリスクを踏まえた制度改善について【意見1】

市のすまいるプロジェクトと同様にSDGs推進登録制度を設けている自治体は全国的にもみられるところである。ここで、北海道ニュースHUB（令和7年5月13日）において、『【暴行動画拡散のA社²】札幌市が企業認証制度をすべて取り消し＜SDGs・ワークライフバランス・スマイル企業など5つ＞「映像が同社のものと確認」社長とみられる人物による“従業員暴行”に批判集まる－北海道』という記事がある。この記事によると、札幌市の建設会社の社員に対する暴力行為が撮影された動画がSNSで拡散している問題を受け、札幌市は令和7年5月12日、5つの企業認証制度の登録を取り消したとのことである。札幌市が登録を取り消したのは「札幌SDGs企業登録制度」、「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus認証制度」、「さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度」、「さっぽろエコメンバー登録制度」、「札幌市消防団協力事業所表示制度」の5つとのことであった。

この事案からは、市のすまいるプロジェクトの制度上のリスクとして、実態は労働環境が良好でない事業者等が「労働環境を少しでも外見的に良く見せよう」という目的から市のすまいるプロジェクトに登録申請することもあると考えられる。そのため、本来登録すべきではない事業者等が市のすまいるプロジェクトに登録されてしまうという事業上のリスク（「制度の悪用リスク」）が想定される。

その一方で市としては、すまいるプロジェクトを通じてSDGsを推進するという政策効果を意図しているところである。ただし、すまいるプロジェクトへの登録そのものがSDGsの推進に寄与するのではなく、すまいるプロジェクトへの登録をモチベーションとして事業者のSDGsの推進に係る活動を促すことに政策の意義があると考えられる。

すまいるプロジェクトの政策効果は否定されるものではないが、すまいるプロジェクトには「制度の悪用リスク」という社会的コストと政策効果のバランスを図ることが重要である。

この点、市は、すまいるプロジェクトを含めた枚方市SDGs推進登録制度において、「枚方市SDGs推進登録制度登録要領」登録要件4（2）に記載のとおり、反社会的勢力及び公序良俗に反する場合、虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合、並びにその他、本市が不適当と認めた場合、当該事業者等のSDGs推進登録を行わないことができるとしており、リスクへの対応を図っているところである。しかし、これらの要件は「反社会的勢力及び公序良俗に反する場合」を除き、事後的に判明するものであり、すまいるプロジェクトには大きなリスクが残る。

そこで、すまいるプロジェクトの「制度の悪用リスク」という社会的コストと政策

² 本来の記事では「A社」は実名であったが、監査人が「A社」と表記を変更している。

効果のバランスを図るため、登録希望事業者等におけるSDGsの具体的取組内容を示す根拠資料を本制度登録時に提出を求めたり、登録後においても必要に応じて市からのヒアリングに応じることを求めたりするなど、本制度が社会的に悪用されないように、今後も起こり得るリスクに応じて継続的な制度改善に努められたい。

4. PPP／PFI

(1) 概要

官民連携（PPP）とは、官と民が協力して公共事業を進める手法を総称したものである。PPPとは、Public Private Partnershipの略称であり、1990年代後半に欧米で普及し始めた概念である。PPPは1980年代にイギリスで提唱されたNPM（New Public Management）に端を発しており、行政の直営業務を民間委託する、公共事業に民間資金を導入する、独立行政法人化や民営化を推進するなど、幅広い考え方が含まれている。なお、PPPは日本では、官民協働、公民連携、官民パートナーシップなど、状況に応じて様々な呼ばれ方をしている。

近年、官民連携が注目を集めている背景としては、少子高齢化や労働人口の減少といった社会構造の変化、行政サービスに対する市民ニーズの多様化や、市場を活用して民間ができることは民間に任せるという政府方針の転換などがある。特に国や地方公共団体の財政事情が厳しさを増す状況下で、従来のように行政が独占的に行政サービスを提供することは困難になっている。限られた財源のなかで財政支出の効率化を図りつつ、市民サービスの向上を目指すためには、行政サービスに民間の資金やノウハウ、知恵を活用することが求められているのである。

公共事業を取り巻く官から民へという潮流は、総合規制改革会議が小泉内閣発足後の平成13（2001）年4月に設置され、経済社会の構造改革を進めるために、規制のあり方に関する総合的な調査審議が行われたことにより促進された。その後、平成16（2004）年4月に規制改革・民間開放推進会議が内閣府に設置され、「規制改革・民間開放推進のための基本方針」が策定されている。さらに、平成18（2006）年5月には「競争の導入による行政サービスの改革に関する法律」（市場化テスト法）が成立するなど、行政改革への取組みが加速している。

このような国の動きを受けて、地方公共団体においても行政改革の一環として、官民協働、公民連携が積極的に取り組まれている。なお、このような取組みは、行政サービスを実施する主体をその時々 の担い手として柔軟に考えるものである。すなわち、行政サービスを最も効率的かつ効果的に遂行する主体は誰かを常に考え、官民双方の役割分担と協働を図っていくのである。

「国土交通白書2014」によれば、官民連携は「公共サービスの提供において何らかの形で民間が参画する方法を幅広く捉えた概念で、民間の資金やノウハウを活用し、公共施設等の整備等の効率化や公共サービスの水準の向上を目指す手法」とされている。日本でも特に近年、公共施設等の維持管理において民間活用が進められており、その主な手法には次表に示すようにPFI方式、指定管理者制度、包括的民間委託などがある。ただし、包括的民間委託については、市は本格的なものは実施していない。

【図表 17】 P P P の手法について

手法	概 要	根拠法令	施設 所有	資金 調達	導入分野
P F I 方式	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式	P F I 法 (1999 年)	行政 民間	民間	公営住宅 庁舎等
指定管理者 制度	公の施設の管理・運営を指定管理者（地方公共団体が指定する法人）が代行する制度（法改正により、公の施設の管理主体が民間事業者、N P O 法人等に広く開放された）	地方自治法 改正 (2003 年)	行政	行政	公園 港湾等
包括的民間 委託	公共施設等の管理運営業務について、詳細な業務運営を定めず、性能発注方式によって一連の業務を民間企業に委ねることで、民間の創意工夫を活かした効率的なサービス提供を行う	—	行政	行政	下水道等

（出所：国土交通省「国土交通白書 2014」）

P P P / P F I について、市における実施状況は次表のとおりである（ただし、指定管理者制度を除く。）。これらの事業のうち、令和 5・6 年度において包括外部監査の対象とした中宮浄水場更新事業及び浄水施設運転維持管理 管理業務等委託、枚方市立禁野小学校整備事業を除いた、枚方市小中学校体育館空調設備整備 D B O 事業、王仁公園 運動施設等整備運営事業（P－P F I 型施設整備）について本監査の対象とした。

【図表 18】 市における P P P / P F I の実施状況（指定管理者制度を除く）

事業名	総事業費	事業手法	契約 締結年	終了 予定年	所管部署
中宮浄水場更新事業及び浄水施設運転維持管理 管理業務等委託	約 283 億円	D B O	令和 3 年	令和 29 年	上下水道部 浄水課

枚方市立禁野小学校整備事業	約 41 億円	D B	令和 4 年	令和 8 年	都市整備部 施設整備課
枚方市小中学校体育館空調設備整備 D B O 事業 【監査対象】	約 25 億円	D B O	令和 5 年	令和 22 年	都市整備部 施設計画課 施設整備課
王仁公園 運動施設等整備運営事業 (P - P F I 型施設整備) 【監査対象】	—	P - P F I	令和 5 年	—	土木部 公園みどり課

なお、事業手法に関し、それぞれの説明は次のとおりである。

○D B O 方式 (D e s i g n B u i l d O p e r a t e) 事業者が設計 (D e s i g n) 、建設 (B u i l d) 、運営 (O p e r a t e) を一括して委ね、施設の所有、資金調達は市が行うもの。 ○D B 方式 (D e s i g n B u i l d) 事業者が設計 (D e s i g n) 、建設 (B u i l d) を一括して委ね、施設の管理、所有、資金調達は市が行うもの。 ○P - P F I 都市公園法における公募設置管理制度 (P a r k - P F I) に基づく制度。公園での事業収益の一部を公園の環境整備・再生整備などに還元することを条件に、市が民間事業者等から企画提案を募り、認定を受けた事業者によって収益施設が設置される。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (P F I 法) における P F I とは異なる制度であることに留意。
--

(2) 政策推進課に係る監査の結果及び意見（個別意見）

① P P P / P F I に係る事務分掌上の限界について【意見 2】

P P P / P F I に関連して、市の事務分掌上、政策推進課は民間活力の導入推進全般を所管しているが、P P P / P F I 手法において、指定管理者制度のみ行革推進課が所管している。

一般的な P P P / P F I 制度において、公共施設の整備を伴う場合、施設の設計業務、各種工事に加え、建設後の運営業務も発注の範囲に含める場合が多い。この

建設後の運營業務については、通常、指定管理者制度が活用される。

この点、市職員の指定管理者制度への理解が十分でなかったり、PPP／PFIに指定管理者制度が関わることへの意識が不足したりする場合には、公共施設として適切ではない運営方法になり、施設運営フェーズの市によるモニタリングが不十分になることが懸念される。特に、PPP／PFIは長期の契約にわたり、様々な契約上のリスクを抱えていることなどから、外部のコンサルタント等に発注支援業務を委託して、募集要項、仕様書、リスク分担、契約書などを策定することが多い。外部コンサルタント等が地方自治法や指定管理者制度を熟知していない場合、民法の側面からの検討が中心になり、指定管理者制度の適切な運用のために本来必要な地方自治法の観点からの検討が十分でない可能性も考えられる。

実際に他団体において、PPP／PFI制度を活用して整備された公共施設では、「条例上の定めを超過した利用料金」を取っていた例や、指定管理者制度が地方自治法の定めのもと、様々な市の指示を受けるものであることについてPFI事業者が理解しておらず、資料の提出を拒むなど、運営後のモニタリングが不十分な例が散見されている。これらの例はPFIにおいて指定管理者制度が関連し、地方自治法の規制を受けることについての、理解不足が原因である。

このように、PPP／PFIは、指定管理者制度が深く関連するにもかかわらず、政策推進課と行革推進課に所管が分かれており、かつ、両課の十分な連携が見受けられなかった。

これまで市はPPP／PFIによって新たな施設整備をしてこなかったが、特に、PFIを通じて公の施設を整備する際に起こり得る今後のリスクに先んじ、PPP／PFIと指定管理者制度の一体検討が可能な体制構築に取り組まれない。

なお、都市公園の領域では、Park-PFIの取組みがなされているところであるが、Park-PFIについてはPFI法に基づく制度ではなく、都市公園法に基づく制度であることや、都市公園法特有の論点も多いことから、PPP／PFIとPark-PFIとの一体的な運営までは本意見では意図していないところである。

② 枚方市PPP／PFI手法活用優先的検討の基本方針その他ガイドラインの充実に向けて【意見3】

市は、平成29年6月に「枚方市PPP／PFI手法活用優先的検討の基本方針」（以下、「PPP／PFI基本方針」という。）を策定し、PPP／PFIの推進に取り組んでいるところである。

ただし、このPPP／PFI基本方針は、内閣府の定める「PPP／PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」の趣旨を踏まえ、あくまで民間活力の導入検討フェーズにおける事項を規定する内容に留まっており、内閣府が別途、ガイドライン

を定めている、VFM算定、リスク分担、契約、モニタリングの諸手続きに係る市のガイドライン策定までは検討が至っていない状況にあった。

後述する【結果1】のように、PPP/PFIはその運用フェーズにおける業務のモニタリング又は履行確認について、事業者がモニタリングの手法及び重要性を十分に理解しないままモニタリングにあたり、検証が不十分になるリスクが高い。モニタリングは市の観点から見ると、業務が要求水準に合致しているかという業務履行の確認でもある。また、モニタリングにおいては、事業者の財務状況のモニタリングのように市担当職員の専門性が不足する可能性が高い分野もある。

VFM算定やリスク分担については、基本的には優先的検討規程における第3次検討として外部コンサルタント等による算定や発注者支援としての提案や精査が一定なされることが市において想定されている。しかし、前述の【意見2】で述べたように外部コンサルタント等が地方自治法を熟知していない場合、地方自治法の観点からの留意事項の検討が不十分になる可能性も考えられる。

そこで、これらのリスクを事前に対応し、PPP/PFI事業の推進において今後、重大な問題を発生させないために、市職員が主体として実施することが想定されるモニタリングのほか、外部コンサルタント等の活用を前提としたVFM算定やリスク分担などにおいて、それぞれ市が検討すべき事項、留意すべき事項について明記したガイドライン策定を検討されたい。

また、PPP/PFIの導入までに通常、複数年の期間を要するため、実施事項の全体像を踏まえた日程管理の重要性が高いが、標準的なスケジュールは市の基本方針等において示されていない。各部署が円滑かつ適切にPPP/PFIを導入できるように、実施事項と留意事項を明記した上で、標準的なスケジュールをPPP/PFI基本方針等において示されたい。

③ 個別事案に係る第2次協議その他の政策推進課の関わりについて【意見4】

市のPPP/PFI基本方針によると、PPP/PFIの導入検討は第1～3次の3段階で進んでいくこととなる。この点、第1次検討においては、事業所管部署と政策推進課で協議を行うことがPPP/PFI基本方針で定められているが、その後の事業所管部署におけるPPP/PFI導入検討については、事業所管部署からの相談がない場合はPPP/PFIの導入検討に関わることが基本的に想定されていない。また、第1次検討についても、方針が事実上決定された後に事業所管部署から政策推進課に第1次検討の相談があったり、第1次検討における協議資料において、意思決定過程に本来必要な複数手段の比較検討という多角的な観点から分析がなされていなかったりすることなどから、十分な協議ができない状況であった。

PPP/PFIは民法及び地方自治法の両面から高度な検討を要することが多

く、適切な事業遂行のために、事業所管部署からの相談という消極的関与ではなく、専門的第三者として政策推進課がPPP／PFIの導入検討に積極的に関わる仕組みを整えることが望ましい。

なお、先述の指定管理者制度との関連の観点から述べると、仮に指定管理者の選定替えの際に政策推進課が一定の関与を行うことが仕組み化できれば、PPP／PFIという広い観点から、最適な手法の検討について施設所管部署以外の専門的第三者である政策推進課を含めて議論を深めることができると考えられる。

④ PPP／PFIに係る職員の理解浸透に向けて【意見5】

市は、先述のとおり平成29年6月にPPP／PFI基本方針を策定し、PPP／PFIの推進に取り組んでいるところであるが、このPPP／PFI基本方針の庁内での周知について、市職員が閲覧できるグループウェアへ掲載している程度であり、定期的な通知、研修会は実施はしていない状況である。

PPP／PFIは、従来型の発注と異なる点も多く、制度への理解が非常に重要である。また、研修会を通じて他団体における事例や実務上の留意点を事前を知ることも重要である。

市が今後、実施していくことになる事業について、その都度、PPP／PFIを含めた多様な手法を比較検討し、最適な手法を選択できるような職員育成を目指されたい。

(3) 施設整備課に係る監査の結果及び意見（個別意見）

① 要求水準を満たしているかについての測定・モニタリング方法について【結果1】

枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業に関し、モニタリング資料について確認したところ、要求水準書において室内温度を28℃未満とすることが定められているものが、モニタリング資料では、大半の小中学校の令和6年7～9月の平均室内温度測定値が28℃を上回っている状況であった。

この点、市にヒアリングしたところ、空調の非稼働時間も含めた平均温度を集計していたことによるものであり、空調の稼働時間に限定した室内温度については28℃未満であり、問題がないことが確認できた。

しかし、DBO事業者からの令和6年度夏季報告書の提出日は令和6年10月10日であり、この時点において市は、要求水準書の基準値を超えた測定値（28℃以上）を含む報告書になっていることを把握、協議をしていたが、集計方法の変更に伴う報告書の差替えについても速やかに対応すべきであったと考えられる。事実、この半年後である令和7年4月10日に提出された令和6年度冬季報告書においても同様に非稼働時間を含めた平均温度が報告されており、半年後においても状況が改善されていなかった。

この冬季の報告が出た後に稼働時間 1 時間ごとの測定に変更されたとのことであったが、DBO 事業におけるモニタリングという重要な事項にもかかわらず、その協議内容及び日時が分かる記録が残されていなかった。

本件 DBO 事業は事業契約書上、供用開始 1 年後の令和 7 年度から要求水準（性能基準）の確認を行う測定・モニタリングを開始するとのことであった。令和 6 年度はモニタリングの対象期間外ではあるが、市として、要求水準に合致しているかという契約履行の確認の観点からの検証は必要であり、これについて文書を残すべきと考えられる。

現在、モニタリングが本格実施されていることに鑑み、DBO 事業が要求水準に適合していることについて適切な文書化をされたい。

5. PFS

(1) 概要

成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）は、事業の達成度に応じて委託料を加減算する成果連動型の契約である。わが国においては、内閣府が PFS を推進しており、内閣府ホームページによると、PFS は、社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払うことによって、より高い成果の創出に向けたインセンティブを民間事業者に強く働かせることが可能となる、新たな官民連携の手法であるとされている。

市がこれまで実施した PFS は次表のとおりであり、これらの全件を監査対象とした。

【図表 19】市が実施した PFS

事業名	概要	契約金額	契約期間	所管 部署
いくつになっても誰もが主役の介護予防事業	健康寿命の延伸と介護予防を目的とし、趣味の技能(ノウハウ)を習得しうる「きっかけづくりの場」の提供や、「きっかけづくりの場」の参加者の中で、特に他者と共に行う趣味活動に参加していない状態の高齢者に対	【支払い上限額】 2,750 万円 【成果連動支払い額】1,725 万円 【最低支払い額】 1,025 万円	令和 4 年 7 月～ 令和 6 年 3 月	健康福祉部 健康づくり課

	して、「自主グループ」の組成及び主体的な参加を強く働きかけ、あわせて活動の継続に資するフォローアップを行うことで、業務完了後も自律的に地域や社会における他者とのつながりを持ちながら、趣味活動を継続して行えるような行動変容及び習慣化のための取り組みを一体的に実施。			
生活保護受給者等就労支援事業	生活保護受給世帯の自立の促進を図ることを目的として、生活保護法に基づき、稼働能力を有しながら、就労に至っていない生活保護受給者に対して求人情報の提供、履歴書の書き方や面接等のトレーニング、就労開始後の定着支援などの自立支援カウンセリングの実施や、求人と求職を効果的につなぐための求人開拓などの支援を併せて実施。	【支払い上限額】 5,814 万円 【成果連動支払い額】1,914 万円 【最低支払い額】 3,900 万円	令和 6 年 4 月～ 令和 9 年 3 月	健康福祉部 生活福祉課
生活困窮者等就労準備支援事業	生活困窮者及び生活保護受給者の就労自立促進を図ることを目的として、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び生活保護受給者に対して、一般就労に従事する準備と基礎能力形成を計画的かつ一貫して支援を	【支払い上限額】 5,016 万円 【成果連動支払い額】456 万円 【最低支払い額】 4,560 万円	令和 6 年 4 月～ 令和 9 年 3 月	健康福祉部 健康福祉総合相談課

	実施。			
--	-----	--	--	--

(2) 政策推進課に係る監査の結果及び意見（個別意見）

① P F Sを活用して「最少の経費で最大の効果」を目指すことについて【意見6】

地方自治法第2条第14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定められており、事業は「最少の経費で最大の効果」を目指すことが求められている。この目標を果たすために、昨今、W i s e S p e n d i n g（賢い支出）やE B P M（E v i d e n c e B a s e d P o l i c y M a k i n g：証拠に基づく政策立案）の重要性が指摘されている。

市が全国的にも先進的に取り組んでいるP F Sは、E B P Mの考えに基づき、費用対効果の高い事業展開を目指すものである。

市としてはこれまで3つの事業にP F Sを活用しているが、事業と政策効果の因果関係が明確になっていない事業を中心に、P F Sを事業手法の選択肢として各部署が検討していくことが望まれる。

ただし、市のこれまでのP F Sは各部署が独自に取り組んできたものであり、市全体として推進を十分に図られる体制にない。例えば、市が実施した3つのP F Sは従来の委託事業と比べて高い効果が見受けられるが、成果指標の設定方法など、今後に向けた気づきもある。他の部署がP F Sを事業手法の選択肢として考える障壁を下げるために、これらの気づきを取りまとめることが望まれる。また、市の事業を効果的・効率的に実施するに際して各部署が少しでも容易にP F Sを活用できるように、民間活力の導入推進を担当する政策推進課がガイドラインを策定したり、庁内研修会を開催するなど、P F S導入の仕組みづくりや、実際にP F Sに取り組む際の支援体制の構築が望まれる。

なお、今回の監査対象の中には、観光振興という抽象度の高いことを目的として、事業者へ委託している事例があったが、委託内容（現状の仕様）と観光振興との因果関係が強いとは言い切れない面が見られるため、仕様が固定化されている通常の委託よりもP F Sが適する可能性があり、これらの事業へのP F Sの展開も期待したい。

(3) 健康づくり課に係る監査の結果及び意見（個別意見）

① 事業終了後の長期的・継続的な成果測定について【意見7】

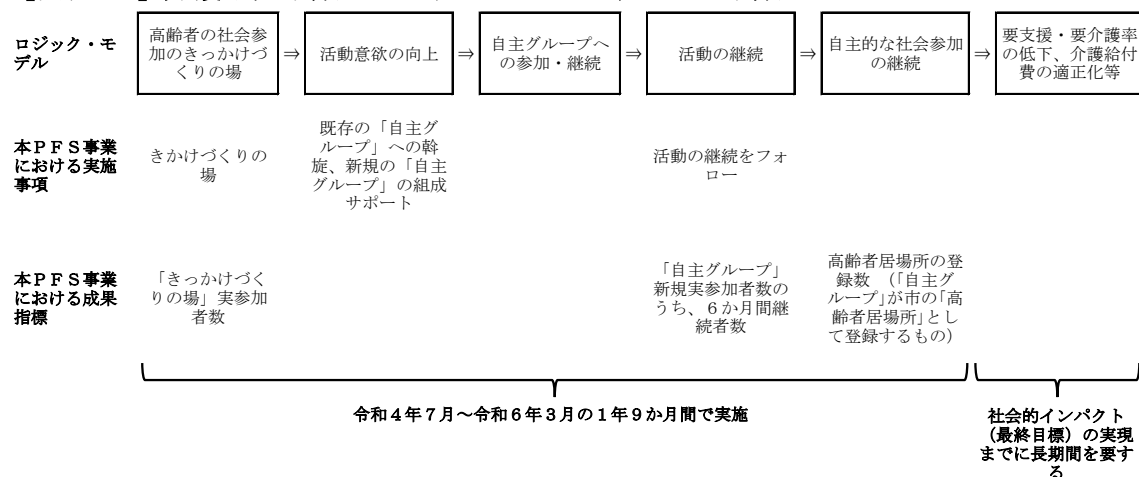
いくつになっても誰もが主役の介護予防事業では、成果指標の一つとして『「自主グループ」新規実参加者数のうち、6か月間継続者数』を掲げている。

これを成果指標として設定した理由は、経済産業省が「ヘルスケア分野におけるP F S／S I B事業組成パック」の「事業効果・支払条件ツール」によって、趣味

やスポーツに定期的に参加している高齢者は、その後の介護費用が低い傾向にあることを示していることを踏まえ、「自主グループ」新規実参加者数が増えることは、将来の介護費用抑制効果という社会的インパクトへの貢献が一定見込まれることにある。

ただし、本P F S事業の契約期間が1年9か月であることなどから、経済産業省が前掲資料で示している「趣味やスポーツに定期的に参加している高齢者」の測定は、『「自主グループ」新規実参加者数のうち、6か月間継続者数』というように6か月の継続的測定等に留まっている。具体的には、介護予防事業において考えられるロジックモデルの例と本P F S事業の概要は次のとおりであり、介護予防事業の社会的インパクト（最終目標）である要支援・要介護率の低下及び介護給付費の適正化等は長期間を経て実現されていくが、本P F S事業では契約期間の制約により、『「自主グループ」新規実参加者数のうち、6か月間継続者数』というように6か月の継続的測定等に留まっている。

【図表 20】介護予防事業のロジックモデルと本P F S事業



（出所：市提供資料から監査人作成）

市へのヒアリングによると、本事業を通じて形成された自主グループは、事業終了後においても活動を継続している傾向があるとのことであり、本P F S事業は一定の効果があったと考えられるが、社会的インパクトは通常、長期の時間を経て効果が発現するものと考えられるため、6か月より長い期間で測定することが望ましい。

P F Sは、手段と効果（社会的インパクト）の関係性が明確ではない事業について実験的に事業を進めることによって、成果が確かに発現する事業の実施手法を模索するという意義がある。実施した事業の手法とその効果が確認できれば、その手法については、市が事業を継続する意義が明確になる。そこで、今後、市が実施す

る介護予防事業の指針となるべく、介護予防事業の社会的インパクト（最終目標）である要支援・要介護率の低下及び介護給付費の適正化等に向けて本PFS事業を通じて実施した事項の効果について、長期的・継続的に把握・確認し続けることが望まれる。PFSの事業期間に留まらず、事業終了後においても長期的に市がその後の成果を把握・確認し続けられるような手法について検討されたい。

（４）生活福祉課に係る監査の結果及び意見（個別意見）

① 就労支援事業への展開に向けて【意見８】

生活保護受給者等就労支援事業は、生活保護受給者等の就業支援を従来の委託手法と比べて効果的に実施できたものと評価される。具体的には、PFSを通して事業目標が明確化され、事業者及び利用者とも事業主旨への理解が進み、新規利用者の獲得や活発な事業利用につながった。また、地域での体験活動や協力企業の新規開拓に係る取組みを強化し、就労体験など提供できる体験機会を増やすことで、利用者数及び利用回数が向上した。

加えて、本事業を通じて、就職氷河期世代である50歳前後の就労支援の必要性が高いことも明らかになった。しかし、本事業は生活保護制度を所管する生活福祉課が実施しており、支援対象者は生活保護受給者等であることから、生活保護を受けるまでに至らない就職困窮者への支援は所管外になり、生活福祉課としての実施が難しい状況にある。

PFSは、インパクトへの貢献が高い事業の手法を模索・検証することに大きな意義がある。実際に、本PFS事業を通じて、就労支援事業における効果的な実施手法について一定の整理ができたと考えられる。そこで、本事業を通じて確認できた「効果の高い事業実施手法」を他部署と連携しながら他の就労支援事業に広く展開していくなど、市全体として「効果的な事業」を追求することが望まれる。

② 今後の事業の発注方法について【意見９】

生活保護受給者等就労支援事業をPFSによって実施したことで、事業の目標を達成するための仕様を一定程度明確にでき、市は、今後の事業実施に資する「探求」ができたと考えられる。この「探求」というのは、事業の目標（社会的インパクト）を達成するために有効な事業の実施方法等を探るものであり、PFSに大きな意義があるところである。

そこで市は今後、同事業の発注を以前までの一般競争入札によることを検討しているとのことであった。

しかし、PFSを通じて分かったことの一つとして、目標達成に向けた成果報酬（インセンティブ）によって事業者の工夫を引き出し、目標達成の度合いが上がったということがある。単に一般競争入札とすると、目標達成に向けたインセンティ

ブが失われる恐れがある。

そこで就労支援事業の費用対効果を高めるために、成果報酬（インセンティブ）を組み込んだ発注方法を検討されたい。

なお、市担当者へのヒアリングからは、今回のPFSを通じて、市は事業の目標（社会的インパクト）とそれを達成するための事業実施方法等への理解を非常に高めたと感じられた。具体的には、本監査での市担当職員へのヒアリングにおける市職員からの回答は、本事業への深い洞察を持って非常に明確な考えが示されたところである。つまり、PFSを通じて、職員の政策立案能力の向上に大きなOJTの機会がもたらされたと考えられる。OJTのためだけに発注方法を選択するものではないが、一般競争入札に戻すことは、このようなOJTの機会も失うことに留意されたい。

6. 企業版ふるさと納税

（1）概要

企業版ふるさと納税とは、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が1回当たり10万円以上の寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みである（市に本社がある企業を除く。）。損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除（寄附額の最大6割）により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮される。

市では、この制度を活用して、市の取組みを応援する企業を募集しているところである。市が寄附を希望する対象事業については、「主な寄附対象事業」として市ホームページ等で広報しているところである。

（2）広報プロモーション課に係る監査の結果及び意見（個別意見）

① 寄附金の使途に係る効果的なマッチングに向けて【意見10】

市の企業版ふるさと納税は、市の事業すべてが対象となっており、幅広い使途での寄附金受入れが可能になっている。

寄附金受入れに係る事務の流れについては、企業から寄附の希望・申し出があった場合には、寄附者へ連絡し、市が実施している事業へ寄附していただくよう調整しているとのことである。

また、寄附金の使途については、事前に相談の上、寄附先事業を決定することが多いとのことであった。

市は寄附者と市の要望をマッチングさせるために、市が特に寄附をしてほしいと考えている事業を「主な寄附対象事業」として例示している。

この主な寄附対象事業は、市の各部署に選任されている公民連携担当次長を通じ

て各部署から掲載の要望があったものについて、すべて掲載している。今後、掲載事業が増えた場合は、広報プロモーション課と各部署が調整の上、紙面等の範囲内で記載するものである（令和6年度において15事業を掲載）。

ただし、市が抱える課題を開示し、民間事業者等からの提案を募るという点において、政策推進課が所管している「公民連携プラットフォーム」や包括連携協定と親和性、相乗効果が高いと考えられるが、主な寄附対象事業の掲載内容の協議における政策推進課との連携が十分とはいえない状況が確認された。

また、現状、「主な寄附対象事業」は、具体的な市の事業が記載されているが、より広く課題解決を図るためには、市の社会課題・行政課題を開示し、その解決について提案を受けるという手法も考えられる。例えば、市が現状抱えている公共施設の維持修繕・改修費等に係る財源不足について開示し、改修財源等について寄附金を募ったり、工事や物品納入などの現物寄附を募ったりすることも考えられる。

さらに、昨今、クラウドファンディングが普及してきたことなどからも、課題等への「共感」をきっかけにした寄附の重要性も高まってきている。

以上のとおり、企業版ふるさと納税の募集・PRに際して、公民連携プラットフォーム等の取組みとの強い連携が必要になることや、「主な寄附対象事業」の掲載方法等について現状の例示が限定された内容であることから、寄附金をより広く受け入れるために改善の余地があると考えられ、これらの改善対応を検討されたい。

第5 指定管理者制度に関する監査の結果及び意見

1. 共通事項

(1) 概要

指定管理者制度は、PPPの一種として民間事業者等に公の施設の管理を委ねるものである。「民にできることは民で」とする当時の小泉内閣の骨太改革路線の流れの中で、管理委託制度に変わる民間活力の導入として地方自治法第244条の2が改正され、平成15年9月に始まった制度である。

市においても17施設61箇所に指定管理者制度を導入しているところであり、市外の事業者が指定管理者に指定されている施設として、多様な業務が実施されていると推察される2施設（総合スポーツセンター及び都市公園（王仁公園等））を監査対象として選定した。なお、市外の事業者が指定管理者に指定されている施設を選定した監査上の主な視点は、施設の利活用に係る知見を指定管理者から十分に引き出せる体制が整っているか、また、地方自治法や市の例規が十分に理解されているかというものである。

加えて、市内事業者、かつ、同一の事業者が長らく指定管理者を担っている施設から1施設（枚方市立障害者社会就労センター）を選定した。なお、障害者社会就労センターは利用者等への配慮から、実地調査は実施せずに、資料閲覧及び質問に留めた。また、市内事業者、かつ、同一の事業者が長らく指定管理者を担っている施設を選定した監査上の主な視点は、前述の視点に加え、指定管理者の受け手となる地元事業者の育成が十分にされているかというものである。

さらに、市における指定管理者制度の導入・運用に際して、各施設の所管部署が適切に管理できるように行革推進課が「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」を策定しているところであり、この枚方市指定管理者制度に関する基本指針についても監査対象とした。

【図表 21】 監査対象

監査対象	所管部署
指定管理者制度全般	行革推進課
総合スポーツセンター	スポーツ振興課
枚方市立障害者社会就労センター	障がい企画課
都市公園（王仁公園等）	公園みどり課

(2) 本事項に関する総括意見

施設所管部署における指定管理者制度の運用状況について確認したところ、公の施設の管理に指定管理者制度を導入しているものの、指定管理者制度の本来の趣旨である「民間活力の導入」の表れとしての自主事業があまり推進されていない状況も見受けられた。自主事業等の承認申請の必要性が十分に市職員に理解されていない状況も見受け

られた。指定管理者制度について一層の理解を深め、市職員が指定管理者制度を通じて、公の施設をマネジメントし、効果的・効率的な行政サービスを追求することが望まれる。

(3) 行革推進課（指定管理者制度全般）に係る監査の結果及び意見（個別意見）

① 自主事業の定義と必要な手続きの明確化について【意見 11】

指定管理者制度の趣旨は、民間事業者のノウハウを発揮した公の施設の効果的・効率的な管理運営の推進にあり、自主事業の推進など活気ある施設利用が一般的に推奨されている。ただし、自主事業の推進に際しては、市所管部署及び指定管理者が指定管理者制度や自主事業の承認手続き、自主事業の実施に際して必要な行政財産の使用許可、使用料徴収等について十分に理解を深める必要がある。

この点、市の指定管理者制度の個別事案の監査において、自主事業の実施について承認を要する自主事業の範囲が明確にされておらず、適切な承認を得ていなかった事案が散見された。

この背景には、関係者へのヒアリングの結果、「自主事業とは何か」について市所管部署及び指定管理者の理解が曖昧であることが一因にあることが分かった。「自主事業」という概念は、地方自治法などの法令にない言葉であり、他団体においても、曖昧なまま運用されることが多い。

また、枚方市都市公園においては、指定管理事業と自主事業のほかに「利用促進事業」という区分を設けていた。枚方市都市公園の指定管理業務の仕様書である「枚方市都市公園管理運営業務基本仕様書」によると、自主事業は「市が実施を求める指定管理業務以外で、利用者サービスの向上に寄与するもの」と定義され、利用促進事業は「指定管理業務の一環として行う園地や施設の魅力アップや利用の活性化（様々なイベントや魅力的なプログラムの実施等）のための事業であって、収入が支出を上回らない事業」と定義されていた。自主事業と利用促進事業の区分の例として、ヨガ教室等無料の講習会は利用促進事業である一方で、スポーツスクール及びキッチンカー、マルシェ等物品販売は自主事業とされていた（ただし、【意見 18】のとおり、自主事業と利用促進事業の区分の実務の課題は見受けられた。）。

上記のように、指定管理事業と自主事業のほかに「利用促進事業」という区分を設けている例は、指定管理事業と自主事業の2区分のみよりも必要な手続きや法的な位置づけが分かりやすいと考えられる。例えば、事業を次のとおり3区分にすることが考えられる。

指定管理者制度における事業区分（例）

(1) 指定管理事業

使用料又は利用料金の定めがあるもの

(2) 付帯事業（又は利用促進事業）

使用料又は利用料金の定めがないもの、かつ、市が政策目的上、実施すべきと考えている事業

(3) 自主事業

その他指定管理者が独自に行う事業は自主事業（※）

（※）民法に基づく料金の徴収であり、地方自治法及び条例に基づき指定管理者に収入を帰属させることのできる施設利用料金と異なって、協定書等において、付帯事業（又は利用促進事業）及び自主事業による収入は指定管理者に帰属させるといった定めが必要と考えられる。なお、現状、行革推進課が策定している指定管理者制度における募集要項のひな形では、自主事業の収入を法人の収入とするよう記載されているが、付帯事業の収入についても明記する必要があると考えられる。

各施設において【結果 8】、【結果 12】及び【結果 16】のように自主事業の実施に際し、必要な手続きが市所管部署及び指定管理者に理解されないということは、かえって「手続きが分からないので自主事業を積極的に進められない」という事態を招きかねず、指定管理者制度の趣旨を果たす制約になり得る。

この点、市は「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」によって指定管理者制度の運用指針を全庁的に示しているが、自主事業の範囲と必要な手続き（承認手続き、行政財産の使用料徴収の要否等）は明確にされていない。あくまで一例として3区分を示したところであるが、市所管部署及び指定管理者の理解を深めるために、自主事業などの事業の定義とともに、それぞれの事業実施に必要な手続きを「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」に明記されたい。

なお、この3区分によると、修繕の範囲やリスク分担について、（1）指定管理事業と（2）付帯事業（又は利用促進事業）に係るものは市が負担するという考え方の整理が行いやすくなると考えられるため、リスク分担のあり方についてもあわせて見直し検討をされたい。

② 収支報告に記載する収入及び支出の範囲の明確化について【意見 12】

市の指定管理者制度の個別事案の監査において、事業報告書における収支報告の内容について誤りや本来、計上すべきでない収入及び支出が含まれているものが散見された。この背景には、関係者へのヒアリングの結果、収支報告の記載方法について市所管部署及び指定管理者が十分に理解していないことが分かった。

この点、市は「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」によって指定管理者制度の運用指針を全庁的に示しているが、収支報告の記載方法について明確に記載されていない。

監査人のこれまでの経験を踏まえて例示するが、次の経費については指定管理者において計上の要否の判断が分かれることも多く、指定管理者制度の指針において明記されていない場合、収支報告に課題が生じることが多い。そこで、指定管理料又は利用料金を財源として支出して良いか否かについて明示することが望ましい。

- 減価償却費（発生主義会計によって収支報告するか、現金主義会計によるかの相違）
- 指定管理事業とは直接関係のない支出（事業者として加入する会費、指定管理施設以外に係る協賛金、広告宣伝費）
- 法人税及び地方法人税等（指定管理者業務に係る部分のみ又は指定管理者業務に係る部分以外）
- 消費税及び地方消費税額（指定管理者業務に係る部分のみ又は指定管理者業務に係る部分以外）
- その他租税公課
- 交際費（飲食代、贈答品等）
- 会議費（社会通念上通常の会議費、社会通念を超えるような会議費）
- 指定管理期間外に発生・支出した費用
- 事業者の管理費（本社費、間接費、一般管理費など）

物価高騰、賃金上昇など指定管理者の収支が一層厳しくなる状況において、指定管理料が十分であるかを検証する必要性が高まっており、そのような検証を行うために、「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」において収支報告の記載方法について明記されたい。また、あわせて指定管理事業（付帯事業を含む）と自主事業との収支の区分は同様に必要であるため、収支報告書の様式を示すことも望ましいと考えられる。

③ 収支報告における一般管理費の取扱いについて【意見 13】

一般的な考え方として、一般管理費は、指定管理者業務との直接関係がないことや事業者の利益としての側面も有することから、限定的に計上されるべきであり、事業提案時など適切に提案・審査された収支予算等において計上されたものについてのみを例外的に指定管理料から支出できるものとされる。

この点、【意見 22】のとおり、事業提案審査における指定管理者選定基準及び選定委員会議事録を閲覧したところ、予算のうち、一般管理費についての評価・審査が見受けられなかった事案が見受けられた。

持続可能な指定管理者制度のためには、事業者にも一定の利益確保が必要であり、一般管理の計上が容認される場合は、一般管理費に利益相当額が含まれることが多い。そこで、指定管理者業務との直接関係がなく、利益としての側面も有するという

一般管理費の性質を踏まえ、一般管理費のあり方を慎重に検討し、仮に一般管理費を収支に含めて良いと判断した場合には、事業提案審査において十分な評価・審査をされたい。

④ 再委託の承認が必要な範囲の明確化について【意見 14】

市の指定管理者制度の個別事案の監査において、再委託の承認漏れが散見された。この背景には、関係者へのヒアリングの結果、再委託の承認が必要な範囲について市所管部署及び指定管理者が十分に理解していないことが分かった。

この点、市は「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」によって指定管理者制度の運用指針を全庁的に示しているが、再委託の承認が必要な範囲について明確に記載されていない。

再委託の承認は公の施設を適正に管理するために求められているところであり、「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」において再委託の承認が必要な範囲について明記されたい。

⑤ 使用料等条例・規則の不断の見直しについて【意見 15】

市の指定管理者制度の個別事案の監査において、（i）市内使用者及び市外使用者の定義・確認方法の曖昧さ、（ii）冷暖房費を使用した場合、割増料金とすることの是非、及び（iii）長らく改正されておらず、実態に整合しない料金設定といった疑義が見受けられた。

- | |
|---|
| <p>i) 市内使用者及び市外使用者の定義・確認方法の曖昧さについては、施設設置条例上、市内使用者と市外使用者とで異なる料金設定がされているところ、「『市内使用者』とは市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は主としてそれらの者で構成する団体」をいい、「『市外使用者』とは市内使用者以外のもの」としているが、「在職」と「主としてそれらの者で構成する団体」については施設現場において、その証拠書類等の確認を十分にできていない状態であった。</p> <p>ii) 冷暖房費を使用した場合、割増料金とすることの是非については、施設設置条例上、冷暖房費を使用した場合に、実費負担の観点から利用料金が2割増しになるとされているところ、昨今のエネルギー代の高騰下においては、使用料金の割増部分以上に経費を要する可能性があり、料金設定が十分かどうかの検証が望まれるものである。また、非常に暑い日が増えた昨今において、特に冷房を使用することは利用者安全の観点から必須サービスとも言え、冷暖房費を使用料金の基本料金に組み込むことも有用と考えられるものである（ただし、施設利用の実態等を踏まえてその要否を検討されたい。）。</p> <p>iii) 長らく改正されておらず、実態に整合しない料金設定については、かつては実施</p> |
|---|

されていた施設サービスがなくなったにもかかわらず、条例等の改正がなされなかったものである。

ほかにも、時代が変われば施設に求められるニーズも変化していくことが想定され、常に条例等のアップデートが必要と考えられる。

これらについて、各施設所管部署が施設管理運営の実態や利用者ニーズ等を踏まえて、適時に条例等の改正を行うことを担保するように、例えば、指定管理者の募集前に条例及び規則を改正することを規定することが有用と考えられる。本来、各施設所管部署が自律的に条例等を改正すべきであるが、職員の異動があると、異動して着任したばかりの職員が指定管理者の募集事務を行うことが想定されたり、施設の実態把握が不十分であると、そもそも条例等を改正すべきということが認識されない。

そこで、施設の課題を把握し、条例、規則、仕様書、募集要項など指定管理者の募集に関わる諸規則を改定することを必須のプロセスとしてスケジュールに組み込むことが望まれる。

⑥ 研修会等を通じた市所管課及び指定管理者の理解促進について【意見 16】

昨今の物価高騰、賃金上昇など、指定管理者の収支の状況が一層厳しくなる状況下での指定管理者業務において、支出増加による収支の悪化が生じ、予算制約から指定管理料が増額できない中で収支を改善するために業務範囲が縮小されるリスクを抱えている。この業務範囲の縮小は公の施設を通じた行政サービスの縮小均衡を招き、他団体においても三重県桑名市が令和元年度から原則として指定管理者制度の適用を取りやめ、公の施設を直営化したように、指定管理者制度の行き詰まりが指摘されている。

ただし、指定管理者制度の趣旨は、単なるコスト削減の手法ではなく、民間事業者のノウハウを発揮した公の施設の効果的・効率的な管理運営の推進にあり、自主事業の推進など活気ある施設利用が一般的に推奨されている。

しかし、自主事業や再委託の承認申請漏れなど、市所管課及び指定管理者の理解促進が不十分な状況が散見され、このままでは自主事業の推進などの民間事業者のノウハウの発揮が十分に引き出せず、市においても指定管理者制度が行き詰まる可能性が考えられる。

そこで、枚方市指定管理者制度に関する基本指針を改正するとともに、市所管課及び指定管理者向けの研修会を定期的を開催するなどして市所管課及び指定管理者の理解を促し、昨今の物価高騰、賃金上昇などインフレ社会においても指定管理者業務を発展させていく体制を構築されたい。

2. 個別施設の指定管理者制度に係る事項

(1) スポーツ振興課(総合スポーツセンター)に係る監査の結果及び意見(個別事項)

① 事業報告書(収支報告)の記載誤り【結果2】

指定管理者が市に提出した事業報告書の収支報告について根拠証憑との照合を行ったところ、金額の不一致箇所(「指定管理料収入」「修繕費」それぞれ4,400,000円の過少計上)が発見された。不一致の要因は、指定管理料のうち修繕費相当部分に係る会計処理方法についての指定管理者の処理誤りであった。

この点について市所管部署に問い合わせたところ、収支報告はいったん5月30日付で指定管理者から市に提出された後、市が会計処理誤りに気付き、修正指示を行っていたが、監査実施時点ではまだ修正が行われていなかったとのことであった。

指定管理者は適時に所管部署に対して報告を行い、また所管部署は指定管理者に対する監督機能を十分に発揮し、会計処理について確認・修正することが求められる。特に指定管理事業初年度においては、双方特に留意すべきである。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

上記の誤りについて修正された事業報告書が指定管理者から市に提出された。

② 事業報告書(提出年月日)の記載誤り【結果3】

指定管理者が市に提出した事業報告書の収支報告について、令和6年度分のものは令和7年5月末に提出されているところ、事業報告書の提出年月日が「令和6年5月30日」と記載されており、年の記載誤りが見受けられた。

指定管理者は、事業報告書を適切に作成するとともに、市はその内容について十分に確認されたい。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

上記の誤りについて修正された事業報告書が指定管理者から市に提出された。

③ 再委託契約の適切な承認について【結果4】

「枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者基本協定書」第26条には「委託の制限」として次のとおり規定されている。

「枚方市立総合スポーツセンター、枚方市立市民体育館及び枚方市立伊加賀スポーツセンター指定管理者基本協定書」第26条

乙は、業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、甲があらかじめ書面により承認した場合は、業務の一部を第三者に委託することができる。

2 乙は、前項ただし書の規定により業務の一部を委託した相手方を変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を得なければならない。

総合スポーツセンターにおける業務委託を対象に資料閲覧したところ、承認漏れや、事後承認となっている再委託事案が発見された。

電子機器や運動用器具の点検を委託している株式会社ニシ・スポーツについて、点検は令和6年7月に行われているが、承認は事後（令和7年3月31日）となっていたり、草刈り除草作業を委託している株式会社サクセスについて、令和6年9月から令和7年3月まで複数回委託を実施しているが、承認は監査実施時点において行われていなかった。

いずれも協定書において仕様が定められている重要な事項であり、再委託の事前承認を徹底されたい。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

上記の再委託の承認については是正措置がとられた。

④ 元帳金額と収支報告書の端数処理のずれ【結果5】

経費伝票と収支報告書の元データである元帳（指定管理者の会計システムより抽出したもの）を数件照合したところ、実際に支払った金額と収支報告に記録された金額について、1件あたり1円の相違が見られるものがあった。

指定管理者担当者に確認したところ、請求書等の証憑から会計伝票の指定管理者システムに入力する際に、まず税抜金額を吸い込んだ上でシステム処理上自動で税抜金額を税込金額に修正するとのことであった。その結果、当初の請求金額と元帳金額に差異が発生するとのことであった。結果的に月々の収支報告が実際の収支と合計100円程度の差異が発生することがある。

市は、指定管理者に対して正確な収支報告をするように指示されたい。

⑤ 消火栓設備への検査済み証の貼付漏れについて【結果6】

特定防火対象物（本施設はこれに該当する）については、消防法上、1年に1回、消防用設備等の点検を実施することなどが求められている。そして、その点検の結果として、消火器や消火栓に点検済証を貼付することなどが推奨されている。

この点、総合スポーツセンター内の消火栓設備について、消防法上の点検済証が貼られていない箇所が散見された。

施設の安全性を明確にするため、消防用設備には、点検済証を適切に貼付されたい。

⑥ AEDの管理について【結果7】

AED（自動体外式除細動器）は、施設利用者、職員等の生命を守る重要な器具であり、緊急時に誰でもすぐに使える状態にしておく必要がある。この点、AEDが保管されているケースとAED本体の規格（大きさ）が合わずに、AED本体がケースと干渉し、ケースが簡単に開かない状態であった。

現状の管理方法は緊急時に、誰でも、すぐにAEDを取り出せないおそれがあるため、AEDの保管方法について見直されたい。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

実地調査当日において、即時にAEDの保管場所が見直され、事務所窓口に設置場所が変更された。

⑦ ドレン（排水溝）の清掃について【意見17】

一部の屋上において、ドレン（排水溝）にコケやゴミがたまっているなど、清掃が不十分な箇所が見受けられた。ドレンは、水はけによって雨漏り等を防ぎ、ひいては躯体の鉄筋の錆を防ぎ、施設の長寿命化の基礎となる重要な点検事項である。ただし、屋上まで登るための梯子が高い位置にあり、設計上、屋上まで登るのが難しい面もある。

半年に1回など頻度を決めた上で適時にドレンの清掃をされたい。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

上記のドレン清掃について実施された。

⑧ 自主事業のあり方について【意見18】

「枚方市総合スポーツセンター、枚方市立市民体育及び枚方市立伊加賀スポーツセンター管理運営業務基本仕様書」の「7. 自主事業」によると、自主事業は各施設の年間総枠に対して1割以下の範囲で実施できるとされている。ただし、総合スポーツセンターにおいて、指定管理者は「バスケットボールDAY」、「ソフトバレーDA

Y」や「ピククルボールDAY」など1回当たり100円～1,100円のDAY事業を実施しており、自主事業にこれらのDAY事業を含めると、自主事業は各施設の年間総枠に対して1割を超えている状況であった。

この点、市所管部署は「仕様書では、業務要求事項（スポーツ教室・プログラム等）のほか、市長の承認を得て自主事業ができるものとなっている。仕様書に基づくDAYは業務要求事項として実施しているプログラムであり、回数を超える部分は自主事業として実施している。」という説明であった。しかし、指定事業として位置付けられていない上に、仕様書及び募集要項には通常の指定管理者事業のほかに自主事業のみしか定義されていないため、仕様書上は自主事業として整理するほかないと考えられる。

この問題の背景にあるのは、自主事業の定義の曖昧さにあると考えられる。自主事業は地方自治法において定義がされておらず、かつ、市全体としても定義付けがされていない中で、各部署が自主事業という用語を用いている。

DAY事業を自主事業から外すべきであれば、事業区分を例えば「指定管理者事業」、「付帯事業」（又は利用促進事業）、「自主事業」の3区分に整理するなどして、次期指定管理者の公募に向けて、自主事業の総量規制（年間総枠の1割以下）を管理されたい。

その一方で、この総量規制は自主事業の実施を抑制することに繋がるため、このような一律による規制が施設の一層の利活用の推進から適切であるかを再度見直されたい。指定管理者制度の趣旨を十分に発揮するためには、曜日別・時間帯別の稼働率分析など自主事業をいつ実施すべきかを精査の上、稼働率が低い曜日・時間帯において自主事業を推進するなど自主事業のあり方についても検討されたい。

⑨ 自主事業の適切な承認について【結果8】

指定管理者施設においては、民間事業者のノウハウを発揮するため、自主事業の推進など活気ある施設利用が推奨されているところであるが、自主事業の実施に際しては適切に市の承認を受けることが必要になる。

しかし、施設内で行われている指定管理者（スポーツ用具製造販売会社）のスポーツ用品のカタログ販売について、自主事業の承認が行われていなかった。

また、そのほか物品の販売について、自主事業の承認が自主事業の開始後になされているものが見受けられた。

自主事業の承認関係手続について適切にされたい。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

当該カタログ販売については、行政財産目的外使用許可がされている箇所に実施場所が移動された。

⑩ 自主事業の推進のための行政財産の目的外使用に係る使用料について【意見 19】

総合スポーツセンターでは、自主事業を行政財産の目的外使用という位置づけにして行政財産の使用料を指定管理者から徴収している。ただし、行政財産の使用料徴収に際しては、「枚方市行政財産使用料条例」及び「枚方市行政財産使用料条例施行規則」に基づき、使用料を指定管理者から徴収しているが、非常に廉価であり、事務手間との費用対効果が良くない。

使用料の公平な徴収は重要であるものの、指定管理者制度の趣旨からは、自主事業の積極的な推進ということも重要性が高い。そのため、公の施設の設置目的や活性化に資する場合において行政財産の使用料を免除することや、他方、多様なイベント・企画を想定した多角的な使用料の設定など指定管理者制度の趣旨の達成のための使用料のあり方について、行革推進課と連携して検討されたい。

⑪ 指定管理者の制服におけるネーム表示について【結果 9】

「枚方市総合スポーツセンター、枚方市立市民体育及び枚方市立伊加賀スポーツセンター管理運営業務基本仕様書」の「6. 業務実施体制 (3) 従業員」によると、指定管理者の従業員が着用する制服等について「指定管理者のネームは入れない」ことが求められている。しかし、実際には指定管理者の従業員には指定管理者の会社名が記されたものであった。

このような実態は仕様書違反であるが、指定管理者の名称は一般に公表されていることもあり、「指定管理者のネームは入れない」という制限の必要性の再検討も含めて適切に対応されたい。

⑫ 施設利用料金に係る条例等の定めと実態との不整合について【結果 10】

施設利用料金について、「枚方市立総合スポーツセンター条例」において、設備関係の利用料金は「枚方市立総合スポーツセンター施行規則」で定めることとされている。

この点、総合体育館について確認したところ、規則による利用料金の定めと実態との間に次のとおり不整合が見受けられた。

- i) 規則において、料金設定がされているものの、総合スポーツセンターのホームページ上の料金表から削除（取消し線による削除表記）されており、実際に貸付がされていないもの7件（はちまき・ゼッケン等）
- ii) 規則において、料金設定がされているものの、総合スポーツセンターのホームページ上の料金表に記載が見受けられず、実際に貸付がされていないもの6件（リズムマット、リズム棒、ハードル（幼児用）、プレイバルーン）
- iii) 規則における表記と、総合スポーツセンターのホームページ上の料金表の表記が異なるもの 数件（ホワイトボード又は黒板等）

規則改正によって、規則と実態の利用料金の定めとの不整合を解消されたい。

また、これらは規則の見直しが長年されていなかったものであり、指定管理者選定前など定期的に条例、規則を見直すなど条例、規則は定期的に見直しされたい。

⑬ 施設利用料金に係る「市内使用者」の定義等の見直しについて【意見 20】

市内使用者と市外使用者とで異なる料金設定をしており、条例では「『市内使用者』とは市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は主としてそれらの者で構成する団体」をいい、「『市外使用者』とは市内使用者以外のもの」としている。このうち、市内に在住する者については、身分証明書類等によって確認が可能であるが、「在職」と「主としてそれらの者で構成する団体」については十分にできていない状態である。「在職」と「主としてそれらの者で構成する団体」について、その根拠を確認することは、現場の事務負担も大きくなることから、「市内使用者」の定義と確認方法について明確にされたい。

⑭ 施設利用料金に係る冷暖房費の見直しについて【意見 21】

条例上、冷暖房を使用した場合、実費負担の観点から利用料金が2割増しになるとされている。例えば総合スポーツセンターのメインアリーナ1／3面を午前使用した場合、660円（＝3,300円×0.2）が冷暖房費として加算される。しかし、昨今のエネルギー代の高騰下においては、使用料金の割増部分以上に経費を要する可能性があり、料金設定が十分かどうかについての検証が望まれる。また、非常に暑い日が増えた昨

今において、特に冷房を使用することは利用者安全の観点から必須サービスとも言え、冷暖房費を使用料金の基本料金に組み込むことも有用と考えられる。

施設利用の実態や実際に要している費用を調査の上、冷暖房費の使用料の取扱いについて中長期的な課題として対応を検討されたい。

⑮ 収支報告における一般管理費の取扱いについて【意見 22】

一般的な考え方として、一般管理費は、指定管理者業務との直接関係がないことや利益としての側面も有することから、限定的に計上されるべきであり、事業提案時など適切に提案・審査された収支予算等において計上されたものについてのみを例外的に指定管理料から支出できるものとされる。

この点、総合スポーツセンターの令和6年度収支報告について、事業者による提案時の収支予算書における一般管理費は 10,834,000 円とされていたところ、実際の収支報告上の一般管理費は 10,848,516 円であり、予算時から 14,516 円多く計上されていた。

また、事業提案審査における指定管理者選定基準及び選定委員会議事録を閲覧したところ、予算のうち、一般管理費についての評価・審査が見受けられなかった。

持続可能な指定管理者制度のためには、事業者にも一定の利益確保が必要であり、一般管理費の計上が容認される場合は、一般管理費に利益相当額が含まれることが多い。

そこで、指定管理者業務との直接関係がなく、利益としての側面も有するという一般管理費の性質を踏まえ、一般管理費のあり方を慎重に検討し、仮に一般管理費を収支に含めて良いと判断した場合には、事業提案審査において十分な評価・審査をされたい。

(2) 障害企画課（枚方市立障害者社会就労センター）に係る監査の結果及び意見（個別事項）

① 再委託契約の適切な承認について【結果 11】

「枚方市立障害者社会就労センター指定管理者基本協定書」第 25 条には「委託の制限」として、次の記載がある。

「枚方市立障害者社会就労センター指定管理者基本協定書」第 25 条

乙は、業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、甲があらかじめ書面により承認した場合は、業務の一部を第三者に委託することができる。

2 乙は、前項ただし書の規定により業務の一部を委託した相手方を変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を得なければならない。

この点、枚方市立障害者社会就労センターの業務委託の内容について確認したところ、承認漏れとなっている委託事案が発見された。

再委託の事前承認を徹底されたい。

② 利用料金の設定及び自主事業に係る適切な承認等について【結果 12】

一般的に、公の施設において指定管理者の収入として利用者から徴収できるものは、（１）条例に定められた利用料金、（２）施設の目的内使用と整理された自主事業としての収入、又は（３）施設の目的外使用と整理された自主事業としての収入のいずれかとされている。

この点、指定管理者から市に提出された事業報告書及びその根拠資料となる会計帳簿によると、指定管理者は枚方市立障害者社会就労センターにおいて次の収入を得ている。

- ①清掃事業収益
- ②馬事業収益
- ③請負事業収益
- ④内職・リサイクル事業収益
- ⑤園芸・畑事業収益
- ⑥訓練等給付費収益
- ⑦特定費用収益
- ⑧受入研修費収益
- ⑨利用者等外給食収益

ここで、「枚方市立障害者社会就労センター条例」第 6 条においては、「利用料金

の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 3 項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。」とされており、また、「指定管理者は、利用料金の額を決定するに当たっては、あらかじめ、その額について市長の承認を受けなければならない。」とされている。

上記の収入のうち、⑦を除くものは、市によると（１）条例に定められた利用料金と整理されている。また、これらの整理によらない⑦は（２）施設の目的内使用と整理された自主事業としての収入とされている。

しかし、（１）条例に定められた利用料金については、条例第 6 条において市長の承認が必要とされているところ、承認を受けていなかった。また、（２）施設の目的内使用と整理された自主事業としての収入については、協定書、仕様書及び募集要項において、自主事業実施の要否や承認手続き関係、収入の帰属先等について記載されておらず、そもそも自主事業の実施が想定されていない。そのため、通常求められる自主事業の事前承認もなされていなかった。

利用料金の設定及び自主事業に係る適切な承認等について必要な事務を再検討し、適切な手続きをされたい。

③ 事業報告書（収支報告）に記載する収支の範囲について【結果 13】

指定管理者が市に提出した事業報告書の収支報告について、会計帳簿との照合を行ったところ、次のとおり、i）利用料金（本件は指定管理料無し）から支出すべきではないもの及び ii）収支報告書に記載する必要がある収入が見受けられた。

i）指定管理料から支出すべきではないもの

- 大阪府社会福祉協議会への会費支出 88,100 円、日本セルフセンターへの会費支出 23,000 円など、指定管理者業務（施設）とは直接の関係がなく、法人として加入する性質であるもの
- 退職給付引当資産支出 103,680 円のように、実際の外部への支出（退職金の支払い）が指定管理期間外になるもの
- なお、上記の退職給付引当資産支出のほか、退職給付支出 867,420 円が支出として計上されているが、退職金の支払いは指定管理料又は利用料金等から行って良いか不明瞭である

ii）収支報告書に記載する必要がある収入

- 退職給付引当資産取崩収入 457,920 円、拠点区分間繰入金収入 81,164,587 円のように、実際の外部からの収入とは関係のない、単なる法人内部経理によるもの

上記の原因としては、事業報告書の収支報告が指定管理者業務に係るものを市が明確に求めていないことと、さらに、収支報告書に記載すべき内容について市全体として定めが明確になっていない点などが考えられる。これらの事情の背景として、指定管理者が社会福祉法人会計基準のもとで作成している「拠点区分資金収支計算書」を当該収支報告用に単に読み替えたのみであり、指定管理者業務として適切な収支であるかを精査していないことが想定される。

その結果、収入合計 142,997,907 円、支出合計 55,401,249 円、収支差額 87,596,658 円という当該施設の指定管理者業務としては不自然な収支報告になった。

市は収支報告の内容について不自然な点がないか確認するとともに、指定管理者業務として適切な報告になるよう指定管理者に指示されたい。

④ 指定管理者制度活用の適否の再検討について【意見 23】

これまで指摘したとおり、指定管理者制度を適用する以上は制度運用にまつわる様々な手続きが必要になる。また、これらに記載した以外にも指定管理者制度を運用するに際しては、指定管理者の選定手続き、モニタリングなど事務負担が相当程度かかるものである。その一方で、指定管理者制度のメリットは、自主事業の実施など民間事業者のノウハウを活用することで施設運営をより効果的・効率的に行うものである。そのため、指定管理者制度は、導入のコストがかかることも意識した上で費用対効果を鑑みて検討されるべきである。

しかし、指定管理者は自主事業として研修受入れを行っているのみであり、また、本施設の特徴であった「森のうま舎」（通所者が世話する馬を使った乗馬療育）が令和 6 年度末をもって終了するなど、指定管理者制度の効果の発揮については限定的と考えられる。

障害者社会就労センターは、就労継続支援 B 型事業所であり、この就労継続支援 B 型事業を行う民間事業者が増えてきている中で、市として施設を保有することの必要性や社会的意義等について再検証することが望まれる。市からの指定管理料はゼロである中で、【結果 13】の i) 及び ii) を収支から除外した場合の指定管理者の令和 6 年度収支は 4,688,931 円の黒字になることから、（ア）納付金を指定管理者に求めることや、（イ）普通財産に転用した上で、就労継続支援 B 型事業の実施を前提として民間事業者に貸し付けるなどの方策も考えられる。

仮に検討の結果、現状のとおり、公の施設と位置付けた上で指定管理者制度を適用することが望ましい場合には、指定管理料がゼロであるから精査しないのではなく、収支の黒字を指定管理者に移転していること、つまり、実質的に「見えない公金」を当該施設に充てていることを踏まえて、市があえて就労継続支援 B 型事業所を提供することの意義を明確にし、指定管理者業務内容、仕様の見直しなど検討されたい。

なお、本意見では、収支が黒字であることに言及したが、持続可能な指定管理者制

度のためには、指定管理者にとって適正な利益の確保も必要であり、このような「適正な利益」の水準の検討についても必要なことを申し添える。

(3) 公園みどり課(都市公園(王仁公園等))に係る監査の結果及び意見(個別事項)

① 枚方市都市公園 指定管理 年間事業報告書の記載誤り【結果 14】

令和6年度枚方市都市公園収支報告の需用費(実績)が3,122,802円と記載されているが、実際の指定管理者における会計データの数値は3,160,798円であり、37,996円過小に報告がなされていた。当該会計データの数値が正しく、誤りの要因は会計データの補助コード記載漏れによる収支報告書への転記漏れであった。また、当該誤りに伴って、支出の部合計と収支差額も同額の誤りが発見された。適切に収支報告を記載されたい。

② ドレン(排水溝)の清掃について【意見 24】

一部の屋上等において、ドレン(排水溝)にコケやゴミがたまっているなど、清掃が不十分な個所が見受けられた。

ドレンは、水はけによって雨漏り等を防ぎ、ひいては躯体の鉄筋の錆を防ぎ、施設の長寿命化の基礎となる重要な点検事項であるため、適時にドレンの清掃をされたい。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

雨樋がある管理棟屋根上部分は屋根材の劣化が進み危険な場所も多いため、安全確認を慎重にしながらドレン部分の清掃が順次進められている。

③ 個人情報の保護について【結果 15】

「個人情報の保護に関する特記仕様書」第10条においては、個人情報の適切な管理として市の個人情報安全管理規程及び情報セキュリティポリシーと同等の措置を自ら講じることにより、個人情報を適切に管理することが指定管理者に求められている。これを踏まえて、指定管理者は「個人情報等の資料については、施錠できるケースに保管」することなどを記した誓約書を市に提出している。

以上のとおり、個人情報は施錠できるケースに保管することが求められているところであるが、実地調査時点において、個人情報を含む書類(施設利用申請書)が鍵のかからない棚に保管されていた。

個人情報紛失のリスクを低減するため、個人情報は施錠できるケースに保管するなど適切に管理されたい。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

実地調査後に即日、個人情報を含む書類(有料施設利用者登録書、還付請求書)に

ついて再整理され、個人情報を含む書類が鍵付きのキャビネットに保管された。また、当該キャビネットは、ファイルの作成時及び閲覧時のみ開錠することを指定管理者の事務所職員全員に周知された。加えて、過年度の個人情報を含む書類の一部は、管理棟内で使用されていないロッカーに格納し、常時施錠するようにされた。

④ 指定管理業務の引継ぎについて【意見 25】

現指定管理者が前指定管理者から業務を引き継ぐ際に、設備の利用方法等について説明書がないなど、業務の実施に苦慮する場面があったとのことであった。

引継ぎ項目を明確にした上で必要な書類が揃っているか、業務手順が明確になっているかなど、施設稼働に影響を及ぼさないように十分な引継ぎ体制について留意されたい。

⑤ 自主事業の範囲の明確化と適切な承認について【結果 16】

指定管理者施設においては、民間事業者のノウハウを発揮するため、自主事業の推進など活気ある施設利用が推奨されているところであるが、自主事業の実施に際しては適切に市の承認を受けることが必要になる。

この点、指定管理業務の仕様書である「枚方市都市公園管理運営業務基本仕様書」によると、自主事業は「市が実施を求める指定管理業務以外で、利用者サービスの向上に寄与するもの」と定義されている。また、自主事業以外にも民間事業者のノウハウを発揮するために、「利用促進事業」という事業区分も設けており、この利用促進事業は「指定管理業務の一環として行う園地や施設の魅力アップや利用の活性化（様々なイベントや魅力的なプログラムの実施等）のための事業であって、収入が支出を上回らない事業」と定義されている。自主事業と利用促進事業の区分の例として、ヨガ教室等無料の講習会は利用促進事業である一方で、スポーツスクール及びキッチンカー、マルシェ等物品販売は自主事業とされている。これらのうち、自主事業については、公園利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、市の許可を得て行うことができる」とされている。

ここで、指定管理者から市に提出された「枚方市都市公園指定管理業務令和6年度事業計画書」によると、参加費200円／回の「グラウンド・ゴルフDAY」や13,200円／11回のサッカー教室など有料のイベント・教室が利用促進事業として区分されていた。これらの有料イベント・教室については、収入が支出を上回る場合は利用促進事業ではなく自主事業に該当するため、企画時に収支計画を確認する必要があるが、一部収支計画書の確認ができなかった。

自主事業と利用促進事業の区分を行うために必要な書類の確認について、市は指定管理者に対して適切な事務の指示を行った上で、自主事業の承認関係手続を適切にされたい。

⑥ 自主事業の一層の推進について【意見 26】

現指定管理者を指定管理者として選定する際に開催された事業者選定委員会議事録によると「ソフト事業については目立った特徴的な提案が無く、複数の公園を一括管理運営するという事業の特徴を活かした視点が無かった点に大いに課題があった」という評価を受けているところである。

実際に、実地調査した王仁公園と他の公園の連携事業はほとんど見受けられず、複数の公園を一括管理運営するという事業の特徴は発揮されていなかった。また、自主事業として例えばワニの日（8月2日）においては、利用者増を図るため、マルシェの出店を行っているが、マルシェの出店はワニの日以外にも開催の余地はあると考えられる。

実際に、市による定期モニタリング評価結果においても「3」（仕様書どおりに実施している）という評価にとどまっており、市は指定管理者に自主事業の一層の推進を促されたい。

⑦ 都市公園の利活用の促進について【意見 27】

都市公園の利活用の推進については、指定管理者による自主事業のみではなく、市民や事業者等一般利用も有用と考えられる。この点、他団体においては、都市公園のイベント利用の手引きを策定・公表し、指定管理者以外による持ち込み企画の実施基準について広く周知しながら、都市公園の利活用を推進している例もある。

この点、市は、都市公園条例において用途外利用の料金を定め、用途外利用を受け付けているところであるが、利用方法や許可基準等について公表していない。用途外利用ができることについて、一般に周知し、都市公園の利活用を促進するため、用途外利用の料金設定や利用方法、手続、許可基準等について公表されたい。

また、この点は都市公園法の定めから見ると、設置管理許可制度の活用によって、民間事業者が公園内に施設を設置することも可能である。公園内の施設設置はPark-PFIという制度に限らず、公園の魅力向上に繋がるものは設置管理許可制度の活用を常に積極的に受け付けるという姿勢が肝心であり、設置管理許可制度についても同様に利用方法、手続、許可基準等について公表されたい。

⑧ 王仁公園スケートボード広場のあり方について【意見 28】

王仁公園スケートボード広場は東京五輪によるスケートボードの認知度向上や地元要望等を踏まえ、令和6年3月末にオープンした。しかし、ごみのポイ捨てなどのマナー違反、公園管理施設（フェンス）の破壊、利用者間のトラブルの理由により、令和7年8月末から当該スケートボード広場は当面閉鎖されることになった。

この点、市のホームページでは「再開の時期は未定ですが、一定の対策等が完了次第、できる限り早期の再開を予定しています。」という案内がなされているが、実地

調査時において当該スケートボード広場の再開の見込みはなかった。

当該スケートボード広場は現指定管理期間開始後に王仁公園内にオープンした施設であるが、指定管理業務の仕様書に当該スケートボード広場の管理について明記されておらず、指定管理料の増額もなされていないことから、当該スケートボード広場の管理は指定管理者の業務への負担になっていた。

当該スケートボード広場のオープン当初は、スケートボードショップが運営に関わることによって、適切な運営を図るとの狙いがあったとのことであったが、実際にはスケートボードショップが運営に関わることなく、十分な管理責任者がいないままの運営になっていた。

当該スケートボード広場の利用は無料であることもあり、経済学で指摘される「共有地（コモンズ）の悲劇」が起きていると考えられる。「共有地（コモンズ）の悲劇」は、多数の利用者が存在する共有地（共有資源）では個々が利己的な行動を無責任にすることによって、共有地（共有資源）が荒廃してしまうという一般法則である。この「共有地（コモンズ）の悲劇」を解決するためには、①共有地（共有資源）の私的所有権を設定する、②共有地（共有資源）の利用を制限する規制を設ける、又は③共有地（共有資源）を共同で管理する仕組みを導入するなどして、行動の結果が行為者自身に帰責する仕組みの構築が有用とされている。

スケートボードは、スポーツの側面だけでなく、「ストリートカルチャー」の側面を持っているとされており、ストリートカルチャーの存在等を背景として、施設閉鎖の原因になったマナー違反、公園管理施設の破壊、利用者間のトラブルは一定程度想定されるものである。

市が今後もスケートボード広場を行政サービスとして必要と考えるのであれば、このような文化性とトラブルの可能性等も踏まえ、破壊行為、利用者間トラブルなどが行為者自身に帰責する仕組みの構築について検討し、「共有地（コモンズ）の悲劇」を解決することが必要と考えられる。スケートボード広場のあり方と管理方法について議論を深め、検討されたい。

なお、市は別途、「枚方市スケートボードパーク整備事業」を公募型プロポーザルによって令和7年度に実施することとしており、当該事業の財源の一部は企業版ふるさと納税を通じて寄附を募っていることを申し添える。令和7年度以降に実施予定の事業のため、本監査の対象には含めていないが、同様の問題が生じないような取組みに期待したい。

⑨ 収支赤字について【意見 29】

指定管理者施設においては、民間事業者のノウハウを発揮するため、自主事業の推進など活気ある施設利用が推奨されているところであるが、自主事業の実施に際しては適切に市の承認を受けることが必要になる。

「令和6年度枚方市都市公園指定管理年間事業報告書」によると、令和6年度の指定管理業務及び自主事業の収支は954万円の赤字であった。支出のうち、管理経費として本社経費等812万円が含まれており、指定管理者の本社利益相当と想定されるものが一部含まれているが、これを支出から除外したとしてもなお142万円の赤字である。

物価高騰や人件費高騰など厳しい経営環境にある中、指定管理料が十分であるか、指定管理料の増額に限界があるのであれば利用料金の増額や自主事業の促進など持続可能な指定管理業務について検討されたい。

第6 業務委託及びNPO活動支援に関する監査の結果及び意見

1. 共通事項

(1) 概要

市の委託事業は多数にわたるため、検証対象のサンプルとして令和6年度の市内事業者・団体との随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号・4号・6号。なお、以下、単に「2号・4号・6号」という。）のうち、委託先の知見の重要度が特に高いと思われるものを次のとおり、抽出した（公募型プロポーザルを経た契約を除く。）。

【図表 22】検証対象サンプル（業務委託のうち、公募型プロポーザル以外）

案件名称	契約の相手方	所管部署
子育て情報誌へのシティプロモーション広告掲出業務委託	株式会社関西ぱど (注) 包括連携協定締結先	広報プロモーション課
職員の福利厚生事業に関する委託契約	枚方市職員共済会	職員課
枚方市観光案内所 S y u k u 56 運営業務委託	一般社団法人くらわんか観光マネジメント (注) 個別連携協定締結先	観光交流課
大阪府住宅供給公社広場運営業務委託	同上	同上
「かわまちづくり」計画に係る実証実験業務委託	同上	同上
枚方七夕イベント総合プロデュース委託	同上	同上
枚方市認知症普及啓発イベントにおける市の魅力を伝える飲食物等企画提供業務委託	同上	健康福祉政策課
障害者活動支援事業委託	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	障害企画課
枚方市児童育成支援拠点事業業務委託	同上	まるっとこどもセンター

また、令和6年度の市内事業者・団体との随意契約（2号・4号・6号）のうち公募型プロポーザルを経た契約等として次のものを検証対象サンプルとした。

【図表 23】検証対象サンプル（業務委託のうち、公募型プロポーザルを経た契約）

案件名称	契約の相手方	所管部署
枚方市ふるさと寄附金推進事業 プロモーション業務委託	アイハーツ株式会社	広報プロモーション課
幼児療育園跡地活用事業	事業提案者なく、該当なし	観光交流課

加えて、市内の公益的な活動を行うNPO法人に対する活動支援事業である「NPO活動支援」として、令和6年度にNPO活動支援として実施されている次の契約を検証対象とした。

【図表 24】検証対象（NPO活動支援）

案件名称	契約の相手方	所管部署
NPOサポート事業委託	特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター	市民活動課

（2）本事項に関する総括意見

個別連携協定締結先との特命随意契約について、特命随意契約とした理由をより慎重に検討すべき事項が見受けられた。観光交流課及び健康福祉政策課に係る契約の受託者は市内唯一のDMO（※）であり、観光施策を市とともに担う存在であるという特殊性もあったが、当該DMOの業務の履行状況が芳しくない時期もあるなど、特命随意契約を受けられる業務能力に疑念が見受けられた。この点、市所管部署においては、当該DMOに対して、指導を行いながら業務履行までたどり着いたところであった。

市と連携しながら、市の施策の一端を担うというDMOの存在意義を踏まえると、当該DMOを育てるという意識も重要と考えられる。また、観光振興に向けて実施できることは多岐にわたると考えられ、あらかじめ仕様を決めずに、市とDMOが業務を進めながら実施すべき事項を模索していくことも有用と考えられる。そこで、DMOを育てながら、市の観光振興にとって有効な業務を機動的に実行していくために、PFSを活用することも考えられる。

以上の個別案件に言及したが、本事項に関する総括意見として述べたいことは、委託事業に取り組むに際して、「いかに受託者のノウハウを引き出すか」という意識を持つことの重要性である。契約等の各種手続きは適正に行うことは当然のこと、受託者のノウハウを引き出す工夫について検討を重ねられたい。ただし、その一方で、契約に際しての事業者から提供を受けた見積金額の妥当性について市においても十分に検証し、契

約金額が妥当であることの確認をするなど、事業者と対等な関係性を保つように心がけられたい。

このように、委託契約においても不断の検討が肝心であり、より効果的・効率的な委託手法の検討を含めて、行政サービスのアップデートについて検討されたい。

(※) DMO (: D e s t i n a t i o n M a n a g e m e n t / M a r k e t i n g O r g a n i z a t i o n) については次の国土交通省による説明を参照されたい。

国土交通省ホームページ

観光地域づくり法人（以下「DMO」という。）は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に遂行する機能を備えた法人です。

地方誘客及び旅行消費拡大を持続可能な形で推進する上で、地域のさらなる魅力向上や受入環境整備など、「観光地域全体のマネジメント」の取組をDMOが主体となって行うことが期待されます。

2. 特命随意契約による業務委託

(1) 広報プロモーション課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 子育て情報誌へのシティプロモーション広告掲出業務委託

i) 概要

委託事業の概要は次のとおりである。契約名、契約金額のほか、事業者の選定方法、委託料の払い方法、業務委託実績の確認方法等についてまとめた。また、ロジックモデルに沿った監査遂行のために、委託の目的と委託の目的の背景にある行政課題、成果指標についても市所管部署に質問をして、とりまとめた（以降、同様。）。

契約名		子育て情報誌へのシティプロモーション広告 掲出業務委託
契約金額（税込）		1,188,000 円
契約期間		令和6年8月2日～令和7年3月31日
契約方法		2号随意契約
委託開始年度		令和6年度
委託開始時の事業者選定方法		2号随意契約
委託料の支払い方法		完了払い
委託料の精算の有無		無し
業務量に応じた委託料変動の有無		無し
業務履行実績の確認方法		事業報告書の提出
個人情報の取扱いの有無		無し
契約保証金の免除の有無		有り（枚方市契約規則第43条第6号）
再委託の有無		無し
委託の目的		人口減少が続く中、子育て世帯が枚方市の魅力 に触れ、転居先を検討する際に候補の一つには いるよう「子育てと言えば枚方」というブラン ディングを進めること。
委託の目的の背景にある行政課題		—
総合計画	基本目標名	6. 計画の推進に向けた基盤づくり
	施策目標名	29. 市民との情報の共有化を進めます
	実行計画名	計画推進1-1. 広報・広聴活動の充実
	サンセット時期	—
成果指標①	成果指標	シティプロモーションサイト（情報発信効果の 最終遷移先）へのアクセス数
	成果指標の目標値	63,000 回
	成果指標の令和6年度実績	62,947 回
	備考	—
成果指標②	成果指標	転入者アンケート等での情報発信施策推進委 員会アピール企画を認知している人の割合
	成果指標の目標値	5 %
	成果指標の令和6年度実績	7.6 %
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

① 事業の実績報告について【結果 17】

当委託業務の履行報告について、契約書では次のとおり、「仕様書に定める」と規定されている。

業務委託契約書

(履行報告)

第9条の4 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

この点、「子育て情報誌へのシティプロモーション広告掲出業務委託仕様書」を確認したところ、業務の履行報告に関して次のとおり、「本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議を行い決定するものとする。」と記載されていた。

子育て情報誌へのシティプロモーション広告掲出業務委託仕様書

5. その他

- ・各広告内容は、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- ・業務開始にあたっては、事前に担当職員と協議すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議を行い決定するものとする。

そこで、市所管部署へ受託者との協議状況及びその協議結果の文書化の状況について質問したところ、受託者と協議の上決定した方法で契約の履行報告は行われていたようであるが、その協議内容や合意内容について、記録が十分ではなく、事後的に確認することはできなかった。

委託契約は委託業務の履行報告をもって完了し、契約金額が支払われることから、業務の履行報告の方法について明確に規定又は記録化されたい。

(2) 職員課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 職員の福利厚生事業に関する委託契約

i) 概要

契約名		職員の福利厚生事業に関する委託契約		
契約金額（税込）		当初	31, 291, 000	円
		変更	28, 667, 072	円
		最終	28, 667, 072	円
		備考	（変更理由）福利厚生事業や職員会館運営費に不要額（2, 623, 928円）が生じたため	
契約期間		令和6年4月1日～令和7年3月31日		
契約方法		2号随意契約		
委託開始年度		昭和58年度		
委託開始時の事業者選定方法		随意契約		
委託料の支払い方法		6回の分割払い		
委託料の精算の有無		有り		
業務量に応じた委託料変動の有無		有り		
業務履行実績の確認方法		月次報告書、年度報告書		
個人情報の取扱いの有無		有り		
契約保証金の免除の有無		有り（枚方市契約規則第43条第8号）		
再委託の有無		有り		
委託の目的		会員制福利厚生事業及びレクリエーション等の福利厚生に関する事業の実施及び職員会館管理運営		
委託の目的の背景にある行政課題		会員の生活の向上を図り、あわせて公務能率を向上する必要がある。		
総合計画	基本目標名	2．健やかに、生きがいを持って暮らせるまち		
	施策目標名	6．誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち		
	実行計画名	—		
	サンセット時期	—		
成果指標	成果指標	—		
	成果指標の目標値	—		
	成果指標の令和6年度実績	—		
	備考	—		

ii) 監査の結果及び意見

個別に指摘を要する事項は見受けられなかった。

(3) 観光交流課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 枚方市観光案内所 S y u k u 56 運営業務委託

i) 概要

契約名	枚方市観光案内所 S y u k u 56 運営業務委託		
契約金額（税込）	当初	21, 927, 076	円
	変更	23, 329, 686	円
	最終	23, 329, 686	円
	備考	（変更理由）案内所閉所後の 19 時～21 時における施設の対応変更、及び電動自転車等のモビリティサービスの提供について民間事業者との連携による調達が不調となり運営委託者が手配することとなったため	
契約期間	令和 6 年 4 月 8 日～令和 7 年 3 月 31 日		
契約方法	2 号随意契約		
委託開始年度	令和 6 年度		
委託開始時の事業者選定方法	2 号随意契約		
委託料の支払い方法	前金払い、7 回の分割払い、完了払い		
委託料の精算の有無	無し		
業務量に応じた委託料変動の有無	無し		
業務履行実績の確認方法	月次報告書、年度報告書		
個人情報の取扱いの有無	有り		
契約保証金の免除の有無	有り（枚方市契約規則第 43 条第 8 号）		
再委託の有無	無し		
委託の目的	枚方市観光案内所の開業準備及び運営		
委託の目的の背景にある行政課題	地域資源の魅力発信、交流人口増や地域経済の活性化を図る。令和 6 年 9 月に枚方モール 1 階においてオープンし、「ふらっと訪れた人が今日の楽しみを決められる場所」をコンセプトに、地域資源をつなぐ「くらわんかツーリズム」など本市の魅力的な観光情報の発信や、ホテル連携の取組、枚方ならではの特産品の P R などを		

		実施し、観光客をはじめとする国内外からの誘客に取り組む。
総合計画	基本目標名	4. 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち
	施策目標名	19. 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち
	実行計画名	19-2 2. 新たな観光情報発信拠点の整備
	サンセット時期	—
成果指標①	成果指標	枚方市観光案内所 S y u k u 56 利用者数
	成果指標の目標値	30,000 人
	成果指標の令和 6 年度実績	67,267 人
	備考	令和 6 年 9 月 6 日～
成果指標②	成果指標	枚方市観光案内所 S y u k u 56 観光案内対応件数
	成果指標の目標値	80 件
	成果指標の令和 6 年度実績	81 件
	備考	—
成果指標③	成果指標	アンケートによる利用者満足度
	成果指標の目標値	90%
	成果指標の令和 6 年度実績	100%
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

① 仕様書等の契約書との一体化について【意見 30】

令和 4 年度枚方市包括外部監査において、次のとおり指摘を受けている。

令和 4 年度枚方市包括外部監査

コ) 仕様書等の契約書との一体化（袋綴じ）について【意見 10】

約款においては、次のように、契約書と仕様書は別冊で存在することを前提とした規定が置かれている。

【約款（業務委託）（抜粋）】

（総則）

第 1 条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別冊の仕様書、説明書及び説明に対する質問回答書（以下これらを「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。

以下同じ。)を履行しなければならない。

(第2項から第9項まで省略)

(注)測量設計、建築設計B及び業務委託(長期継続契約)の約款にも同様の規定がある。

しかし、仕様書は、委託業務の具体的な内容を定めるものであり、契約書の一部を構成するものであることから、袋綴じその他の方法により契約書と一体化しておくことが望ましいと考える。

実際、受託者様式による契約書を使用している場合にあっては、契約書と仕様書を袋綴じしているものが多く見られ、民間においては、契約書と仕様書を袋綴じする実務が浸透していることがうかがえる。

この点、枚方市では、令和4年10月以降、順次、電子契約を導入しているが、電子契約による場合、契約書のデータに加えて、仕様書のデータについてもシステムにアップロードすることが可能とのことである。

よって、今後は、電子契約のシステム上、契約書と仕様書を一体のものとして管理し、枚方市と受託者の間でその内容を共有する仕組みを構築すべきである。

契約検査課では、令和4年度包括外部監査における意見を受けて改善の検討を行い、事務連絡として次の「委託契約における契約書類一式の管理について」を各課へ通知しているところである。

事務連絡 令和7(2025)年2月3日

委託契約における契約書類一式の管理について

1 契約書類一式の適切な管理について

業務委託標準約款第1条では、契約書類(仕様書)を、「別冊の図面、業務仕様書及びこれらに係る質問回答書」と定めています。

発注時に提示した仕様書、図面及び受注者の決定までに提示した質疑回答書は、契約締結により契約書類の一部となります。加えて、履行中に指示事項や打合せ決定事項を記録した打合せ簿等も契約書類に含まれることに注意し、これらが契約書類として一体的に管理されているか、改めて確認してください。

なお、委託業務内容を変更する場合であっても、履行期間、契約金額、契約金額の支払回数及び支払方法その他の契約書に記載した事項に変更が生じないときは、変更契約を締結することなく、市から受注者に通知することをもって仕様を変更することができます。この通知書も契約書類に含まれますので、契約書類として一体的に管理するようにしてください。

契約検査課としては、当業務委託契約書も契約書と仕様書は同じ場所に保管をすれ

ば足りると判断しているものの、当該通知における「一体的に管理」が具体的にどのような方法かは当通知に記載がない状況において、実際に本件業務の契約書及び仕様書に関して袋綴じ等はされておらず、当該仕様書が先方と合意したものなのか事後的に確認することはできなかった。また、仕様書の場合、当初案から契約段階までに変更があったり、契約後に協議の結果仕様書の内容が変更されることもある。

そのため、契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と受託者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。

② 随意契約における契約保証金の免除について【結果 18】

令和 3 年 4 月に事務連絡「契約の相手方があらかじめ特定されている契約の締結手続及び恒常的業務委託契約制度の廃止について」が各課に通知されており、令和 3 年 4 月 1 日以降の地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する契約の申し込みの際には各課で見積りを徴取するものとし、当見積書の所定様式には、「併せて、契約の締結に当たっては、枚方市契約規則第 43 条第 1 項第 8 号の規定により、契約保証金の免除を申請します。」との記載がある。

(契約保証金の納付の免除)

第 43 条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 物品の買入れ及び借入れ又は物品の修繕に係る契約(第 6 号から第 8 号までに規定する契約を除く。)を締結する場合において、当該契約を締結する日の属する年度及び過去 2 年度の間に本市、国又は他の地方公共団体と契約(国又は他の地方公共団体との契約にあつては、種類及び規模をほぼ同じくするものに限る。)を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者についてその者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品の売り払いの契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 契約金額が 1,500,000 円未満のとき。
- (7) 単価契約を締結する場合において、その契約金額の総額をあらかじめ定めることができないとき。

- (8) 前2号に掲げる場合のほか、随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (9) 契約の相手方が国、地方公共団体等で契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 市長が特に認めるものであるとき。

所管部署に8号で免除した理由を確認したところ、令和5年3月に観光地域づくり候補法人（候補DMO）に登録された団体であることに加えて、上記の見積書の所定様式の文言により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による契約は契約保証金の免除が可能との認識があったと見受けられた。

しかし、当事業者は令和5年1月に設立したばかりの団体であり、令和6年8月時点で当受託者のホームページに公表されていた貸借対照表を確認したところ、財務状況は極めて脆弱であり、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる状況ではなかったと考えられる。

そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号又は第3号に該当する契約の場合は契約保証金が免除されると担当課において誤認されないよう、契約検査課において対応策を講じる必要がある。

③ 特命随意契約の妥当性の再確認と業務の見直しについて【意見31】

本件委託事業は次の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によって業務を委託している。

随意契約理由書

本市の観光施策については、魅力発信及び交流人口の増加、地域経済の活性化を目的としており、着実かつ継続的に実施するため、市内で唯一、観光庁に登録された「一般社団法人くらわんか観光マネジメント（DMO）」との連携について令和5年4月24日付決裁「令和5年度における本市観光施策推進に係るDMOとの連携について（方針）」において、本市の方向性を定め、観光事業を推進しているところ。

市駅周辺再整備に伴う、新たな観光情報発信拠点「枚方市観光案内所 Syuku 56」については、令和6年度前期開業に向け、京阪ホールディングス株式会社が行う京阪枚方ステーションモールリニューアル工事の一環として、市駅高架下1階において整備が予定されています。

本案内所の運営主体については、平成5年に本市と大阪府、京阪電気鉄道株式会社の3者で締結した「高架下公共利用に関する協定書」第5条において、市が運営を委託できる団体は、「府または市の関係する「公共性を有する団体」であること」

が条件とされているところです。

また、そのような中、令和5年7月、本市は観光事業の推進に対し「NPO法人枚方文化観光協会」と「一般社団法人くらわんか観光マネジメント（DMO）」の3者で連携の協定を締結していることから、この両者が「市と関係する公共性を有する団体」に該当しており、3者間の協議において、「NPO法人枚方文化観光協会」が施設規模を鑑み、同者では運営が履行できない事を理由に受託の意向を辞退されており、本市が本案内所に求める魅力発信及び交流人口の増加、地域経済の活性化を達成できるのは、「一般社団法人くらわんか観光マネジメント（DMO）」であると合意に至っているところです。

以上の経過から本案内所の開業準備および運営を実施するためには、「一般社団法人くらわんか観光マネジメント（DMO）」でしか業務を行うことができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものです。

しかし、前述の【結果18】に記載のとおり、当事業者は法人設立から日が浅いことなどから、財務状況と人員体制が十分とは言えず、次の状況が見受けられた。

○本業務遂行の遅れが指摘され、市との協議において委託料の減額まで示唆されていた。

○当事業者のホームページにおいて令和7年9月時点でも七夕イベントに関する情報が令和5年7月の七夕イベントから更新されていない状況であった（なお、当事業者のホームページは令和7年11月時点において、内容が更新されていることを確認している。）。

このような状況からは、当事業者の業務実施体制として能力への疑念が感じられた。

その一方で、随意契約理由書において『観光地域づくり法人（DMO）として、市内唯一、観光庁に登録されている「一般社団法人くらわんか観光マネジメント」でなければ、七夕ブランドの磨き上げや企画や広報、運営や設置を含めたイベント、その効果分析を活用した継続的な地域経済活性化に結びつける総合プロデュースが行えないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものです。』との記載がなされている。当事業者へ業務を委託することが効果的かつ効率的と考えた点において市の考えも理解できるものの、市や市民として一番回避すべき状況は、委託契約金額を支払ったにもかかわらず委託した業務が遂行されない事態である。

今後は、業務委託契約事業者の財務状況や業務実施能力も加味した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の特命随意契約により事業者選定することの妥当性を慎重に検討し、それでも当事業者への委託が必要な場合、委託する業務の範囲

や委託の手法等を再検討されたい。

なお、本事業は、市の観光振興という目的に向かって受託者と市が緊密に連携しながら、業務を試行錯誤して遂行している状況であり、業務の仕様があらかじめ決定しづらいという要素もある。そのため、P F S の事業実施を試行してみることも有用と考えられる。

④ 公共性を有する団体の定義付け及び協定書の見直しについて【意見 32】

当委託業務は、市が京阪ホールディングス株式会社及び京阪電気鉄道株式会社が所有している京阪枚方市駅周辺の高架下施設を使用貸借した上で、その運營業務を委託しているものであり、当施設を使用貸借するにあたり、大阪府、京阪ホールディングス株式会社及び京阪電気鉄道株式会社と協定を締結している。

その協定の中には次のとおり、「公共性を有する団体に、高架下利用に係る管理及び運営を委託することができる」という条項がある。

高架下公共利用に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）、枚方市（以下「乙」という。）、及び京阪電気鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、枚方都市計画都市高速鉄道事業京阪本線・交野線連続立体交差事業の施行に伴い生じた高架下（以下「高架下」という。）の甲又は乙の公共利用（以下「公共利用」という。）について、昭和 56 年 3 月 31 日付で甲と乙との間で締結した協定書第 7 条及び昭和 53 年 12 月 15 日付で甲と丙との間で締結した協定書第 13 条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（譲渡及び転貸の禁止）

第 4 条 甲又は乙は、第 1 条に定める高架下施設又は高架下を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。ただし、公共利用に供する場合で、かつ、甲乙丙の協議が成立した場合は、第三者に転貸することができる。この場合、この協定の規程を準用する。

（管理、運営の委託）

第 5 条 甲又は乙は、あらかじめ丙と協議の上、甲又は乙の関係する公共性を有する団体に、高架下利用に係る管理及び運営を委託することができる。

高架下公共利用に関する協定書の一部を変更する協定書

1. 当協定書の頭書中「及び京阪電気鉄道株式会社（以下「丙」という。）」を、「京阪ホールディングス株式会社（以下「丙」という。）及び京阪電気鉄道株式会社（以下「丁」という。）」に改める。

しかし、「公共性を有する団体」は特に法令等で明確に規定されているものではなく、市全体としても「公共性を有する団体」の定義付けはなされていないことから、

各所管部署に判断が委ねられることになる。

当業務委託先である「一般社団法人くらわんか観光マネジメント」は、通常一般社団法人は公共性を有する団体とは判断されないと考えられるが、所管部署では一般社団法人ではあるが観光地域づくり候補法人（候補DMO）に登録していることから公共性を有する団体であると判断し委託契約を締結しており、「公共性を有する団体」か否かは判断者により見解が分かれる可能性がある。

そもそも当協定内容は、市が当施設に関する業務を第三者に委託等することにより、公共性を有する業務以外の業務を行う可能性を排除するためのものであると考えられるため、委託先の団体の公共性の有無より、委託業務内容の公共性の有無の方が重要と考えられる。

そのため、上記条項により委託等が可能な事業者を「公共性を有する団体」に限定することは、市の業務委託先等の選択の範囲をいたずらに狭めるのみで実効性は乏しいものと考えられる。

また、業務を委託する場合等、協定書により京阪ホールディングス株式会社及び京阪電気鉄道株式会社との協議が必須とされており、京阪ホールディングス株式会社及び京阪電気鉄道株式会社の意図に反する団体と業務委託契約等は締結できないことから、業務委託先を協定書において「公共性を有する団体」に限定する必要性も乏しいと考えられる。

そのため、関係者と協議の上で市全体としての「公共性を有する団体」の定義づけを明確にするとともに、「高架下公共利用に関する協定書」については、上記条項の趣旨を加味の上、委託等が可能な団体を「公共性を有する団体」に限定する内容について大阪府、京阪ホールディングス株式会社及び京阪電気鉄道株式会社と協定書更新の際等に協議の上、見直すことが望まれる。

⑤ 収益事業の収支差額及び使用状況の年度報告について【結果 19】

当委託業務では、委託販売手数料等により収益が生じる可能性がある。そこで、当収益については受託者に帰属するが、市の観光施策の推進に資するように使用する旨、及び本件委託事業により発生した収益及びその使用状況について年度の報告が必要な旨が次のとおり業務仕様書で求められている。

また、収益が発生した年度内で使用しなかった上記収益の取扱いについて業務仕様書に記載がなかったため、所管部署に確認したところ、次年度で市の観光施策の推進に資するように使用する必要があるとのことであった。

枚方市観光案内所 開業準備及び運営業務委託仕様書

5. 業務実施方針

（２）本業務で発生した収益については、枚方市の観光施策の推進に資するため、

受託者に帰属するものとする。

業務内容項目及び履行方法等

(6) 利用統計・業務報告書作成業務

① 日報・月報の作成

(ア) 日報：日報を作成し、年度終了後1年間保存すること。

(イ) 月報：各月の業務の実施状況及び利用状況を翌月15日までに提出すること。

《報告項目》

業務報告、活動実績、利用状況（利用者数、収益等）

② 業務報告書の作成

毎年度終了後60日以内に提出すること。

《報告項目》

概要報告、活動実績一覧、利用状況（利用人数・収益等）、収益を活用した観光事業報告、研修実施報告、課題・考察

しかし、令和6年度の年度報告書を確認したところ、上記の項目に係る報告は次の内容のみであり、当該年度中に受託者に帰属した収益の金額の記載がなかった。そのため、年度報告書だけでは、次年度で使用すべき金額が不明な状況であった。

枚方市観光案内所 Syuku56 2024 年度報告書

【観光に資する取組み】

- ◆ 入口の観光案内所カッティングシート制作 ¥30,800 円 制作済
- ◆ 観光案内所催事用什器購入 ¥20,658 購入済
- ◆ 観光案内所催事用什器購入 ¥20,658 購入済
- ◆ 枚方もんガチャガチャ企画立案中
- ◆ 2025 年度以降の取組みに活用検討

この点、受託者に帰属した収益については、月間報告書に記載があったため、月間報告書まで確認すれば、次年度で使用すべき金額が確認できる。

しかし、令和6年度は業務委託開始年度であるため、月間報告書を確認して、次年度に使用すべき金額の確認が容易ではあるものの、委託契約年数が経過するほど、書類の保存年限も相まって次年度に使用すべき金額を算定することが困難になることが想定される。

そのため、業務仕様書に従い、受託者に帰属した収益の金額を年度報告書に記載するよう求める必要がある。

また、業務仕様書において、年度報告として次年度に市の観光施策の推進に資する

ように使用する必要がある金額の報告も求めることが望まれる。

＜参考：本報告書作成日までの措置状況＞

当指摘を受け、受託者に帰属した収益の金額が追記された令和6年度の年度報告書について、受託者より改めて提出を受けている。

⑥ 収益金額の報告の正確性の検証について【意見 33】

当委託業務により発生した収益金額の確認方法を所管部署に確認したところ、受託者からの月次報告を確認するに留まっていた。

しかし、所管部署には販売管理システムであるPOSシステムへの閲覧権限が付与されており、POSシステムで上記収益金額を構成する委託販売等により発生する売上金額を直接確認できるとのことであった。

そのため、受託者からの報告の正確性を確認するために、受託者に帰属する収益金額を構成する売上金額について報告金額とPOSシステムの金額との一致を確認することが望まれる。

⑦ 受託者への有料会員登録を要件とすることについて【結果 20】

当委託業務の一環として、枚方市内事業者の商品の委託販売を実施しているが、受託者のホームページで次のとおり記載があった。

(ホームページより一部抜粋)

登録事業者募集

サービス内容

- ・枚方市の観光施策情報の提供
- ・枚方市の観光に関わる各種統計データの提供
- ・S y u k u 56 のWEBサイトにて登録事業者リストへの掲載
- ・一般社団法人くらわんか観光マネジメントの企画する観光イベントへの優先的な案内
- ・S y u k u 56 での商品の委託販売の権利（別途契約、審査、委託販売手数料負担あり）

登録費用

1 会員につき 3,000 円/月(税込)

上記について、枚方市観光案内所 S y u k u 56 で商品の販売を委託したい場合には受託者の有料会員になる必要があるのか、また委託した商品の販売時に発生する販売委託手数料とは別に契約・審査・委託販売手数料が発生するのかを所管部署に確認

したところ、商品販売時に発生する販売委託手数料のほかに別途契約や審査等で発生する手数料はないが、商品の販売を委託する場合には受託者の有料会員になる必要があるとのことであった。

しかし、市の観光案内所で商品の販売を委託するために、市以外の団体への有料の会員登録が求められるということは、市民にも市内事業者にも理解の得られるものではない。

そのため、市内事業者が商品の販売を委託するに際し受託者への有料会員登録を要件としないよう改めるとともに、受託者のホームページの記載も改める必要がある。

⑧ 委託料で購入した備品等の帰属先について【意見 34】

受託者が委託料で購入した備品等の帰属先については仕様書に次のとおり規定されていたため、所管部署に協議結果を確認したところ、受託者に帰属するとのことであり、委託契約期間終了後の取扱いについては特に協議していないとのことであった。

しかし、委託料で購入した備品等について、委託契約期間終了後に受託者が市から買い取りをする、又は市へ返還する等の対応がない場合、実質的に市が受託者に当該備品等を贈与したのと同様の状況となる。

開業準備に際し受託者が委託料で取得した備品等を確認したところ国産木材を使ったテーブル、イス及び商品棚で、中には4,956,000円等高額のものも含まれており、総額では8,706,000円にのぼった。

また、上記の協議結果について、議事録はあるものの、双方の合意が確認できる文書等で保存されていなかった。

そのため、委託料で購入した備品等の委託契約期間終了後の取扱いについて協議の上決定するとともに、市及び受託者双方の合意が確認できる形で協議結果を文書等で保存する必要がある。

枚方市観光案内所 開業準備及び運営業務委託 仕様書

業務内容項目及び履行方法等

(1) 開業準備業務

① 備品・消耗品

(ウ) 委託料をもって購入した備品の帰属については、発注者との協議により定めること。

(4) 施設維持管理業務

② 備品の維持管理・補修

(イ) 施設運営開始後、使用不可や施設サービス向上などを理由とした、新たな備品等の購入は、委託料で充当することができるが、発注者と協議のうえ購入すること。なお、委託料で購入した当該備品の帰属については、発注者との協議のうえ決定す

るものとする。

2) 大阪府住宅供給公社広場運営業務委託

i) 概要

契約名	大阪府住宅供給公社広場運営業務委託	
契約金額（税込）	330,000	円
契約期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
契約方法	2号随意契約	
委託開始年度	令和7年度	
委託開始時の事業者選定方法	2号随意契約	
委託料の支払い方法	部分払い1回、及び完了払い	
委託料の精算の有無	無し	
業務量に応じた委託料変動の有無	無し	
業務履行実績の確認方法	月報、業務報告書	
個人情報の取扱いの有無	有り	
契約保証金の免除の有無	有り（枚方市契約規則第43条第8号）	
再委託の有無	無し	
委託の目的	大阪府住宅供給公社から使用貸借している広場の利用等に係る運営	
委託の目的の背景にある行政課題	広場を市民や来街者の交流・賑わい創出等に活用すること	
総合計画	基本目標名	4. 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち
	施策目標名	19. 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち
	実行計画名	19-2 2. 新たな観光情報発信拠点の整備
	サンセット時期	—
成果指標がない場合は成果の評価方法	—	

ii) 監査の結果及び意見

① 収益事業の収支差額及び使用状況の年度報告について【意見 35】

当業務委託は、本件委託事業を通じて発生する収益、その使用法及び求めている実績報告内容も次のとおり枚方市観光案内所 S y u k u 56 運営業務委託の仕様書と同様の内容となっている。

大阪府住宅供給公社広場運営業務委託 仕様書

4. 業務内容

(2) 利用統計・業務報告書作成業務

①日報・月報の作成

(ア) 日報：日報を作成し、年度終了後1年間保存すること。

(イ) 月報：各月の業務の実施状況及び利用・収益状況を翌月3日までに提出すること。

《報告項目》

業務報告、活動実績、利用状況（利用者数、収益等）

②業務報告書の作成

年度終了後遅滞なく提出すること。

《報告項目》

概要報告、活動実績一覧、利用状況（利用人数・収益等）、収益を活用した観光事業報告、課題・考察

5. 業務実施方針

(3) 本業務で発生した収益については、枚方市の観光施策の推進に資するため、受注者に帰属するものとする。

当業務委託は令和7年度から開始した業務であるものの、枚方市観光案内所 Syukku56 運営業務委託と同じ事業者へ委託しており、【結果 19】と同様の状況になることが想定される。

さらに本件委託事業では、ネーミングライツによる収益も発生する可能性があることから、収益金額も多額に上る可能性がある。

そのため、【結果 19】に記載のとおり、業務仕様書に従い、令和7年度報告書へ受託業者に帰属した収益の金額を記載するように指導するとともに、業務仕様書において、年度報告として次年度に枚方市の観光施策の推進に資するように使用する必要がある金額の報告も求めることが望まれる。

② 公共性のある団体の定義付け及び協定書の見直しについて【意見 36】

当委託業務は、大阪府住宅供給公社が所有している枚方市駅周辺にある広場を市が使用貸借した上で、その運営業務を委託しているものであり、当広場を使用貸借するにあたり、大阪府住宅供給公社と協定を締結している。

その協定の中には、次のとおり条項がある。

大阪府住宅供給公社広場の使用貸借に関する協定書

枚方市（以下「甲」という。）と大阪府住宅供給公社（以下「乙」という。）は、枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業において整備した乙が所有する第2工区の地区施設「広場」について、次のとおり協定を締結する。

（譲渡及び転貸の禁止）

第6条 甲は、乙の承諾を得ることなく、対象広場を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。ただし、市民や来街者の交流・賑わい創出などの公共的な課題等の対応に資するもので、かつ、甲と関係する公共性のある団体の場合は、乙との協議により、第三者に転貸することができる。

（管理、運営の委託）

第7条 甲は、乙との協議により、市民や来街者の交流・賑わい創出などの公共的な課題等の対応に資するもので、かつ、甲と関係する公共性のある団体に対象広場の利用に係る管理及び運営を委託することができる。

しかし、「公共性のある団体」の具体的対象は特に法令等で明確に規定されているものではなく、市全体としても「公共性のある団体」の定義付けはなされていないことから、各所管部署に判断が委ねられることになる。

当業務委託先である「一般社団法人くらわんか観光マネジメント」について、通常一般社団法人は公共性のある団体とは判断されないと考えられるが、所管部署では一般社団法人ではあるが観光地域づくり候補法人（候補DMO）に登録していることから公共性のある団体であると判断し委託契約を締結しており、「公共性のある団体」か否かは判断者により見解が分かれる可能性がある。

そもそも当協定内容は、市が当広場を第三者に委託等することにより、公共的な課題等の対応に資する業務以外の業務を行う可能性を排除するためのものであると考えられる。そこで、委託先の団体の公共性の有無より、委託業務内容の公共性の有無の方が重要と考えられる。

そのため、上記条項により委託等が可能な事業者を公共性のある団体に限定することは、市の業務委託先等の選択の範囲をいたずらに狭めるのみで実効性は乏しいものと考えられる。

また、業務を委託する場合等、協定書により大阪府住宅供給公社広場と協議は必須

とされており、大阪府住宅供給公社の意図に反する団体と業務委託契約等は締結できないことから、業務委託先を協定書において「公共性のある団体」に限定する必要性も乏しいと考えられる。

そのため、関係者と協議の上で市全体としての「公共性のある団体」の定義づけを明確にするとともに、「大阪府住宅供給公社広場の使用貸借に関する協定書」については、上記条項の趣旨を加味の上、委託等が可能な団体を「公共性のある団体」に限定する内容について大阪府住宅供給公社と協定書更新の際等に改めて協議されたい。

③ 仕様書等の契約書との一体化について【意見 37】

【意見 30】と同様に、契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。

④ 特命随意契約の妥当性の再確認と業務の見直しについて【意見 38】

【意見 31】と同様に、特命随意契約の妥当性を再確認するとともに業務の見直しについて再検討されたい。

3) 「かわまちづくり」計画に係る実証実験業務委託

i) 概要

契約名	令和 6 年度「かわまちづくり」計画に係る実証実験業務委託	
契約金額（税込）	2, 223, 437	円
契約期間	令和 6 年 10 月 4 日～令和 6 年 12 月 13 日	
契約方法	2 号随意契約	
委託開始年度	令和 4 年度：国予算（市共催）で実施 令和 5 年度：国予算（市共催）実施、市単費で実施 令和 6 年度：市単費で実施	
委託開始時の事業者選定方法	2 号随意契約	
委託料の支払い方法	完了払い	
委託料の精算の有無	無し	
業務量に応じた委託料変動の有無	無し	
業務履行実績の確認方法	アンケート結果を集計の上、ニーズ調査、課題検証、施策を提案した書類を提出	
個人情報の取扱いの有無	有り	
契約保証金の免除の有無	有り（枚方市契約規則第 43 条第 8 号）	

再委託の有無		無し
委託の目的		かわまちづくり計画に記載している、淀川堤防上におけるアウトドア拠点の整備に向けたニーズ調査・機能検証を行う
委託の目的の背景にある行政課題		大阪・関西万博以降の持続的な事業展開を見据えた課題整理及び施策立案
総合計画	基本目標名	4. 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち
	施策目標名	19. 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち
	実行計画名	19-2 7. 水辺アクティビティの展開
	サンセット時期	—
成果指標①	成果指標	淀川河川公園枚方地区来場者数
	成果指標の目標値	550,000 人
	成果指標の令和6年度実績	469,995 人
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

① 仕様書等の契約書との一体化について【意見 39】

【意見 30】と同様に、契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。

② 特命随意契約の妥当性の再確認と業務の見直しについて【意見 40】

【意見 31】と同様に、特命随意契約の妥当性を再確認するとともに業務の見直しについて再検討されたい。

4) 枚方七夕イベント総合プロデュース委託

i) 概要

契約名		令和6年度 枚方七夕イベント総合プロデュース委託
契約金額（税込）		1,497,100 円
契約期間		令和6年6月19日～令和6年7月31日
契約方法		2号随意契約
委託開始年度		令和5年度
委託開始時の事業者選定方法		2号随意契約
委託料の支払い方法		完了払い
委託料の精算の有無		無し
業務量に応じた委託料変動の有無		無し
業務履行実績の確認方法		当日現地確認
個人情報の取扱いの有無		無し
契約保証金の免除の有無		有り（枚方市契約規則第43条第8号）
再委託の有無		無し
委託の目的		「七夕伝説ゆかりのまち・枚方」を市内外に広く周知し、七夕に触れる機会を作ることで郷土愛の醸成をもたらすことを目的に開催する「ひらかた七夕まつり」における企画・運営・実施から効果検証・施策提案までの総合プロデュースを委託するもの。市の観光戦略を着実かつ継続的に実施するため、本イベント全体を通し、市の地域資源の一つである七夕ブランドを磨き上げるとともに、地域経済活性化に結び付けることとする。
委託の目的の背景にある行政課題		市の花「菊」「桜」及び「七夕」という地域資源の磨き上げや活用を通して、市民の意識醸成とともに、市の魅力発信やイベントの開催による賑わい創出に取り組んでいく必要がある。
総合計画	基本目標名	4. 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち
	施策目標名	19. 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち
	実行計画名	—

	サンセット時期	—
成果指標①	成果指標	イベント来場者数
	成果指標の目標値	5,000 人
	成果指標の令和 6 年度実績	3,287 人
	備考	—
成果指標②	成果指標	枚方市が七夕伝説ゆかりのまちであることに対する認知度
	成果指標の目標値	91%
	成果指標の令和 6 年度実績	89%
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

① 収益業務の帰属先について【意見 41】

当業務委託の仕様書において、委託業務の内容として飲食物販ブースの設置があった。

この点、本件委託事業による収益の取扱いについて仕様書に定めはなく、受託者の収益として処理されていた。

業務委託により発生する収益の帰属先によっては、委託契約金額に影響を与える可能性もある。

そのため、業務仕様書にて委託業務により発生する収益の帰属先について明示するとともに、業務委託契約時に契約金額への影響も検討することが望まれる。

② 仕様書等の契約書との一体化について【意見 42】

【意見 30】と同様に、契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。

③ 特命随意契約の妥当性の再確認と業務の見直しについて【意見 43】

【意見 31】と同様に、特命随意契約の妥当性を再確認するとともに業務の見直しについて再検討されたい。

(4) 健康福祉政策課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 枚方市認知症普及啓発イベントにおける市の魅力を伝える飲食物等企画提供業務委託

i) 概要

契約名		枚方市認知症普及啓発イベントにおける市の魅力を伝える飲食物等企画提供業務委託	
契約金額（税込）		525,080	円
契約期間		令和7年2月4日～令和7年2月6日	
契約方法		2号随意契約	
委託開始年度		令和6年度	
委託開始時の事業者選定方法		2号随意契約	
委託料の支払い方法		完了払い	
委託料の精算の有無		無し	
業務量に応じた委託料変動の有無		無し	
業務履行実績の確認方法		当日現地確認	
個人情報の取扱いの有無		無し	
契約保証金の免除の有無		有り（枚方市契約規則第43条第1項第6号）	
再委託の有無		無し	
委託の目的		本イベントは、認知症当事者やその家族のほか、広く一般市民の参加を促すものであり、全ての参加者に対し、「新しい認知症観」の獲得を図るとともに、身近な場所で「新しい認知症観」を持って暮らし続けていくため、市の魅力に気付き、市への愛着が醸成されるようにしていくことが目的。	
委託の目的の背景にある行政課題		令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念で謳われている「新しい認知症観」について、広く周知していくことが課題。	
総合計画	基本目標名	2. 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち	
	施策目標名	9. 高齢者が地域でいきいきと暮らせるまち	
	実行計画名	9-1. 認知症予防の推進と相談体制の充実	
	サンセット時期	—	

成果指標がない場合は成果の評価方法	定性評価に重きを置いているため事務事業の目標値は設定していないが、参加者の新しい認知症観獲得を目標の一つとしている。 令和6年度の実績としては、参加者のうち、新しい認知症観の内容を知らなかった102人のうち101人の理解につながった。 本イベントを通じて、認知症当事者とのつながりや、新しい認知症観の連鎖的な広がり等も成果の一つとして捉えている。
--------------------------	--

ii) 監査の結果及び意見

① 随意契約理由について【結果 21】

当委託業務は次の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号の規定に基づき随意契約を締結している。

随意契約理由書

令和 6 年 1 月 1 日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」により、市町村においても「認知症施策推進計画」の策定が努力義務とされたことから、本市においても同計画策定のための準備を進めているところです。

この度、基本法の基本理念に謳われている「新しい認知症観」（＝認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方）について、知り、考え、感じるイベントを令和 7 年 2 月 6 日に総合文化芸術センターひらしんイベントホール及び創作活動室にて開催します。

本イベントは、認知症当事者やその家族のほか、広く一般市民の参加を促すものであり、全ての参加者に対し、「新しい認知症観」の獲得を図るとともに、身近な場所で「新しい認知症観」を持って暮らし続けていくため、市の魅力に気づき、市への愛着が醸成されるようにしていくことが有用であると判断しました。このために、枚方市の観光地域づくりの視点を取り入れて、認知症のシンボルカラーであるオレンジ色を基調とした飲食物（デザート及び飲み物）を企画し参加者に提供します。また、「新しい認知症観」を理解した、市内在住の司会者により、その他の出演者ととも「新しい認知症観」の周知啓発を図るものです。

一般社団法人くらわんか観光マネジメントは、市民の声から枚方地域に根ざした「水都くらわんか花火大会」の開催や、地域資源のブランドを活用した総合プロデュースである「ひらかた七夕まつり」などの取組を実施しています。地域全体で支え合える共生社会の実現や「認知症基本法」における基本理念である、「新しい認知症観」の理解促進と合わせ、住み慣れた地域である枚方市の魅力を参加者に伝え、市への愛着の醸成に寄与することができる事業者は、DMO（観光地域づくり法人）として市内唯一、官公庁に登録されている一般社団法人くらわんか観光マネジメントのみであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号の規定に基づく随意契約とするものです。

しかし、随意契約の理由の一つとされている「『水都くらわんか花火大会』の開催」については、代表者は同じであるものの、実際には別の事業者が実施しており、随意契約の理由とするには不適切である。

また、当事業者は令和5年1月に設立したばかりの観光地域づくりの推進を目指す法人であり、認知症の理解促進に対する事業の実績もなく、次の随意契約を理由として選定されるには不明瞭と考えられる。

所管部署に随意契約とした理由を確認したところ、「水都くわんか花火大会」の記載については、代表者の人脈やノウハウ等を生かすことができるという意図で記載したものであり、事業者選定過程についても、他の事業者への打診や、市で全ての業務を実施することも検討した上で当事業者を選定するに至っており、選定過程として問題のある内容ではなかった。

しかし、随意契約理由書は、市民にも公表されるものであることから、実態に即した内容を記載する必要がある。

② 仕様書等の契約書との一体化について【意見 44】

【意見 30】と同様に、契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。

③ 特命随意契約の妥当性の再確認と業務の見直しについて【意見 45】

【意見 31】と同様に、特命随意契約の妥当性を再確認するとともに業務の見直しについて再検討されたい。

(5) 障害企画課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 障害者活動支援事業委託

i) 概要

契約名		障害者活動支援事業委託	
契約金額（税込）		4,995,000	円
契約期間		令和6年4月1日～令和7年3月31日	
契約方法		2号随意契約	
委託開始年度		不明（少なくとも35年以上前）	
委託開始時の事業者選定方法		不明	
委託料の支払い方法		4回の分割払い	
委託料の精算の有無		無し	
業務量に応じた委託料変動の有無		無し	
業務履行実績の確認方法		障害者活動支援事業報告	
個人情報の取扱いの有無		有り	
契約保証金の免除の有無		有り（枚方市契約規則第43条第8号）	
再委託の有無		無し	
委託の目的		当事者の自主的な交流活動をとおして自立と社会参加を図ることを目的とした事業であるため、知的障害当事者への直接支援を実施している関係機関に委託をしている。	
委託の目的の背景にある行政課題		—	
総合計画	基本目標名	9. 施策体系外	
	施策目標名	99. 施策体系外	
	実行計画名	—	
	サンセット時期	—	
成果指標①	成果指標	利用満足度	
	成果指標の目標値	80%	
	成果指標の令和6年度実績	87%	
	備考	—	

ii) 監査の結果及び意見

① 個人情報の保護に係る誓約書の不備について【結果 22】

次の「障害者活動支援事業委託契約書」第16条第2項、及び「個人情報の保護に関する特記仕様書」第4条第2項に基づき、所管部署では個人情報の保護に係る誓約

書を受託者より入手している。

令和6年度の契約に係る誓約書を確認したところ、誓約書を記載した日付が空白のものが散見され、また「誓約書（保護責任者用）」には代表者職指名に現在の代表者ではなく過去の代表者と思われるものが記載されているものもあった。

そのため、「障害者活動支援事業委託契約書」に従い、署名した日付が記載された誓約書入手する必要がある。

障害者活動支援事業委託契約書

（秘密の保持等、個人情報の保護等）

第16条 受注者は、委託業務の実施に際して知りえた秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。委託期間満了後も、また同様とする。

2 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、【個人情報の保護に関する特記仕様書】を遵守しなければならない。

個人情報の保護に関する特記仕様書

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報その他委託業務の処理に伴い知りえた情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、または解除された後も、同様とする。

2 受注者、保護責任者及び作業従事者に対し、秘密の保持に関する制約書（別紙様式）を提出させなければならない。

② 委託事業の実績報告について【結果23】

当事業は行事の開催の準備から障害者自身が関与することによって、障害者の自立や社会参加を促すことを目的とした事業である。具体的な事業内容は、障害者自身が開催に関与するイベントの実施等である（詳細は次の仕様書を参照されたい。）。

障害者活動支援事業委託仕様書

枚方市を以下「発注者」とし、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会を以下「受注者」とする。

3. 目的

知的障害者の社会参加・交流を推進する機会として、障害者・関係機関・関係者ともに各種レクリエーション行事を開催することにより、当事者の自主的な交流活動をととして自立と社会参加を図ることとする。

5. 事業内容

受注者は、各種障害者施策補助事業を視野に入れながら、以下に掲げる事業を実施するものとする。受注者は、実施にあたり事業計画を作成し、発注者に提出するも

のとする。

(1) 地域レクリエーション（ふれあいスポーツ交流会等）行事を主催、又は同行事に参加をする。

(2) 障害者・市民・関係者等から構成されるジョイフルクリスマス会行事を主催、又は同行事に参加する。

(3) 障害者及びその家族が地域で自主的に各種の行事を実施することに対し、情報提供等を行う。

しかし、当該事業について受託者から市が受けた実施報告において、行事の開催結果の報告に留まっており、行事の開催に至るまでに障害者が実際に関与したかどうかについての報告はなかった。この点、所管部署に障害者の実際の関与状況についてヒアリングしたところ、所管部署においてもその状況を確認していないとのことであった。

「障害者活動支援事業委託仕様書」の事業に、行事開催への障害者の関与を記載の上、行事開催への関与状況について実績の報告を求める必要がある。

③ 委託契約金額の算定方法について【意見 46】

当契約金額は、枚方市社会福祉協議会から提出された予算書における支出予定額から参加費収入等市からの受託金収入以外の収入予定額を除いた金額を基に算定されている。

また、支出予定額の9割を占める人件費については、同社会福祉協議会の前年度平均賃金に人事院勧告による賃金の上昇率を加味した金額に、当事業で必要となる工数を乗じて同社会福祉協議会が算定したものによっている。この点、市所管部署において、相見積りの入手や、内部積算による契約金額の妥当性の検証は行われていない。

たとえば委託契約金額算定に使用された平均賃金（780万円程度）を仮に賞与4か月、社会保険料を給与の30%、1日8時間勤務、年間250日勤務と仮定した場合の時間あたり平均賃金単価（1,896円/時）は、大阪府の最低賃金（令和6年10月1日から令和7年10月15日まで1,114円/時）を大幅に上回る単価となっている。

しかし、そもそも業務委託契約は、受託者が要求とする金額で契約をするものではなく、市が内部積算等により妥当と判断した金額を以て契約を締結すべきである。

そのため、市所管部署において、他事業者からの相見積りの入手や、内部積算を行う等により、契約金額の妥当性の検証を行うことが望まれる。

④ 事業の成果指標について【意見 47】

当障害者活動支援事業の成果指標を所管部署に確認したところ、利用満足度を成果指標としている、との回答であった。

しかし、当利用満足度は、障害者活動支援事業のほかにも別事業も含めた満足度であり、また、障害者活動支援事業はそもそも第5次枚方市総合計画には含まれていない事業であることなどから、当事業単独の成果は測定していないとのことであった。

当事業単独の成果を測定するとともに、成果の状況によっては必要に応じて事業内容を見直すことが望まれる。

⑤ 仕様書等の契約書との一体化について【意見 48】

【意見 30】と同様に、契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。

(6) まるっとこどもセンターに係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 枚方市児童育成支援拠点事業業務委託

i) 概要

契約名	枚方市児童育成支援拠点事業業務委託	
契約金額（税込）	9,095,500	円
契約期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日	
契約方法	2号随意契約	
委託開始年度	令和6年度	
委託開始時の事業者選定方法	2号随意契約	
委託料の支払い方法	部分払い1回、完了払い	
委託料の精算の有無	無し	
業務量に応じた委託料変動の有無	無し	
業務履行実績の確認方法	事業報告書の提出	
個人情報の取扱いの有無	有り	
契約保証金の免除の有無	有り（枚方市契約規則第43条第8号）	
再委託の有無	無し	
委託の目的	養育環境に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない学齢期の子どもに対し、居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うなど、一人ひとりの状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としている。	

委託の目的の背景にある行政課題		近年、こどもを取り巻く環境は、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校児童生徒数の増加など、厳しさが増し、課題も複雑化している。こうした課題やこどもの個別のニーズにきめ細かに対応した居場所を作り、必要な支援を行うことで、こどもの権利を守り、誰ひとり取り残さず、抜け落ちることのない支援に繋がると考えている。
総合計画	基本目標名	3. ひとり一人の成長を支え、豊かな心を育むまち
	施策目標名	15. 子どもたちが健やかに育つことができるまち
	実行計画名	15- 3. 児童虐待等の発生予防、早期発見、早期対応
	サンセット時期	—
成果指標①	成果指標	児童育成支援拠点登録人数
	成果指標の目標値	20
	成果指標の令和6年度実績	13
	備考	—
成果指標②	成果指標	児童育成支援拠点の利用率
	成果指標の目標値	20
	成果指標の令和6年度実績	22. 3
	備考	3月の平均利用人数/定員

ii) 監査の結果及び意見

① 補助金交付要件の確認について【意見 49】

令和4年の児童福祉法の改正により、令和6年4月1日から児童育成支援拠点事業が導入され（児童福祉法6条の3第20項）、市町村に同事業実施の努力義務が課せられている。

市では、上記の改正に伴い令和6年10月より児童育成支援拠点を開設しており、当事業については国庫補助金の交付を受けるとともに、運営を外部事業者に委託している。

国庫補助金の交付にあたり、児童育成支援拠点には利用者の人数に応じて職員の配置人数が定められており、当事業の委託にあたり、同様の職員の配置を「枚方市児童育成支援拠点事業業務委託仕様書」で次のとおり求めている。

枚方市児童育成支援拠点事業業務委託仕様書

7. 体制

(1) 職員配置

支援の実施にあたり、①②の職員を配置し、利用者の人数に応じ適切に③を追加すること。なお、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者であること。

また、管理者又は支援員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。加えて、人員配置に当たっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。ここでいう「職員」とは、事業所内で直接利用児童の処遇に当たっている者をいう。なお、利用児童が5人未満の場合は、職員のうち1人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えない。

ただし、8. 支援の内容、(2) 利用中⑧送迎支援に示すよう、職員が送迎を行っている間において、利用児童への支援が適切に行えるよう、バックアップ体制を整えること。

利用するこどもの人数	職員数
1人～4人	2人 (ただし1人は同一敷地内の他の場所にいてもよい)
5人～10人	2人
11人～15人	3人
16人～20人	4人

しかし、市所管部署は、配置予定人員の資格保有状況等の実態については確認しているものの、利用者数に応じて上記仕様書で求めている職員数が実際に配置されたかについては確認していなかった。

そのため、国庫補助金の交付要件でもあることから、仕様書に応じた人員が実際に配置されていることを所管部署で確認することが望まれる。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

令和7年9月からは利用者数に加えて職員配置状況についても月次で委託事業者より報告を受け、仕様書に応じた職員が配置されていることを確認しており、改善が図られている。

② 仕様書等の契約書との一体化について【意見 50】

【意見 30】と同様に、契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。

3. 公募型プロポーザルを経た業務委託

(1) 広報プロモーション課

i) 概要

契約名	枚方市ふるさと寄附金推進事業プロモーション業務	
契約金額（税込）	3,630,000	円
契約期間	令和6年8月16日～令和7年3月31日	
契約方法	2号随意契約（公募型プロポーザルにより選定）	
委託開始年度	令和6年度	
委託開始時の事業者選定方法	2号随意契約	
委託料の支払い方法	部分払い3回、完了払い	
委託料の精算の有無	無し	
業務量に応じた委託料変動の有無	無し	
業務履行実績の確認方法	月次定例会実施、月次報告書及び総括報告書の提出	
個人情報の取扱いの有無	有り	
契約保証金の免除の有無	有り（枚方市契約規則第43条第1項第8号）	
再委託の有無	無し	
委託の目的	本市のふるさと納税制度の運用状況は、寄附額については増加傾向にあるものの、枚方市民が他市にふるさと納税をすることによる市税の流出額は、寄附受入額を大幅に超過しており、寄附額増加のためのさらなる取組みの強化が課題となっています。そこで、寄附獲得に向けた新たな取組みの一環として、ふるさと納税返礼品に係るプロモーション業務等を専門的に行う事業者に対して業務委託を行い、インターネット広告を活用したPR等の取組みを開始することを目的に実施。	

委託の目的の背景にある行政課題		ウェブマーケティング等専門分野でのノウハウを有効活用し、かつ多岐に渡る媒体を戦略的に運用していくことが重要であり、これらを職員だけで実施するには限界がある。
総合計画	基本目標名	6. 計画の推進に向けた基盤づくり
	施策目標名	31. 持続可能な行財政運営を進めます
	実行計画名	—
	サンセット時期	—
成果指標①	成果指標	枚方市へのふるさと寄附件数（ふるさと納税ポータルサイト利用分）
	成果指標の目標値	9,700
	成果指標の令和6年度実績	10,053
	備考	—
成果指標②	成果指標	枚方市へのふるさと寄附増加金額（ふるさと納税ポータルサイト利用分）
	成果指標の目標値	150,000 千円
	成果指標の令和6年度実績	78,064 千円
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

個別に指摘を要する事項は見受けられなかった。

(2) 観光交流課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

i) 概要

令和6年度に観光交流課において、幼児療育園跡地活用事業の公募型プロポーザルを実施した。しかし、実際の応募者はなく、不調に留まっている。

幼児療育跡地については、枚方市駅から枚方宿地域、枚方公園駅、淀川河川エリアを面でとらえた活性化に向け、民設民営による賑わい創出拠点を整備するための取り組みが行われている。

令和6年8月21日から10月4日までの間、市は公募型プロポーザル方式により事業者公募を行ったが、応募はなかった。今後の市の事業方針としては、令和7年度から概ね5年間を目途に、賑わいを創出する広場として暫定活用することで、当該敷地の注目度を向上させるなど、民設民営による拠点整備の実現に向けた機運醸成を図っていくものである。

ii) 監査の結果及び意見

① 跡地の利用方法について【意見 51】

幼児療育園跡地の活用のため、市は令和 6 年度に事業運営者を公募型プロポーザル方式により募集したが、応募事業者はなかった。応募事業者がなかった理由については、本事業のプロポーザル支援を行っている「幼児療育園プロポーザル支援業務委託」の受託者を通じて実施した意向調査によると、事業実施に伴う賑わい創出施設の建設費が回収できないリスクが高いことなどであった。

所管課によると、市が観光資源として重要視している淀川と枚方宿地域の間地点にある幼児療育園跡地の活用は観光施策上の重要性が高く、政策上、実施を進める必要性が高いとのことであった。

ただし、本事業は、プロポーザルが不調に終わった理由のとおり、民間事業者にも大きなリスク負担を要することになる。そこで、事業実施上の民間事業者のリスク（不確実性）を下げるために、トライアルサウンディングを実施するなどして、跡地の利用方法を実験的に検討されたい。

用語解説：トライアルサウンディングについて

トライアルサウンディングとは、市が保有する公共施設や土地を有効に活用するための社会実験であり、公共施設等において民間事業者等が試行的に事業を実施して、収益性や課題等についての把握・検証を行う制度である。

幼児療育園跡地活用事業の概要（募集要項抜粋）

1. 趣旨

枚方市（以下、「市」という。）が推進する幼児療育園跡地活用事業（以下、「本事業」という。）は、平成 31 年に廃止された幼児療育園跡地（（以下、「敷地」という。）を活用し、枚方宿地域賑わい創出施設（（以下、「本施設」という。）を整備することで、枚方宿地域の魅力をより一層高めるとともに、本市全体の魅力を高め、居住人口及び交流人口の増加につなげようとするものです。

4. 事業スキーム

（1）施設整備について

本施設については、最大限に民間活力を活用する観点から、事業者により市有地である敷地のうち定期借地区域内の土地を貸し付け、事業者により施設整備及び運営までを担ってもらい民設民営で行います。そのため、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 23 条に規定する事業用定期借地権の設定を行います。土地を活用する者の募集にあたっては、広く事業者からの提案を求める公募型プロポーザル方式により実施します。

4. NPO活動支援

(1) 市民活動課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) NPOサポート事業委託

i) 概要

契約名		令和7年度NPOサポート事業委託	
契約金額（税込）		15,454,000	円
契約期間		令和7年4月1日～令和8年3月31日	
契約方法		2号随意契約	
委託開始年度		平成14年度	
委託開始時の事業者選定方法		随意契約	
委託料の支払い方法		3回の部分払及び完了払	
委託料の精算の有無		無し	
業務量に応じた委託料変動の有無		無し	
業務履行実績の確認方法		NPOサポート事業報告	
個人情報の取扱いの有無		有り	
契約保証金の免除の有無		有り（枚方市契約規則第43条第8号）	
再委託の有無		無し	
委託の目的		市民やNPO、市民団体等の連携によるまちづくり活動を促進するため、市民活動の情報を収集・発信し、相互の情報交換や人材育成につなげることを目的としている。	
委託の目的の背景にある行政課題		市民やNPO、市民団体等の連携によるまちづくり活動を推進していくには、NPO関連情報を豊富に持つ中間支援組織との連携が必要である。	
総合計画	基本目標名	6. 計画の推進に向けた基盤づくり	
	施策目標名	30. 市民による活発なまちづくり活動を支援します	
	実行計画名	計画推進2-1. 市民活動の支援	
	サンセット時期	—	
成果指標①	成果指標	サプリ村野学校の開催団体数	
	成果指標の目標値	20	
	成果指標の令和6年度実績	20	
	備考	—	

成果指標②	成果指標	市民やNPO、市民団体等の市民活動の拠点であるサプリ村野の利用率
	成果指標の目標値	60
	成果指標の令和6年度実績	49.6
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

① 委託業務の適法性について【結果 24】

「NPOサポート事業委託仕様書」において、業務内容として次のとおり記載があった。

4. 業務内容

■ネットワークルーム管理事業に関すること

②相談事業に関すること

- ・NPOの設立や運営、税務や労務等の各種相談業務の実施
- ・相談事例の共有

しかし、税務相談は税理士法第2条及び第52条に規定されるとおり、税理士又は税理士法人の独占業務であり、無償であっても税理士以外のものが行った場合には税理士法違反となる恐れがある。

令和6年度及び令和7年6月までの相談記録を確認したところ、税務相談に該当する内容のものはなかったが、仕様書の業務内容から税務相談業務を除外する必要がある。

税理士法

(税理士の業務)

第2条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和25年法律第226号）第10条の4第2項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第49条の2第2項第10号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第6号イからへまでに掲げる事項及び地方税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

(税理士業務の制限)

第 52 条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない

② 契約金額の妥当性の検証について【意見 52】

業務委託契約の契約金額の妥当性の検証状況を確認したところ、本件受託者からの見積書の確認、及び前期委託契約金額及び見積書からの金額の推移状況の確認に留まっていた。

本来、相見積書の入手や、内部積算等により、受託者の見積書以外の方法で契約金額の妥当性を検証するべきである。

そのため、契約金額の妥当性について、受託者からの情報提供や見積書を基とした検証に留めず、受託者以外の情報を基とした検証を行うことが望まれる。

③ 仕様書等の契約書との一体化について【意見 53】

【意見 30】と同様に、契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。

第7 補助金・負担金に関する監査の結果及び意見

1. 共通事項

(1) 概要

市の補助事業は多数にわたるため、国や大阪府の補助制度を背景とせず、市が独自に補助制度を設けているなど、補助の任意性が比較的高い一方で、市の過去の補助金見直しの過程で行革推進課が見直しの必要性を一定認識しているもののうち、令和6年度予算額が500万円以上（同一団体に対する補助金は集計して判定）ある補助金事業について、次のとおり検証対象サンプルを抽出した。

【図表 25】 検証対象サンプル（補助金）

案件名称	所管部署
自治会館建設等助成金（新築・建替え）	市民活動課
自治会館建設等助成金（土地賃借）	同上
自治会館建設等助成金（改修・耐震改修）	同上
自治会館建設等助成金（耐震診断）	同上
自治会館建設等助成金（土地取得）	同上
健康スポーツ普及事業補助金	スポーツ振興課
枚方市福祉活動・福祉団体等補助金	健康福祉政策課
枚方市休日歯科急病診療所運営補助金	同上
障害者（児）歯科診療事業補助金	障害企画課
枚方市交通対策協議会補助金	交通対策課

また、負担金についても、その対象事業は多数にわたるため、検証対象のサンプルを団体への加入への必然性が乏しいと考えられるなど、負担の任意性が比較的高い一方で、市の過去の負担金見直しの過程で行革推進課が見直しの必要性を一定認識しているもののうち、令和6年度予算額が100万円以上ある負担金事業について、次のとおり検証対象サンプルを抽出した。

【図表 26】 検証対象サンプル（負担金）

小事業名称（事業名称）	所管部署
ひらかた平和の燈火（あかり）事業費	人権政策課
観光情報発信事業費	観光交流課
津田地蔵池コミュニティ協議会負担金	農業振興課
ふれあいツアー事業負担金	同上
健康・医療・福祉フェスティバル開催経費	健康福祉政策課

食育推進ネットワーク事業費	健康づくり課
市駅前観光情報発信事業経費	観光交流課

(2) 本事項に関する総括意見

過去から特定の事業者への補助が継続している状況の中、事業者から提出された補助金の積算等について市職員がその金額の妥当性を十分に検証できていない状況が見受けられた。また、監査の実施に際して、各事業所管部署にそれぞれの事業目的の背景にある行政課題について質問したが、過去から長年継続している事業の一部は本来の事業の意義や狙い、そしてその背景にある「解決すべき社会課題」についての市担当職員による考察・検討が十分ではないと感じられる状況が見受けられた。

しかし、政策や事業を立案したり、それらを継続したりする際には、解決すべき社会課題の存在が前提になる。この解決すべき社会課題は、時代に応じて変化していくため、行政サービスの背景にある社会課題について定期的に再確認し、行政サービスをアップデートし続ける必要がある。そこで、過去から継続している補助事業についてその必要性を十分に検討することなく続けるのではなく、常に変化する解決すべき社会課題を時代に応じて検討し直し、効果的・効率的な補助事業の遂行に努められたい。

2. 部署別の補助金事務に関する監査の結果

(1) 市民活動課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 自治会館建設等助成金

i) 概要

補助の根拠（法令、要綱等）	自治会館建設等助成金交付規則
本補助制度の開始年度	（新築・建替え）昭和 62 年度 （土地賃借）昭和 62 年度 （改修）令和 3 年度 （耐震改修）平成 19 年度 （耐震診断）平成 19 年度 （土地取得）昭和 62 年度
補助の性質	その他
補助対象経費の概要	（新築・建替え） 現況建物等の解体工事費、本体、造作、仕上げ、基礎等主体工事費、電気設備工事、ガス設備工事、給排水設備工事、消防設備設置等附帯工事費、スロープ設置等バリアフリー等に係る外構工事費及び設計費用等自治会館の建設や建替えに要する経費 （土地賃借） 土地賃借料 （改修） 屋根、外壁、内壁、床、天井、建具や設備等、建物全般の改修を目的とした工事。 （耐震改修） 耐震補強計画作成費用（耐震診断に係る助成で対象とした場合は不可）、解体・撤去及び仮設工事を含む耐震補強やその復旧に係る工事 （耐震診断） 診断費用、耐震補強計画作成費用 （土地取得） 土地売買代金、登録免許税、印紙代、認可地縁団体証明書等発行費用、その他登記に係る費用
補助率・補助額	（新築・建替え）上記費用の 3 分の 2（限度額は 750 万円） （土地賃借）上記費用（限度額は年間 30 万円、10 年間で限度）

		(改修) 上記費用の 3 分の 2 (限度額は 20 年間で 300 万円) (耐震改修) 上記費用の 3 分の 2 (限度額は 100 万円) (耐震診断) 上記費用の 3 分の 2 (限度額は木造 10 万円、非木造 50 万円) (土地取得) 上記費用の 3 分の 2 (限度額は 1,200 万円)
	交付の目的	住民自治組織(自治会)がその地域において活動を行うための拠点となる集会施設の設置等を促進する。
	交付の目的の背景にある行政課題	自治会館の整備は、住民自治の振興を図る上で必要である。
総合計画	基本目標名	6. 計画の推進に向けた基盤づくり
	施策目標名	30. 市民による活発なまちづくり活動を支援します
	実行計画名	計画推進 2-1. 市民活動の支援
	サンセット時期	令和 8 年度末
成果指標①	成果指標	整備等を行った自治会館の数
	成果指標の目標値	10
	成果指標の令和 6 年度実績	8
	備考	—
成果指標②	成果指標	活動の拠点となる自治会館の整備等により地域活動の活性化が図られた 自治会の数
	成果指標の目標値	12
	成果指標の令和 6 年度実績	8
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

① 旧耐震基準の建物への対応について【意見 54】

「自治会館建設等助成金交付規則」第4条において、昭和56年6月1日以前に建設された自治会館に対して次のとおり規定がある。

自治会館建設等助成金交付規則

(助成の要件)

第4条 この規則による助成を受けるための要件は、次に掲げるものとする。

(4) 自治会館の改修に係る助成にあつては、次のいずれにも該当すること。

ロ 当該自治会館について、建築基準法第6条第1項の確認を受けた日が昭和56年6月1日以降であること若しくは同日以降に同項の確認を受けた建物と同等の耐震性能を有すること又は当該改修が当該耐震性能を有することを目的とするものであること。

昭和56年6月1日に建築基準法が従来の震度5程度の地震に耐えられる旧耐震基準から、震度6強から7クラスの地震まで耐えられる新耐震基準へと改正されたことを踏まえ、上記の規則のとおり、昭和56年6月1日より前に建築確認を受けた旧耐震基準の自治会館に対して、新耐震基準を満たしたことが確認できるまでは自治会館の改修に係る補助は行わないとしたものである。

当該規則制定当初の趣旨は、旧耐震基準の自治会館に対して新耐震基準を満たすように耐震改修工事を促すことであつたと考えられるが、現状として、例えば外壁改修工事に係る市からの補助が認められず、自治会が改修工事費の全額を負担することになり、結果として自治会が資金を貯められないまま、耐震改修工事のための資金が確保できず、耐震改修工事が遠のく事態となっている自治会館もあるとのことであつた。

本件補助金の目的は安心・安全な自治会活動の場の確保であると考えられる。そのため、①現状の補助制度を維持するのであればその趣旨にもある「新耐震基準を満たすように耐震改修工事を促す」ための実効的な手法を検討するほか、②昭和56年6月1日より前に建築確認を受けた旧耐震基準の自治会館に対して通常の改修工事への補助も可能とする要件改正を検討する、また、③自治会活動の代替施設を模索するなど、安心・安全な自治会活動の場を確保するという本体の政策目的の観点から、自治会活動の場の提供方法を再検討されたい。

なお、現状の自治会館以外に自治会活動の場として使用できそうな公共施設としては、市内各地の生涯学習市民センター、枚方公園青少年センター、サプリ村野NPOセンター、小中学校の空き教室等が想定される。そこで、自治会活動のために、一定の優先予約枠や使用料免除の取扱いなど関係各課と協議の上、現状の自治会館に限らず、他の公共施設との連携を広く検討されたい。

② 補助を受けた自治会館の処分等の取扱いについて【結果 25】

過去に自治会館用の土地取得に係る補助及び新築に係る補助の交付を受けている自治会館が、市の京阪本線連続立体交差事業に伴い立ち退きになったことに伴い自治会館を移転し、移転先の自治会館の建替えに係る補助を受けている事例があった。

概要は次のとおりである。

【図表 27】 概要

年度	経緯
平成 5 年度	旧自治会館に関して市から土地取得助成金 11,018,000 円の交付を受ける
平成 6 年度	旧自治会館に関し市から建物の新築助成金 5,000,000 円の交付を受ける
令和 2 年度	○京阪本線連続立体交差事業に伴い立ち退きが決定 ○旧自治会館の土地は移転先の新自治会館の土地と交換、精算金等の発生はなし ○旧自治会館の建物については、自治会で取壊しの上市より移転補償金 23,775,100 円受領 ＜移転補償金の内訳＞ ・ 地上物件補償費 18,892,700 円 ・ 動産移転補償費 283,100 円 ・ 移転雑費 4,599,300 円)
令和 2 年度	○新自治会館の建物を 27,517,700 円で新築する ○市から建替助成金 5,000,000 円の交付を受ける

(出所：自治会館建設等助成金案件概要書、物件移転補償契約書)

上記建物の移転補償金について所管部署に確認したところ、過去に補助を受けていることは加味されずに算定されているとのことであった。

本来、補助金を原資として取得された資産が、補助対象事業に使用されずに売却等される場合には、相応分が市に返還されるべきである。

しかし、「自治会館建設等助成金交付規則」には、当補助を受けた土地や建物を譲渡等により処分した場合の取扱いについて規定されていない。

この点、他自治体では、下記の「神戸市地域集会所修繕等補助金交付要綱」のように譲渡等による補助金の返還を規定しているものもある。市においても、過去に補助を受けた資産を処分した場合の取扱いについて、その対応方法を検討されたい。

神戸市地域集会所修繕等補助金交付要綱

(補助金の取消及び返還)

第 22 条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の方法により補助金交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助の対象となった集会所を集会以外の目的に供するものとしたとき。
- (3) 集会所を第三者に譲渡する、長期間使用権を設定する等集会所としての目的を阻害したとき。
- (4) 補助金交付の決定の条件その他この要綱の規定に違反したとき。

(2) スポーツ振興課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 健康スポーツ普及事業補助金

i) 概要

補助の根拠（法令、要綱等）		健康スポーツ普及事業補助金交付要項
本補助制度の開始年度		平成 31 年度
補助の性質		事業費補助
補助対象経費の概要		健康スポーツ普及事業の遂行に必要な経費のうち、人件費、賃金、費用弁償、報償金、使用料及び賃借料、手数料、委託料、保険料、通信運搬費、広報費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、その他市長が認める経費
補助率・補助額		上記対象経費から、補助対象事業の実施に係る収入を除いた額、ただし市の予算が上限となる。
交付の目的		スポーツ教室の開催や、オーダーメイドのスポーツプログラム等を提供することで、市民の健康増進や維持、高齢者の介護予防及び余暇活動の充実並びに市内企業への「健康経営」の推進を目的とする。
交付の目的の背景にある行政課題		高齢化の進展やコロナ禍、ストレス社会による、生活習慣病の増加、フレイル等の健康被害も増加しています。また、労働人口の減少が社会課題となるなか、市民の健康増進や市内企業における健康経営が注目されている。
総合計画	基本目標名	3. 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
	施策目標名	17. 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち
	実行計画名	17-2. 全ての市民のスポーツの普及と推進
	サンセット時期	令和 8 年度末
成果指標	成果指標	本事業の各プログラムを実施することで、市民及び企業のスポーツへの参加機会の拡充、多様なニーズへの対応等の充実を図ります。
	成果指標の目標値	各事業参加者数 9,200 人
	成果指標の令和 6 年度実績	各事業参加者数 11,707 人
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

① 収支決算書の収入計上漏れについて【結果 26】

「健康スポーツ普及事業補助金交付要項」により、補助対象経費及び補助金の額は次のとおり定められている。

健康スポーツ普及事業補助金交付要項

(交付の対象)

第3条 本補助金の対象となる経費は、前条に規定する事業及びその事業を遂行するために必要な経費のうち、人件費、賃金、費用弁償、報償金、使用料及び賃借料、手数料、委託料、保険料、通信運搬費、広報費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、その他市長が認める経費とする。

(補助金の額)

第4条 本補助金は、前条に規定する経費から補助対象事業の実施にかかる収入を除いて算定し、予算の範囲内で交付する。

健康スポーツ普及事業補助金では、実績報告として健康スポーツ普及事業に係る決算書を提出させており、補助金の交付対象となった事業については、内容の妥当性を検証するために市職員による実地監査が行われている。

しかし、令和6年度の収支決算書の収入の部において、教室参加料収入 697,000 円の計上が漏れていた。

上記計上漏れが発生した原因を確認したところ、令和6年度より教室参加料の受取方法が現金から振込みに変更されたため、他事業に誤って計上したとのことであった。

上記教室参加料については市に返還されるとのことであるが、実地監査において、収入の部への計上漏れがないことも確認する必要がある。

② 補助金依存度が高い補助事業について【意見 55】

令和2年度の包括外部監査において、枚方市スポーツ協会への補助金に対して次のとおり指摘を受けている。

令和2年度包括外部監査報告書

補助対象経費のうち人件費の占める割合は、いずれも 85%程度となっており、人件費をカバーすることを念頭においた仕組みとなっている。

(・・・中略・・・)

スポーツ協会関係補助金は、(・・・中略・・・) 令和元年度に団体運営補助から事業費補助に移行し、令和2年度においても再編されるという試行の段階にあるが、スポーツ推進計画において各補助事業が重要な役割を担っていることを再認識し、事

業実施の手法として補助が適切であるかどうかも含め、総合的に再検討する必要がある。

「健康スポーツ普及事業補助金」は平成 28 年度に策定された「補助金の見直しに関する方針」において、団体運営補助は原則廃止し、目的と用途が明確な事業費補助金へと移行する方針が明示されたことから、公益財団法人枚方市スポーツ協会への団体運営補助であった「市民スポーツ振興事業補助金」を、令和元年度の補助金再編を経て、令和 2 年度より「健康スポーツ普及事業補助金」、「新春走ろうかい事業補助金」、「スポーツサポーターズバンク事業補助金」、「市民オリンピック事業補助金」、「市民スポーツ応援サポート事業補助金」、「地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金」の 6 つの事業費補助金へと移行したものの一つである。

しかし、事業費補助は、「補助金の見直しに関する方針」において、「市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定し補助金交付を行う。」としているものの、各補助金要項では公益財団法人枚方市スポーツ協会への補助である旨が明記されており、また、下表のとおり、各事業費補助を合算すると令和元年度以前の団体運営補助であった「市民スポーツ振興事業補助金」と同水準の額が交付され続けている。

【図表 28】 補助金の推移

(単位：円)

補助金名	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
市民スポーツ振興事業補助金	33,950,155	6,641,000		
健康スポーツ普及事業補助金		12,028,000	12,703,702	12,885,307
新春走ろうかい事業補助金		8,113,000	8,171,590	8,877,000
スポーツサポーターズバンク事業補助金		5,093,000	5,279,963	5,305,843
市民オリンピック事業補助金		998,000	1,097,150	-
市民スポーツ応援サポート事業補助金			1,935,236	2,850,610
地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金			2,755,830	2,809,680
合 計	33,950,155	32,873,000	31,943,471	32,728,440
体育協会活動補助金	2,787,548			

(単位：円)

補助金名	令和４年	令和５年	令和６年
市民スポーツ振興事業補助金			
健康スポーツ普及事業補助金	12,389,824	12,798,000	13,091,390
新春走ろうかい事業補助金	8,325,800	8,564,636	8,770,901
スポーツサポーターズバンク事業補助金	5,735,343	5,835,000	5,967,278
市民オリンピック事業補助金	1,310,866	1,580,537	2,618,755
市民スポーツ応援サポート事業補助金	3,311,000	3,295,899	4,322,774
地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金	2,867,730	2,892,524	2,992,109
合 計	33,940,563	34,966,596	37,763,207
体育協会活動補助金			

また、市所管部署に確認したところ、次表のとおり各補助金の大部分を人件費が占めており、依然として、補助金が交付されない場合には当事業の実施が困難な状況のままである。

【図表 29】人件費割合

補助金名	補助金交付額	人件費関連			
		人件費	事業費		
		人件費	費用弁償	報償金	賃金
健康スポーツ普及事業補助金	13,091,390	10,976,000	600	18,000	1,689,685
新春走ろうかい事業補助金	8,770,901	7,377,000	0	0	915,972
スポーツサポーターズバンク事業補助金	5,967,278	4,679,000	0	297,288	913,889
市民オリンピック事業補助金	2,618,755	1,467,000	72,000	35,000	850,854
市民スポーツ応援サポート事業補助金	4,322,774	3,212,000	10,000	0	649,654
地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金	2,892,524	2,699,000	20,000	0	273,109
合 計	37,663,622	30,410,000	102,600	350,288	5,293,163

補助金名	人件費の割合	人件費関連の割合
健康スポーツ普及事業補助金	83.8%	96.89%
新春走ろうかい事業補助金	84.1%	94.55%
スポーツサポーターズバンク事業補助金	78.4%	98.71%
市民オリンピック事業補助金	56.0%	92.60%
市民スポーツ応援サポート事業補助金	74.3%	89.56%
地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金	93.3%	103.44%
合 計	80.7%	96.00%

令和2年度の包括外部監査の指摘のとおり、事業実施の手法として補助が適切であるかどうか、また、事業費補助とする場合は、団体運営補助が原則廃止されている点、及び補助金交付の公平性の観点からも、当団体への補助に限定する旨を改め、他団体での事業の実施の可能性や他団体への補助金交付の可能性も検討することが望まれる。

③ 補助対象経費の人件費の算定について【結果 27】

令和２年度の包括外部監査において、枚方市スポーツ協会への補助金に対して次のとおり指摘を受けている。

令和２年度包括外部監査報告書

補助事業の完了報告書に添付される収支決算書における人件費実績として、予算書の金額がそのまま記載されているが、すべての事業が予定どおり実施されるとは限らず、実績を基礎に算定した場合には差異が生じることも否定できない。

したがって、今後は実績を基礎に算定した人件費を収支決算書に記載する必要がある。

補助金交付にあたり、各事業の決算書の提出を受けているが、当年度監査対象の「健康スポーツ普及事業補助金」、及び監査対象外であるスポーツ振興課から枚方市スポーツ協会に交付されている補助金である「新春走ろうかい事業補助金」、「スポーツサポーターズバンク事業補助金」、「市民オリンピック事業補助金」、「市民スポーツ応援サポート事業補助金」、「地域・競技スポーツコンサルティング事業補助金」を確認したところ、いずれも補助対象経費となっている人件費の実績額は、人件費の１人あたり平均単価に実施予定工数を乗じて算定された予算額のコピーがそのまま記載されていた。

上記の監査結果の対応状況について所管部署に確認したところ、令和３年度以降、積算根拠となる資料の提出を求めており、令和４年度からは、人件費の予算額は前期実績に基づいた人件費の単価、及び詳細に調査した工数をもって人件費を算定しており、当該年度実績に基づいた人件費の単価及び工数については別途確認しているものの、収支決算書には反映されていないとのことであった。

令和２年度の包括外部監査の指摘のとおり、人件費の実績額について、補助金交付対象年度の実績を基とした人件費を収支決算書に記載する必要がある。

(3) 健康福祉政策課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 枚方市福祉活動・福祉団体等補助金

i) 概要

補助の根拠（法令、要綱等）		枚方市福祉活動・福祉団体等補助金交付要項
本補助制度の開始年度		平成 18 年度
補助の性質		事業費補助
補助対象経費の概要		人件費、賃金、旅費、使用料及び賃借料、印刷製本費、手数料、保険料、事務費（通信運搬費、消耗品費、修繕料等）、補助金、その他市長が認める経費
補助率・補助額		上記経費から補助対象事業の実施に係る収入を除いて算定し、予算の範囲内で交付
交付の目的		ひとり暮らし老人会や遺族会、障害者（児）団体等、福祉団体の活動をサポートしている社会福祉協議会を支援することにより、本市の地域福祉の向上に資する。
交付の目的の背景にある行政課題		福祉的課題を抱えた市民が誰にも相談することができず、孤立してしまうことを防止するため、当事者団体等の組織化やサポート体制が整うように支援する。
総合計画	基本目標名	6. 計画の推進に向けた基盤づくり
	施策目標名	30. 市民による活発なまちづくり活動を支援します
	実行計画名	—
	サンセット時期	令和 7 年度末
成果指標	成果指標	障害者週間啓発キャンペーン参加人数
	成果指標の目標値	107
	成果指標の令和 6 年度実績	92
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

① 補助対象経費の人件費の算定について【結果 28】

【結果 27】と同様に、補助金交付にあたり、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会についても各事業の収支決算書の提出を受けているが、当協議会についても枚方市スポーツ協会と同様、人件費の実績額について、人件費の 1 人あたり平均単価に実施予定工数を乗じて算定された予算額の金額がそのまま記載されていた。

そのため、令和 2 年度の包括外部監査の指摘のとおり、人件費の実績額について、補助金交付対象年度の実績を基とした人件費を収支決算書に記載する必要がある。

② 再補助団体の補助対象経費について【結果 29】

枚方市社会福祉協議会へ当補助金が交付された後、各福祉団体へ再補助（市からの補助対象事業者である枚方市社会福祉協議会が当該補助金を財源として別の者に補助することをいう。）が行われている。

しかし、一般的に補助金交付対象経費として不相当とされる慶弔費、他団体への負担金や活動助成、交際費に該当する可能性のある支出等が散見されている団体や、繰越金や別会計により豊富な資金残高を有している団体もあり、市からの再補助対象として妥当なのか疑わしい内容があった。

【図表 30】各団体収支決算書

団体名	助成金	前期 繰越金	収入額	支出額	収支差額	次期 繰越額
枚方市福祉 団体連絡会	440,000	105,644	1,053,482	1,097,576	△44,094	61,550
枚方市遺族 会	413,000	392,364	605,702	617,940	△12,238	380,126
枚方市母子 寡婦福祉会	281,000	80,123	1,234,315	1,284,206	△49,891	30,232
枚方市原爆 被害者の会	193,000	71,824	728,402	763,798	△35,396	36,428
枚方市肢体 不自由児者 父母の会	237,000	547,702	719,278	794,173	△74,895	472,807
枚方市障害 者福祉会	237,000	426,766	960,657	803,178	157,479	584,245
枚方市交通 災害遺族会	132,000	529,521	232,224	511,712	△279,488	250,033
枚方市聴覚 障害児親と 子の会	52,000	35,821	119,536	127,346	△7,810	28,011
枚方市父子 福祉会	52,000	10,130	175,590	138,496	37,094	47,224
であいの会	44,000	3,509,730	498,483	418,778	79,705	3,589,435
枚方市聴力 障害者協会	30,000	0	128,900	125,709	3,191	3,191
独居老人会	540,000	—	—	—	—	—

【図表 31】再補助の対象として疑義のある内容

- 交際費にあたる可能性がある経費（親睦会など）
- レクリエーションに係る行事費
- 立替金が支出に計上されており内容が不明
- 社会福祉協議会以外の団体からの補助金・助成金が別途あり
- 慶弔費
- 建物管理を行っている別会計の時期繰越金の存在
- 団体に属する会への一律の金員の支給

再補助を交付している団体や交付額についての見直しが行われているかについて所管部署に確認したところ、平成 28 年 9 月に「補助金の見直しに関する方針」が示され、その際に上記団体の金額について見直しが行われたと考えられるが、それ以降の見直しは行っていないとのことであった。

定期的に団体の支出の内容や資金状況を確認し、再補助を交付する団体や、交付額について定期的に見直す必要がある。

③ 再補助の必要性及び補助対象経費の明確化について【結果 30】

市の補助金を原資とした再補助は、市の補助金の交付と同様に補助対象とすべき経費を明確にした上で補助対象となった経費に対して交付されるべきであり、補助対象として不相当な経費には交付されるべきではないと考えられる。

この点、枚方市社会福祉協議会経由での再補助について、補助対象とする経費や補助対象外とすべき経費が明確になっているかを確認したところ、特にガイドラインや指示書等はなく補助対象経費について明確に規定しているものはないとのことであった。

また、再補助交付団体の支出内容が補助金支給対象経費として妥当か否かについて、市又は当協議会の検証状況を市の所管部署へ確認したところ、市の所管部署では決算書の確認を行っているのみであった。

しかし、【結果 29】のとおり、積立金・繰越金等の資金を豊富に有していて補助金交付の必要性に疑念がある団体や、通常、公金を財源として支出すべきではないと考えられる経費（親睦会費、慶弔費等）に補助金が交付されている可能性がある。

そのため、再補助が必要な団体であるか否か、再補助対象経費として妥当か否かを判断するガイドライン等を作成し枚方市社会福祉協議会に順守を求める一方、当協議会の判断や検証状況について市側でも確認する必要がある。

2) 枚方休日歯科急病診療所運営補助金

i) 概要

補助の根拠（法令、要綱等）		補助金交付要綱等はなし （「枚方休日歯科急病診療所運営補助金の整理について」を要綱の代替として使用）
本補助制度の開始年度		昭和 62 年度
補助の性質		事業費補助
補助対象経費の概要		人件費、家賃、共益費、診療経費、保険料、研究・研修会費、顧問料、通信運搬費、雑費、サーバーリース料、清掃委託料
補助率・補助額		上記補助対象経費より診療収入を除いた額
交付の目的		本市の休日における歯科急病診療需要に応えるため、枚方市歯科医師会が行う休日歯科急病診療運営に対して補助を行う。
交付の目的の背景にある行政課題		年間約 700 人の歯科急病診療の需要があり、休日歯科急病診療に対するニーズは大いにあるが、救急医療は不採算であり、継続的に休日の歯科診療を提供するには安定した経営基盤が必要である。
総合計画	基本目標名	2. 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
	施策目標名	8. 安心して適切な医療が受けられるまち
	実行計画名	8-1. 医療体制の充実
	サンセット時期	令和 7 年度末
成果指標	成果指標	年間受診者数
	成果指標の目標値	700 人
	成果指標の令和 6 年度実績	686 人
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

① 補助金交付団体の限定について【意見 56】

令和 2 年度の包括外部監査において、枚方市歯科医師会への補助金に対して次のとおり指摘を受けている。

令和 2 年度包括外部監査報告書

ある程度需要が少なくなる時期を見極めて、診療時間の短縮などを検討し、それに

よって収支構造の改善を図ることも検討の余地がある。

また、現在の補助金の支給方法にも課題がある。現在は休日歯科急病診療所の収入と支出の差額を補助金で埋める形としているが、それでは経費圧縮等の効率化のインセンティブが働かない。休日歯科急病診療所の自立性を高めるためには、収入と支出の差額に補助金を支給する形を改め、実際に必要な事業費を積算の上、補助割合を継続的に見直すこととすべきである。

さらに、所管課によると、休日歯科急病診療所が公益性や災害時の拠点応急救護所での歯科診療対応の拠点となる役割を担っていることから、休日歯科急病診療所にのみ補助金を支給しているとのことであるが、前述のように、市内には他にも休日診療を行っている歯科診療所があり、歯科医師会にのみ補助金を支給することは公平性を欠く。よって、市内の休日歯科診療を開設している診療所の運営状況等の把握に努め、今後の補助金のあり方を検討する必要がある。

令和6年度においても、枚方市内で日曜日も診療している歯科診療所は複数あるため、下記の受診者数等のおり年末年始を除いて休日歯科急病診療所への市民からの需要は大きくない状況である。しかし、市は令和2年度から変わらず、枚方市歯科医師会にのみ補助金を交付している状況である。

【図表 32】 休日受診者1人あたりの補助金交付額・費用

月	診療日数	受診者数	歯科医師	歯科衛生士	1日あたり受診者数	医師1人あたり受診者数	受診者1人あたり費用
4	5	46	10	7	9.2	4.6	39,134
5	7	73	14	11	10.4	5.2	32,989
6	5	36	10	5	7.2	3.6	48,727
7	5	34	10	5	6.8	3.4	51,593
8	5	53	10	5	10.6	5.3	33,098
9	7	50	14	7	7.1	3.6	42,003
10	5	36	10	5	7.2	3.6	48,727
11	6	47	12	6	7.8	3.9	41,004
12	7	144	16	13	20.6	9.0	20,703
1	8	110	16	16	13.8	6.9	27,283
2	6	34	12	6	5.7	2.8	56,681
3	6	23	12	6	3.8	1.9	83,790
計	72	686	146	92	9.5	4.7	36,619

【図表 33】年末年始を除いた 12 月及び 1 月の受診者数等

月	診療日数	受診者数	歯科医師	歯科衛生士	1 日あたり受診者数	医師 1 人あたり受診者数
12	4	12	8	4	3.0	1.5
1	5	36	10	7	7.2	3.6

【図表 34】年末年始における受診者数等

月	日	受診者数	歯科医師	歯科衛生士
12	29	36	2	3
12	30	51	3	3
12	31	45	3	3
1	1	14	2	3
1	2	35	2	3
1	3	25	2	3

(出所：枚方休日歯科急病診療所事務報告)

また、令和 6 年度補助金交付額 19,186,672 円に対し、受診者 1 人あたりの補助金交付額は 27,969 円と高い水準にある。さらに、令和 6 年度補助金交付額 19,186,672 円のうち、枚方市民以外の受診者に充てられた補助金交付額は 2,377,357 円にのぼる。このように、高い受診者 1 人あたりの補助金交付額及び枚方市民以外の受診者に対して 2 百万円以上の補助金が充当されている点について、その費用対効果に係る説明責任が十分に果たされるかを再検証する必要がある。

【図表 35】補助金交付額と受診者 1 人あたりの補助金交付額等

補助金交付額	19,186,672 円
受診者 1 人あたりの補助金交付額	27,969 円
枚方市民以外の受診に対する補助金交付額	2,377,357 円

もともと、令和 2 年度包括外部監査で指摘されたとおり、補助金交付額は休日歯科急病診療所の収入と支出の差額とほぼ同額となっている。上記のとおり医師 1 人あたり受診者数が少ない通常月の休日であっても変わらず終日歯科医師が 2 人配置され続けるといった経費圧縮等の効率化のインセンティブが働いていない状況も補助金交付額の高額化を招いている状況であると考ええる。

そのため、年末年始やゴールデンウィーク（GW）に診療をしている市内診療所へ補助金を支給する、年末年始の診療業務について診療所を公募して委託する等、補助

金交付等に対する公平性を確保の上、市民の理解や需要に対応する形で当補助金の見直しを行うことが望まれる。

② 補助対象経費の妥当性について【結果 31】

当補助金の交付対象経費については、枚方市歯科医師会と協議の上、補助対象とする歯科医師の日当等の人件費や各費用の内容を決定している。

当補助金支給対象の事業の実績報告書として提出されている「枚方休日歯科急病診療所決算書」の支出内容について、元帳及び関連証憑を入手し確認したところ、次のとおり懸念事項が発見された。

【図表 36】枚方休日歯科急病診療所 決算書

収入の部	令和 6 年度
枚方市補助金	19,186,672
診療収入	5,823,021
雑収入	3,821
計	25,013,514

【図表 37】補助対象経費

支出の部		令和 6 年度	内容等
人件費	給与（歯科医師）	12,580,000	健診事業単価を基に日当を算出 ・日祝日：日当 75,000 円 ・GW期間：日当 95,000 円 ・年末年始：日当 130,000 円 ・他、管理者手当月額 55,000 円
	給与（歯科衛生士）	2,484,500	健診事業単価を基に日当を算出 ・日祝日：日当 23,000 円 ・GW期間：日当 30,000 円 ・年末年始：日当 40,000 円
	給与（事務員）	864,000	月額 72,000 円
一般経費	診療経費	168,641	
	保険料	132,519	医師賠償責任保険 13,433 円、傷害総合保険 52,320 円等について、傷害総合保険を補助対象経費する必要性が不明瞭
	研究・研修会費	237,000	講習会講師代として 80,000 円支払われているが、領収書発行者が

			研修講師名と異なる。
	顧問料	180,000	税理士報酬は法人管理経費であり一般的に事業費補助対象とする費目ではない。
	通信運搬費	178,638	
	雑費	83,718	
	使用料及び賃借料	7,928,872	家賃・共益費、レセプトコンピューターやレントゲンに係るリース・保守契約料等について、障がい者歯科診療相当分の按分計算されておらず、支払った経費の全額が休日歯科診療に計上されている。
	光熱水費	160,189	
	清掃委託料	76,450	
	計	25,074,527	

(出所：枚方休日歯科急病診療所 決算書)

給与については健診事業の単価（基準単価）を基に日当を算出しているが、基準単価を基に日祝日単価を算定している。具体的には、GWは基準単価から概ね1.3の割増率を乗じて算定しており、年末年始は基準単価から概ね1.7の割増率を乗じて算定している。そのため、一般的な歯科医師の日当よりも高額に設定されていることが懸念される。この点、一般的な歯科医師の日当との比較や、歯科医師会と日当について交渉を行っているかを市所管部署に質問したところ、交渉は行っていないとのことであった。適正な日当の水準を検証し、適正水準によって補助金支給対象とする必要がある。

保険料について、傷害総合保険は国内・海外を問わず日常生活での賠償事故や傷害事故、被保険者の携行品事故を補償するものが一般的であるため、休日歯科診療に際し必要な内容であるか確認する必要がある。

研究・研修会費に計上されている医療安全講習会に係る講師代は、枚方市歯科医師会と協議の上補助対象経費としている。しかし、当講習会の申込書を閲覧したところ、枚方市歯科医師会会員向けの研修会であり、当講師代の半額を当補助金支給対象経費とすることには疑問がある。また、当講師代に係る領収書の発行者が講師ではなく当研修会の開催担当者となっているため、受領者より領収書の発行を受ける必要がある。

顧問料については、休日歯科急病診療所における税務担当者への報酬が計上されている。しかし、税理士報酬は歯科医師会全体の管理経費に該当するものであり、団体

運営補助ではなく事業費補助である当補助金の対象経費とする内容ではないと考えられる。

使用料及び賃借料については、本来は同じ場所で行われている当補助金支給対象である休日歯科急病診療所運営事業と別の課の補助金支給対象である障害者（児）歯科診療事業へ使用時間等で各々の事業に按分すべきであるが、当補助金支給対象である休日歯科急病診療所運営事業に家賃・共益費やレントゲン等のリース料が全額計上されている。しかし現時点では当補助金も障害者（児）歯科診療事業補助金も発生に係る費用の自己負担額のほぼ全額が補助金支給対象となっているため、市全体の補助金支給額として影響はないものの、将来的に補助金支給割合が変更する可能もあることから、光熱水費や清掃委託料等と同様に障害者（児）歯科診療事業と発生費用を按分する必要がある。

市は、補助金支給対象経費としての単価その他の金額に係る適正水準について検証するとともに、事業費補助として事業遂行に必要かつ、公金を財源として支出するにふさわしい経費のみを補助対象経費とする必要がある。

③ 人件費の実績報告の誤りについて【結果 32】

当補助金支給対象の事業の実績報告書として提出されている「枚方休日歯科急病診療所決算書」に記載されている人件費について、枚方市歯科医師会と協議した日当等と従事実績を報告した資料である「枚方休日歯科急病診療所事務報告」を基に監査人が人件費の推定値を算定したところ実績報告書との金額に差異が発生した。

当該差異の原因を確認したところ、「枚方休日歯科急病診療所事務報告」の歯科衛生士の従事実績日数に歯科衛生士の新人研修受講実績が含まれていたこと及び事務員の残業代が計上されていたことが要因であった。

所管部署では定期的に实地調査を行っており、令和6年度を対象とした实地調査も行われていたものの、「枚方休日歯科急病診療所事務報告」の歯科衛生士の従事実績日数と決算書の差異については把握されていなかった。

上記の差異により令和6年度の補助金交付額に与える影響はなかったものの、補助対象経費のうち人件費の占める割合は6割を超える。

人件費算定の確からしさについては、实地調査を行わなくても把握が可能であるため、「枚方休日歯科急病診療所事務報告」の従事実績と決算書に計上されている人件費の金額に不整合がないことを毎年度確認する必要がある。

④ 補助金交付団体の財務状況の確認について【意見 57】

市では平成28年9月に「補助金の見直しに関する方針」を策定し補助金の見直しを行っており、事業費補助について「市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定し補助金交付を行う。また、補助金交付を行うにあたっては、交付団体の財政状況

等を勘案し補助金交付の可否を検討する。」との記載があり、「令和4年度補助金チェックシート（既存）」を確認したところ、「枚方市歯科医師会からの決算書から、休日歯科急病診療所の運営を維持するためには、補助金交付が必要であると客観的に認められる。」との記載があった。

この点所管部署に確認したところ、枚方市歯科医師会担当者に当事業に係る支出状況のヒアリング等を行っているものの、枚方市歯科医師会全体の決算書の確認は行っていないとのことであった。

現在、当事業に係る支出に診療報酬収入を差し引いたほぼ全額に対して補助金を交付している状況である。

枚方市歯科医師会の決算書を入手し、財政状況の確認を行った上で補助金交付額を決定する必要がある。

(4) 障害企画課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 障害者（児）歯科診療事業補助金

i) 概要

補助の根拠（法令、要綱等）		枚方市障害者（児）歯科診療運営補助金交付要領
本補助制度の開始年度		平成2年度
補助の性質		事業費補助
補助対象経費の概要		人件費、材料費、保険料、研究研修費、ほか診療所の運営に要する経費
補助率・補助額		上記対象経費より実収入額を差し引いた額（上限1,750万円）
交付の目的		障害者歯科診療事業を実施している枚方市歯科医師会に対し、補助金を交付することにより、同事業の円滑な運営を促すとともに、障害者（児）の歯科診療の受診を促進する。
交付の目的の背景にある行政課題		単独で障害者に対応できる歯科医療機関がほとんどない。
総合計画	基本目標名	2. 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
	施策目標名	10. 障害者が自立し、社会参加ができるまち
	実行計画名	10-1. 障害福祉サービスの充実
	サンセット時期	令和7年度末
成果指標①	成果指標	診療日数
	成果指標の目標値	88
	成果指標の令和6年度実績	84
	備考	—
成果指標②	成果指標	受診者数
	成果指標の目標値	915
	成果指標の令和6年度実績	1,047
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

① 補助金交付団体の限定について【意見58】

当補助金は、障害者歯科診療を実施している枚方市歯科医師会に対してのみ交付しており、「枚方市障害者（児）歯科診療運営補助金交付要領」においても枚方市歯科医師会への交付のみが想定されている。

補助金が特定の団体にのみ交付されることは補助金交付の公平性の観点から望ましくないことから、補助金交付が枚方市歯科医師会に限定された背景を所管部署に確認したところ、補助金の交付開始年度である平成2年度では重度障害者に対応できる歯科医療機関がほとんどなかったためとのことであつた。そのため、補助金交付開始より30年以上経過している現在において、重度障害者へ対応できる診療機関の確認状況を市所管部署に質問したところ、現在も以前と同様の状況であるとの回答を得たが、市によるとその確認方法は枚方市歯科医師会への聞き取りのみに留まっていた。

しかし、市内の全ての歯科医師が枚方市歯科医師会に所属しているとは限らない状況であり、枚方市歯科医師会への聞き取りのみでは確認が不十分と考えられる。実際に監査人がWEB検索したところ、障害者歯科に対応する旨の記載がある診療機関も市内に存在していた。

また、市の類似施設である枚方総合発達医療センターが歯科施設を併設し、月曜日から金曜日までの午前及び午後で障害者（児）の受け入れも行っている一方で、当補助金で枚方市歯科医師会によって実施されている障害者歯科診療は、木曜日と土曜日の午後からのみの診療であり、受け入れ曜日・時間が限定的である。

市所管部署では、重度の障害者（児）が利用できる歯科診療所が確保できる当事業は市として必須の事業との認識であり、枚方市歯科医師会では例えば当事業で診療に携わった歯科医師個人の医院への利用者の受け入れを促す活動も行っており、当補助事業の必要性は高いとのことであつたが、先述の状況を鑑みると、枚方市歯科医師会への補助以外の実施主体・手法も考えられる。

そのため、補助金交付に対する公平性の観点から、他団体の障害者歯科への対応状況について確認の上、他団体も含めて補助金交付の要否について検証することや、委託事業として公募するといった、現状の手法にとらわれずに効果的・効率的な事業実施手法の抜本的検討が望まれる。

② 人件費の実績報告の誤りについて【結果 33】

当補助金支給対象の事業の実績報告書として提出されている「枚方休日歯科急病診療所 障がい者（児）歯科部 令和6年度決算書」に記載されている人件費について、枚方市歯科医師会と協議した日当等と従事実績を報告した資料である「障害者（児）歯科診療事務報告」を基に監査人が人件費の推定値を算定したところ、実績報告の金額との差異が見受けられた。

当該差異の原因を確認したところ、「障害者（児）歯科診療事務報告」の歯科医師及び歯科衛生士の報告日数に誤りがあつたこと、及び事務員の残業代810,764円（残業代のみなのか要確認）が計上されていたことが要因であつた。

この点、市所管部署が定期的に实地検査を実施し、その際には従事実績報告と実際の勤務状況との整合性を確認する等の対応が行われていたところである。しかし、令

和 6 年度において、市は実地検査を実施しておらず、上記のような誤った実績報告について把握していなかった。

補助対象経費のうち人件費の占める割合は令和 6 年度では 77%にのぼり、重要性が高い。

そのため、実地検査を実施しない年度においても「障害者（児）歯科診療事務報告」の従事実績と決算書に計上されている人件費の金額に不整合がないことを確認する必要がある。

③ 「枚方市障害者（児）歯科診療運営補助金交付要領」の改訂について【結果 34】

「枚方市障害者（児）歯科診療運営補助金交付要領」において補助対象事業が次のとおり規定されている。

枚方市障害者（児）歯科診療運営補助金交付要領

第 2 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、枚方市立保健センター内に開設される診療所において、毎週木曜日及び毎月 3 回土曜日（祝日又は 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）に歯科医師会が障害者（児）に対して行う歯科診療業務とする。

しかし、現在診療所は枚方市立保健センター内ではなく、枚方市医師会館の 3 階に移転している。

そのため、実態に即して「枚方市障害者（児）歯科診療運営補助金交付要領」を改訂する必要がある。

④ 補助対象経費の妥当性について【結果 35】

当補助金の交付対象経費については、枚方市歯科医師会と協議の上、補助対象とする歯科医師の日当等の人件費や各費用の内容を決定している。

当補助金支給対象の事業の実績報告書として提出されている「枚方休日歯科急病診療所 障がい者（児）歯科部決算書」の支出内容について、元帳及び関連証憑を入手し確認したところ、次のとおり懸念事項が発見された。

【図表 38】枚方休日歯科急病診療所 障がい者（児）歯科部決算書

収入の部	令和 6 年度
大阪府補助金	1,848,000
枚方市補助金	15,652,000
診療収入	12,601,216
雑収入	3,023
計	30,104,239

【図表 39】補助対象経費

支出の部		令和 6 年度	内容等
人件費	給与（歯科医師）	14,190,000	○健診事業単価を基に日当を算出 ・日当 55,000 円（診療時間 1 時間あたり換算 13,750 円） ○他、管理者手当月額 55,000 円
	給与（歯科衛生士）	5,040,000	健診事業単価を基に日当を算出 ・日当 15,000 円（診療時間 1 時間あたり換算 3,750 円）
	給与（受付）	1,260,000	日当 9,000 円（診療時間 1 時間あたり換算 2,250 円）
	給与（事務員）	2,670,704	○月額 155,000 円 ○他、交通費や残業代等
一般経費	診療経費（光熱水費、清掃委託料含む）	4,658,013	
	保険料	128,152	医師賠償責任保険 13,433 円、傷害総合保険 69,760 円等について、傷害総合保険を補助対象経費とする必要性が不明瞭
	研究・研修会費	1,543,270	○月 1 回開催の運営対策会議出席

			対象者が 30 名（1 人 1 回あたり 3,000 円） ○飲食を伴う研修会費（食事代・運営対策会議出席対象者以外の者含む）80,000 円・119,305 円 ○運営対策会議出席対象者以外の研修会参加費・旅費交通費（沖縄 66,520 円等） ○運営対策会議出席対象者以外の学会会員費 ○運営対策会議出席対象者以外の学会参加費・交通費・日当 ○当診療所の見学に係る歯科医（当事業非従事者）の見学日当 25,000 円 ○講習会講師代として 80,000 円支払われているが、領収書発行者が研修講師名と異なる
	顧問料	185,500	税理士報酬は法人管理経費であり補助対象とする事業費ではない。
	通信運搬費	179,218	
	雑費	254,977	見舞金 90,000 円、福利厚生（お花代含む）15,000 円が計上されており、通常、公金を財源として支出すべきではない。
	計	30,109,834	

給与については健診事業の単価を基に日当を算出しているが、健診事業は委託事業であることから利益を含む通常より高い単価となっていることが想定されるため一般的な歯科医師の日当よりも高額に設定されていることが懸念される。この点、一般的な歯科医師の日当との比較や、歯科医師会と日当について交渉を行っているかを所管部署に確認したところ、行っていないとのことであったため、適正な日当の水準を検証し、当水準を補助金支給対象とする必要がある。

保険料については、傷害総合保険は国内・海外を問わず日常生活の賠償事故や傷害事故、被保険者の携行品事故を補償するものが一般的であるため、障害歯科診療に際し必要な内容であるか確認する必要がある。

研究・研修会費については、運営委員会対策会議が毎月開催されており、会議参加日当として1人あたり3,000円支給されている。また、当該会議への参加対象者が30名と多く、市の補助金支給対象である障害歯科診療事業に必要な人員及び内容であるかについて説明可能なようにしておく必要がある。

また、研究・研修会費には、公益社団法人日本障害者歯科学会等の学会会員費、学会参加費や沖縄のような遠方の学会参加に係る旅費交通費などの支出も計上され、市の補助金支給対象事業を行うにあたり必要不可欠な研修や費用なのか不透明である。

さらに、慶弔費や交際費は補助対象経費として認められないことが通常であるため、飲食を伴う研修についても食事代は補助対象経費として含めるべきではない。

上記のように、社会通念上補助対象経費と認められないものや、当事業の業務に実際に関与している人員か不明なものの、学会や研修会費が散見されるため、当事業に必要不可欠であると裏付けされない学会や研修会等の関連費用は補助対象外とする、当事業で診療行為を行っているなど、実際に関与している人員を特定し、当事業への従事日数や割合に応じて補助金の対象経費にするといった対応を図る必要がある。

顧問料については、休日歯科急病診療所における税務担当者への報酬が計上されているが、業務内容として想定される帳簿記帳や申告に係る税理士報酬は歯科医師会全体の管理経費に該当するものであり、団体運営補助ではなく事業費補助である当補助金の対象経費とする内容ではないと考えられる。

使用料及び賃借料については、本来は同じ場所で行われている当補助金支給対象である障害者（児）歯科診療事業と別の課の補助金支給対象である休日歯科急病診療所運営事業へ使用時間等で各々の事業に按分すべきであるが、別の課の補助金支給対象である休日歯科急病診療所事業に家賃・共益費やレントゲン等のリース料が全額計上されている。しかし、現時点では当補助金も休日歯科急病診療所運営補助金も発生に係る費用の自己負担額のほぼ全額が補助金支給対象となっているため、市全体の補助金支給額として影響はないものの、将来的に補助金支給割合が変更する可能性もあることから、光熱水費や清掃委託料等と同様に枚方休日歯科急病診療所運営事業とに費用を按分する必要がある。

雑費については、慶弔金やお花代等通常補助金支給対象外経費とされる内容を含んでいることから、補助対象経費として含めるべきではない。

そのため、上記のとおり、補助金支給対象経費として妥当な単価や金額であるか検証するとともに、補助対象経費として社会通念上妥当と認められない内容や、当事業の実施に必要不可欠であると裏付けできないもの、当事業に関与していない人員や期間に係る研修費用等を補助対象から除外するために補助対象経費、及び補助対象外経費を明確化する必要がある。

⑤ 補助金交付団体の財務状況の確認について【意見 59】

市では平成 28 年 9 月に「補助金の見直しに関する方針」を策定し補助金の見直しを行っており、事業費補助について「市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定し補助金交付を行う。また、補助金交付を行うにあたっては、交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付の可否を検討する。」との記載があり、「令和 4 年度補助金チェックシート（既存）」を確認したところ、「歯科診療の実施に際し、人件費等が発生するため、補助金交付が必要であると客観的に認められる。」との記載があった。

この点について市所管部署に質問したところ、枚方市歯科医師会担当者に当事業に係る支出状況のヒアリング等を行っているものの、枚方市歯科医師会の財政状況の確認は行っていないとのことであった。

現在、当事業に係る支出に大阪府からの補助金収入及び診療報酬収入を差し引いたほぼ全額に対して市からの補助金を交付している状況である。

市の「補助金の見直しに関する方針」に基づき、補助金交付を行うにあたっては、交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付の可否を検討する必要がある、枚方市歯科医師会の決算書を入手する等、財政状況の確認を行った上で補助金交付額を決定されたい。

(5) 交通対策課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 枚方市交通対策協議会補助金

i) 概要

補助の根拠（法令、要綱等）		枚方市交通対策協議会に対する補助金交付要綱
本補助制度の開始年度		昭和 44 年度
補助の性質		事業費
補助対象経費の概要		(1) 交対協の事務局の人件費 (2) 交対協が小学校区ごとに置く支部に対する助成金 (3) 交対協が行う交通事故を無くす運動推進に伴う物件費等 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用
補助率・補助額		全額
交付の目的		交通事故防止のために、交通対策協議会が実施する「交通事故を無くす運動」事業に対し補助を行う。
交付の目的の背景にある行政課題		市内の交通事故をなくしたい。
総合計画	基本目標名	1. 安全で、利便性の高いまち
	施策目標名	4. 安全で快適な交通環境が整うまち
	実行計画名	—
	サンセット時期	令和 9 年度末
成果指標①	成果指標	市内の交通事故件数
	成果指標の目標値	1,300
	成果指標の令和 6 年度実績	1,072
	備考	—
成果指標②	成果指標	交通対策協議会に係る交通安全に関する各種取組の参加人数
	成果指標の目標値	10,000
	成果指標の令和 6 年度実績	9,753
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

個別に指摘を要する事項は見受けられなかった。

3. 部署別の負担金に関する監査の結果

(1) 人権政策課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) ひらかた平和の燈火(あかり)事業費負担金

i) 概要

負担金の根拠（法令、要綱等）		枚方市平和の燈火（あかり）実行委員会規約
負担金対象経費の概要		委員会で発生する経費
負担率・負担額		全額
負担金事業の目的		大学生など若い世代と行政（市・教育委員会）が、平和を伝えるイベントを柔軟に企画運営できるよう実行委員会形式とし、負担金を交付している。
交付の目的の背景にある行政課題		平和の大切さを次世代を担う若い世代に伝えるとともに、平和意識の醸成を図る。
総合計画	基本目標名	2. 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
	施策目標名	13. 平和の大切さを後世に伝えるまち
	実行計画名	13-1. 平和意識の啓発
	サンセット時期	未設定
成果指標の設定がない場合の成果の評価方法		参加人数（令和6年度実績 約1,200人）

ii) 監査の結果及び意見

① 負担金の対象経費及び繰越金の取扱いに係る規程について【意見 60】

「枚方市平和の燈火（あかり）」実行委員会規約第9条には次のとおり規定されている。

「枚方市平和の燈火（あかり）」実行委員会規約	
（経費）	
第9条 委員会の経費は負担金、その他の収入をもって充て、会計は、事務局が担当する。	

本来、負担金に係る要綱や協定等により市の負担金の対象とする経費や負担金により取得した少額備品等の取扱いも明確にするべきと考えられるが、現在上記規約に則

り実行委員会で発生した経費の全額を市が負担している。

また、「枚方市平和の燈火（あかり）」の開催にあたり、当負担金の余剰金が発生しており、当余剰金は毎年度、市に返還されているものの、上記規約に余剰金の取扱いに関する規定もない。

そのため、「枚方市平和の燈火（あかり）」実行委員会への負担金について要綱等を作成し、負担金対象経費や負担金により取得した資産等の取扱い、繰越金の取扱い等必要な内容について負担金の交付にあたり明確化することが望まれる。

② 負担金対象経費の委託料に係る契約金額の妥当性の検証について【意見 61】

「枚方市平和の燈火（あかり）」実行委員会が毎年度支出している会場設営業務委託支出の相見積りの入手状況は、文書保存年限経過前の令和3年度、4年度は1者のみ、5年度は2者（ほか1者が見積り辞退）、6年度は5年度と同じ2者から入手しており、令和3年度以降同じ事業者に委託している。

令和5年度以降の相見積りの実施状況を確認したところ、一方の見積金額が他方の見積金額をはるかに上回っている状況であったが、それにもかかわらず令和6年度も同じ事業者から相見積りを入手しており、その結果令和5年度と同様の状況となっていた。

本来、相見積りは、契約に競争性を働かせ、経済的に有利な契約を行うためのものであり、競争性をより働かせるためには極力広く見積書を徴取することが望ましい。

そのため、毎年度同じ事業者を固定するのではなく、違う事業者からも相見積りを入手し、事業者を選定することが望まれる。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

令和7年度の事業者選定に当たり、枚方市平和の燈火（あかり）事業負担金の対象経費である会場設営委託について相見積もりを経て、受託者が決定された。ただし、相見積もりの依頼は、受託者以外に1者に依頼したのみであり、その1者は見積りを辞退している。契約金額の妥当性の検証に向けて見積可能な事業者の模索について引き続き検討されたい。

(2) 観光交流課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 観光フリーペーパー制作実行委員会負担金

i) 概要

負担金の根拠（法令、要綱等）		観光フリーペーパー制作実行委員会規約
負担金対象経費の概要		○委員会で発生する経費（「ひらいろ」の制作・発行、その他目的達成のための事業） ○決算の結果、残額が生じたときは、委員会の決議のうえ、次年度へ繰り越すことができる
負担率・負担額		観光協会、T-SITEは広告費という形で負担金を支払う。その他広告収入を除く全額。
負担金事業の目的		本市の交流人口増加及び経済活性化を図るため観光フリーペーパー「ひらいろ」を制作・発行し、本市の魅力を市内外に広く発信すること。
交付の目的の背景にある行政課題		大阪・京都まで短時間で移動できる好立地ゆえに通過点となっており、市内での消費拡大や滞在時間の伸長につながりにくい状況がある。また、観光素材は各種あるが周遊を促進できておらず、イベントによる賑わい創出が図られるものの継続的な集客にはつながっていない。既存観光資源の活用及び磨き上げによる地域内連携の促進や観光消費を促す体験コンテンツや食・特産品を創出していく必要がある。
総合計画	基本目標名	4. 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち
	施策目標名	19. 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち
	実行計画名	—
	サンセット時期	未設定
成果指標	成果指標	ひらいろWEBビュー数（月間）
	成果指標の目標値	33,000 回
	成果指標の令和6年度実績	35,143 回
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

① 負担金に係る収支差額の取扱いについて【結果 36】

「観光フリーペーパー制作実行委員会規約」第9条第2項に、年度決算の収支差額

について次のとおり規定されている。

観光フリーペーパー制作実行委員会規約

(経費)

第9条 委員会の経費は負担金、その他の収入をもって充てる。

2 決算の結果、残額が生じたときは、委員会の決議のうえ、次年度へ繰り越すことができるものとする。

決算書を確認したところ、収支差額が令和6年度では5,148円発生していたが、当委員会の議事録が作成されておらず、当収支差額の取扱いについて委員会の決議がなされているか確認できなかった。

当年度の収支差額は金額として僅少ではあるものの、当決議は負担金の収支差額を市へ返還するか繰り越すかの判断を行う重要な内容となる。

そのため、「観光フリーペーパー制作実行委員会規約」に則り、当委員会の議事録を作成し、負担金に係る収支差額の取扱いについて委員会がどのように判断したか事後的に説明できるようにする必要がある。

<参考：本報告書作成日までの措置状況>

当指摘を受け、令和7年8月開催の委員会より議事録が作成された。

② 観光情報発信の効果について【意見 62】

当該負担金で制作されている観光フリーペーパー「ひらいろ」については、年に2回、令和5年度から現在に至るまで各々12,000部発行されている状況であるが、毎年度配布後すぐに在庫がなくなってしまうとのことであり、観光情報誌として市民や周辺市民からの認知度やニーズが高いことが伺われる。

当該情報誌はデザイン面、記事の配置方法などその内容についてより効果的なものになるように工夫されており、その人気度からも観光施策への寄与が高いことが推測される。また、当該情報誌は、令和5年度には7件605,000円、令和6年度には6件682,000円の広告収入も得ており、一定程度の広告需要も見込まれる。

現状は予算の制約により、発行部数が限られていることから、本事業の効果が限定的になっていると考えられる。

効果的かつ効率的な事業の推進の観点からは、観光フリーペーパー「ひらいろ」の発行部数の増加を含め、観光情報発信効果を高めるための方策について検討されたい。

③ 負担金対象経費の委託料に係る契約金額の妥当性の検証について【意見 63】

観光フリーペーパー制作実行委員会に係る令和6年度の支出額 4,571,160 円のう

ち振込手数料 1,760 円を除く 4,569,400 円が業務委託料で占められている。

業務委託内容としては、フリーペーパー制作費、WEBメディア企画・運営・管理費、SNS更新費、他キャンペーンに係る等で構成されており、毎年度同じ事業者へ委託をしているためか業務仕様書の作成もなく、他事業者への合見積りも実施していない。

当該フリーペーパーは【意見 62】のとおり、市民からの需要も高いことから同事業者へ毎年度業務を委託しているとのことであるが、契約金額の妥当性の検証方法としては、毎年度の委託事業者の見積書を比較するに留まり、個別に内部積算を行ったり、他事業者の見積書の入手が可能な業務については他事業者と比較を行う等により委託事業者以外の情報を利用した検証は行っていないとのことであった。

そのため、業務仕様書を作成の上、他事業者の見積書や内部積算等により契約金額の妥当性を検証することが望まれる。

2) 市駅前観光情報発信事業経費負担金

i) 概要

負担金の根拠（法令、要綱等）		建物使用貸借契約書
負担金対象経費の概要		共益費、販売促進費、駐車場負担金、電気、水道代
負担率・負担額		実費
負担金事業の目的		市全体の観光情報発信強化と、市駅周辺の回遊性向上のため、京阪枚方市駅高架下1階に開設した枚方市観光案内所 S y u k u 56 の運営を行う。その中で、京阪流通システムズへの施設運営負担金を支払うもの。
交付の目的の背景にある行政課題		地域資源の魅力発信、交流人口増や地域経済の活性化を図る。令和6年9月に枚方モール1階においてオープンし、「ふらっと訪れた人が今日の楽しみを決められる場所」をコンセプトに、地域資源をつなぐ「くらわんかつーリズム」など本市の魅力的な観光情報の発信や、ホテル連携の取組、枚方ならではの特産品のPRなどを実施し、観光客をはじめとする国内外からの誘客に取り組む。
総合計画	基本目標名	4. 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち
	施策目標名	19. 地域資源を生かし、人々の交流が盛んなまち
	実行計画名	19-2 2. 新たな観光情報発信拠点の整備
	サンセット時期	未設定
成果指標	成果指標	枚方市観光案内所 S y u k u 56 利用者数
	成果指標の目標値	30,000 人
	成果指標の令和6年度実績	67,267 人
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

① 負担金の会計処理について【意見 64】

当負担金は枚方モールの共益費、販売促進費、駐車場負担金等に係る支出の合計額を負担金として会計処理しているものである。

通常、費用の内訳が不明な場合は負担金、費用の内訳が把握できる場合には費用の内訳の内容に従った支出科目で執行すべきであるが、当負担金については、請求書に

より費用の内訳が明示されているにもかかわらず全て負担金で執行されている。

そのため、契約相手先への負担等実務への影響を検討の上、可能な場合は、当支出について負担金勘定ではなく、費用の内訳の内容に従った支出科目で会計処理することが望まれる。

(3) 農業振興課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 津田地蔵池コミュニティ協議会負担金

i) 概要

負担金の根拠(法令、要綱等)		地蔵池オアシスコミュニティ協議会規約、管理協定書、確認書
負担金対象経費の概要		施設の管理に要する公共・公益性に係る経費
負担率・負担額		全額
負担金事業の目的		津田地蔵池オアシス共園の適正な維持管理を図り、もって豊かな水辺空間の提供と、農業用水の確保を目的としている。
交付の目的の背景にある行政課題		利用者が安全・安心に施設を利用できるよう適正な維持管理を図る必要がある。
総合計画	基本目標名	9. 施策体系外
	施策目標名	99. 施策体系外
	実行計画名	—
	サンセット時期	未設定
成果指標の設定がない場合の成果の評価方法		地蔵池オアシス共園での維持管理を怠ったことに起因する事故発生件数（安全に利用してもらえるよう必要な修繕等を行うこと）

ii) 監査の結果及び意見

① 津田地蔵池オアシス共園の土地の取扱いについて【意見 65】

津田地蔵池オアシス共園は、大阪府オアシス構想に基づき、財産区が所有している土地を市が市民の親水空間として整備したものである。整備当初は、当共園の半分以上を占める、ため池部分に歩道デッキや噴水を設置し、ため池エリアも歩行できるなど、市民が利用できる状況であった（次図参照）。

しかし、現在では歩道デッキが撤去され、噴水も停止されていることから、ため池部分についての市民利用は、親水空間として水辺の景観を楽しんでもらうなど、限定的である。

現在では歩道デッキが撤去され、噴水も停止されていることを踏まえ、市が管理に関わる必要がある土地の範囲を再検証し、市による関与の必要性が乏しい部分につい

ては、管理をやめるなど管理手法と費用負担のあり方について検討することが望まれる。

【図表 40】 津田地蔵池オアシス共園



(出所：市作成「事業概要説明シート」)

2) ふれあいツアー事業負担金

i) 概要

負担金の根拠(法令、要綱等)		枚方市ふれあいツアー実行委員会規約 枚方市ふれあいツアー開催規約
負担金対象経費の概要		運営費
負担率・負担額		全額
負担金事業の目的		地産地消の推進、市民の農業・農地保全への理解を深めるため。
交付の目的の背景にある行政課題		日常的に農業と触れ合う機会がない。
総合計画	基本目標名	4. 地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち
	施策目標名	22. 農を守り、生かすまち
	実行計画名	—
	サンセット時期	未設定
成果指標の設定がない場合の成果の評価方法		○ふれあいツアーに参加した人数 ○ふれあいツアーに初めて参加した人数

ii) 監査の結果及び意見

① 規約を満たさない負担金の拠出及び改正について【結果 37】

「枚方市ふれあいツアー開催規約」において、ふれあいツアーの開催は各地区3回までとする旨が規定されている。しかし、令和5年度及び令和6年度のふれあいツアー開催実績を確認したところ、ふれあいツアーを4回開催している地区が1つあったが、負担金が拠出されていた。

所管部署に理由を確認したところ、ふれあいツアーは農家への負担が大きく、開催を引き受けていただける農家が減少してきたため、規約に規定している回数を超えている地区であっても開催が可能な意欲的な地区に開催をお願いしていることから、実行委員会で諮った上で、開催規約を満たしていないツアーも容認しているとのことであった。

しかし、本来は、「枚方市ふれあいツアー開催規約」を満たしていない負担金は拠出すべきではなく、実態や市の開催方針に合わせて適宜、上記規約を改正する必要がある。

また、当ツアーの開催趣旨は、市民に広く同ツアーの参加を促し、農業と触れ合ってもらうことにより地産地消の推進、市民の農業・農地保全への理解を深めることであり、それを理由として地区や品目に偏りが生じないように開催地区や品目に制限を加えていたことが想定される。

そのため、現在は実行委員会の承認を条件に、要件を超える開催も可能となっているが、開催規約にしたがって適切な指導を行うとともに、地区ごとの実態や市の開催方針に合わせて、適宜「枚方市ふれあいツアー開催規約」を改正することが望まれる。

(4) 健康福祉政策課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 健康・医療・福祉フェスティバル開催経費負担金

i) 概要

負担金の根拠（法令、要綱等）		枚方市健康・医療・福祉フェスティバル実行委員会規約
負担金対象経費の概要		枚方市健康・医療・福祉フェスティバル及び実行委員会の運営経費
負担率・負担額		構成団体（枚方市医師会、枚方市歯科医師会、枚方市薬剤師会、枚方市社会福祉協議会及び枚方市）で全額負担
負担金事業の目的		健康・福祉推進都市宣言の趣旨を踏まえ、市民が健康・医療と福祉に対する意識の高揚を図り、自ら健康づくりを実践する気運を高めることを目的としている。
交付の目的の背景にある行政課題		生活習慣病などの重症化の予防及び発症を防ぎ健康寿命を延伸し要介護状態を予防するためには個人の行動と健康状態の改善が必要だが、健康に関心が薄い人や働く世代など時間制約から生活習慣や健康状態の改善に課題がある。
総合計画	基本目標名	2. 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
	施策目標名	8. 安心して適切な医療が受けられるまち
	実行計画名	—
	サンセット時期	未設定
成果指標	成果指標	健康・医療・福祉フェスティバル参加者アンケートで健康・医療・福祉に対する意識が「意識が高まった」と回答した人の割合
	成果指標の目標値	94%
	成果指標の令和6年度実績	93%
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

① 負担金の対象経費及び繰越金の取扱いに係る規程について【意見 66】

「枚方市健康・医療・福祉フェスティバル実行委員会規約」第3条及び第8条には以下のように規定されており、下記構成団体のうち社会福祉協議会を除く団体が負担金を支出している。

枚方市健康・医療・福祉フェスティバル実行委員会規約

(組織)

第3条 実行委員会は、枚方市医師会、枚方市歯科医師会、枚方市薬剤師会、枚方市社会福祉協議会及び枚方市（以下「構成団体」という。）のそれぞれの代表の委員若干名をもって組織する。

(経費)

第8条 枚方市健康・医療・福祉フェスティバル及び実行委員会の運営経費は、構成団体の負担金をもって充てる。

当負担金の支出内容を確認したところ、当フェスティバルでは各構成団体が出展しており、市以外の各構成団体の出展に関連して発生した費用の70万円に市役所駐車場代を加えた金額を上限として負担金を充てていたものの、負担すべき対象経費について委員会規約に規定はなかった。

また、当負担金は毎年度繰越金が発生しているとのことであり、令和5年度は440,314円、令和6年度は272,838円の繰越金が発生していたが、繰越金の取り扱いについても委員会規約に規定はなかった。

そのため、枚方市健康・医療・福祉フェスティバル実行委員会負担金の対象経費や繰越金の使途及びあり方について構成団体と協議し、その内容について実行委員会規約や負担金交付要綱その他の文書において明確にされたい。

(5) 健康づくり課に係る監査の結果及び意見（個別事項）

1) 食育推進ネットワーク事業費負担金

i) 概要

負担金の根拠(法令、要綱等)	ひらかた食育カーニバル実行委員会規約 ひらかた食育カーニバル実行委員会事務決裁規程
負担金対象経費の概要	実行委員会で決定された参加型イベントで要する消耗品費、食材費等の経費（備品は対象外、販売・参加費を徴収するイベントの費用は補助外）
負担率・負担額	全額、1,020,000円

負担金事業の目的		枚方市食育推進計画に基づき、枚方市における食育推進活動の普及・啓発及び枚方市食育推進ネットワーク会議の連携強化を図ることを目的とした食育カーニバルを開催するため。
交付の目的の背景にある行政課題		適正体重を維持する人の割合が低い。 1日のうち2食以上、主食・主菜・副菜をそろえた食事をしている人の割合が低い。
総合計画	基本目標名	2. 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
	施策目標名	6. 誰もがいつまでも心身ともに健康に暮らせるまち
	実行計画名	6-2. 健康づくりの推進
	サンセット時期	令和17年度
成果指標	成果指標	ひらかた食育カーニバルでの各イベント・講座の参加者数
	成果指標の目標値	10,000人
	成果指標の令和6年度実績	7,126人
	備考	—

ii) 監査の結果及び意見

① 事業の成果指標について【意見 67】

食育推進ネットワーク事業の目的は、枚方市食育推進計画に基づき、枚方市における食育推進活動を普及・啓発し、枚方市食育推進ネットワーク会議の連携強化を図ることである。その目的を達成するために、食育カーニバルを開催しており、当該事業の成果指標として「ひらかた食育カーニバルでの各イベント・講座の参加者数」が設定されている。

しかし、実際に市が測定した参加者数は、イベントや講座等の参加型イベントへの参加者数 2,823 人に、枚方食育カーニバルに関するホームページの閲覧者数 1,036 人及び YouTube 再生回数 4,303 回を合計して算定しており、「ひらかた食育カーニバルでの各イベント・講座の参加者数」が実際より過大に報告されている。

成果指標は、事業の目的に対して適切に設定し、正しく測定・報告されたい。

なお、令和7年度において、ホームページの閲覧者数等も算出方法を明示の上、成果指標として位置づけられている。

おわりに

私は、令和5年度から令和7年度までの3年間において市の包括外部監査人を務めさせていただきました。

令和5年度の就任当時は34歳であり、業界の中ではまだまだ若いにも関わらず、包括外部監査人をお任せいただいた市と枚方市包括外部監査人選定審査会に多大な感謝を申し上げます。私が若くして包括外部監査人を拝命することができた要因と考えられるのが、私がこれまで非常に多く、かつ、幅広く、地方公共団体に係るコンサルティング業務、監査業務、公的委員、学術研究等の経験があったことであり、この経験を市に還元したいという思いがあったものです。

そのような思いから、令和5年度から令和7年度までの3年間は、包括外部監査の効果을最大限發揮するために、特に私が知見を有すると自負する分野を監査テーマとして選定させていただきました。

そこで、この3年間の包括外部監査について振り返ります。

令和5年度：

公共施設マネジメント及び直営施設の管理等に係る財務事務の執行について

令和5年度における包括外部監査は、「公共施設マネジメント及び直営施設の管理等に係る財務事務の執行について」をテーマに実施しました。

監査の総括意見として、各施設所管部署が個々の公共施設のマネジメントにおける主体になるものの、各部署が円滑に取り組めるように全庁的なサポート・マネジメント体制を整えることを市に期待しました。

監査の結果、個別に指摘させていただいた事項については、市に概ね対応していただいたものの、全庁的なサポート・マネジメント体制については現段階において不十分と考えています。

その一因には、市全体の公共施設マネジメントを担う行革推進課の業務量と人員のアンバランスにあると考えられます。私がこれまで多くの地方公共団体に関わってきた例にも、行革関係の部署が多忙のため、新たな行革、新たな取組みに着手できない、又は不十分な内容に留まる事象を数多く見てきました。しかし、行革関係の部署が「行革らしく」組織全体の課題解決に取り組んだり、他の部署の取組みや困り事を支援したりできている例では、行革関係の部署は人員にゆとりを持つように心がけておられます。

行革推進課は、本来、市全体の組織的な課題を解決に導いたり、他の部署の課題や困り事に率先して支援したりすることが望まれる組織であると考えられます。

今年度の包括外部監査報告書における監査結果の総括でも申し上げましたが、通常、内部統制は、①現業部門、②管理部門、③監査部門という3つの防衛線（ディフェンスライン）があるとされており、これらの防衛線が3つ存在・機能することが重要です。

行革推進課は2つ目の管理部門の防衛線の一翼を担うと考えられます。

地方自治法第2条第14項「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」の趣旨を踏まえて、市の様々な「行革」が着実に効果をあげるために、行革推進課の役割の再定義や業務量と人員の再検証を強く望みます。

令和6年度：

上下水道事業に係る財務事務の執行について

令和6年度における包括外部監査は、「上下水道事業に係る財務事務の執行について」をテーマに実施しました。

水道事業においては「料金回収率」、下水道事業においては「経費回収率」という、それぞれ公営企業会計が求められている「独立採算」の目安になる指標に着目し、投資や経費の効率化や水道料金・下水道使用料の持続可能性などについて留意して監査を実施しました。

物価及び賃金が上昇していく社会環境においては、将来の財政状況の推移を予測しながら、経営対策を着実に実行していくことが必要になります。監査の結果として、市の上下水道における経営課題を一定整理できたと考えられ、これらの課題について、短期的・中長期的に対応する課題を選別しつつも、出来る限り早期の対応を期待します。

令和7年度：

枚方市と民間事業者その他の団体との「連携」に係る財務事務の執行について
～非営利セクターの拡大を踏まえた行政サービスのアップデートの観点からの検証～

令和7年度における包括外部監査は、『枚方市と民間事業者その他の団体との「連携」に係る財務事務の執行について～非営利セクターの拡大を踏まえた行政サービスのアップデートの観点からの検証～』をテーマに実施しました。

監査結果の総括については、本報告書に記載したとおりですが、人口減少社会においてこれからも一層必要性が増していくと考えられる、事業者等との「連携」を適切かつ有効に実行していくために、事業のマネジメントをできる人材の育成を強く期待します。本報告書においては、市職員が委託・補助等を含めて事業者等と「連携」する際の心構えを記載しましたので、「第3 監査の結果及び意見（総括）」を参照してください。

最後にこの3年間の包括外部監査に関する所感を述べます。

この3年間の包括外部監査では、出来る限り補助者任せにせず包括外部監査人である私自身が直接現場の実地調査に臨み、多くの市職員と対話することを大切にしてきました。それは、私がこれまでの経験を伝え、何か変わるきっかけを市職員に感じてほしいという思いからです。

私がお話しできた市職員の全ての方に思いを「共感」していただいたとは思いません

が、枚方市には多くの貴重な「人財」がいることも実感できましたので、少しでも何かを感じ取っていただき、「改善できるところは謙虚に改善し続ける」という思いを実行していただければ、地方自治法第2条第14項「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」ことも達成に近づくと考えられます。

末尾になりますが、今回の監査への対応を一過性のものにせず、市職員のノウハウの引き続きの向上に努められたいと思います。市組織の持続的な発展・改善のため、一般の包括外部監査の結果及び意見に対して、市職員が議論を重ね、より良い措置が行われることを期待します。

以 上

巻末資料

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の概要は次のとおりである。なお、監査の結果及び意見の要旨を記載したものであり、詳細な内容については、報告書本編を参照されたい。

【図表 41】 監査の結果及び意見の概要

結果	意見	指摘の題名	指摘の内容
【すまいるプロジェクト】（本文第4）			
—	1	すまいるプロジェクトのリスクを踏まえた制度改善について	すまいるプロジェクトの「制度の悪用リスク」という社会的コストと政策効果のバランスを図るため、登録希望事業者等におけるSDGsの具体的取組内容を示す根拠資料を本制度登録時に提出を求めたり、登録後においても必要に応じて市からのヒアリングに応じることを求めたりするなど、本制度が社会的に悪用されないように、今後も起こり得るリスクに応じて継続的な制度改善に努められたい。
【PPP／PFI】（本文第4）			
—	2	PPP／PFIに係る事務分掌上の限界について	PFIを通じて公の施設を整備する際に起こり得る今後のリスクに先んじ、PPP／PFIと指定管理者制度の一体検討が可能な体制構築に取り組まれたい。
—	3	枚方市PPP／PFI手法活用優先的検討の基本方針その他ガイドラインの充実に向けて	PPP／PFI事業の推進において今後、重大な問題を発生させないために、市職員が主体として実施することが想定されるモニタリングのほか、外部コンサルタント等の活用を前提としたVFM算定やリスク分担などにおいて、それぞれ市が検討すべき事項、留意すべき事項について明記したガイドライン策定を検討されたい。 各部署が円滑かつ適切にPPP／PFIを導入できるように、実施事項と留意事項を明記した上で、標準的なスケジュールをPPP／PFI基本方針等において示されたい。

—	4	個別事案に係る第2次協議その他の政策推進課の関わりについて	P P P / P F I は民法及び地方自治法の両面から高度な検討を要することが多く、適切な事業遂行のために、事業所管部署からの相談という消極的関与ではなく、専門的第三者として政策推進課がP P P / P F I の導入検討に積極的に関わる仕組みを整えることが望ましい。
—	5	P P P / P F I に係る職員の理解浸透に向けて	市が今後、実施していくことになる事業について、その都度、P P P / P F I を含めた多様な手法を比較検討し、最適な手法を選択できるような職員育成を目指されたい。
1	—	要求水準を満たしているかについての測定・モニタリング方法について	現在、モニタリングが本格実施されていることに鑑み、D B O 事業が要求水準に適合していることについて適切な文書化をされたい。
【P F S】(本文第4)			
—	6	P F S を活用して「最少の経費で最大の効果」を目指すことについて	他の部署がP F S を事業手法の選択肢として考える障壁を下げるために、市がこれまでに実施した3件のP F S から得た気づきを取りまとめることが望まれる。また、市の事業を効果的・効率的に実施するに際して各部署が少しでも容易にP F S を活用できるために、民間活力の導入推進を担当する政策推進課がガイドラインを策定したり、庁内研修会を開催するなど、P F S 導入の仕組みづくりや、実際にP F S に取り組む際の支援体制の構築が望まれる。 今回の監査対象の中には、観光振興という抽象度の高いことを目的として、事業者に委託している事例があったが、委託内容(現状の仕様)と観光振興との因果関係が強いとは言い切れない面が見られるため、仕様が固定化されている通常の委託よりもP F S が適する可能性があり、これらの事業へのP F S の展開も期待したい。
—	7	事業終了後の長期的・継続的な成果測定について	今後、市が実施する介護予防事業の指針となるべく、介護予防事業の社会的インパクト(最終目標)である要支援・要介護率の低下及び介護給付費の適正化等に向けて本P F S 事業を通じて実施した

			事項の効果について、長期的・継続的に把握・確認し続けることが望まれる。P F Sの事業期間に留まらず、事業終了後においても長期的に市がその後の成果を把握・確認し続けられるような手法について検討されたい。
—	8	就労支援事業への展開に向けて	P F Sは、インパクトへの貢献が高い事業の手法を模索・検証することに大きな意義がある。実際に、生活保護受給者等就労支援事業を通じて、就労支援事業における効果的な実施手法について一定の整理ができたと考えられる。そこで、本事業を通じて確認できた「効果の高い事業実施手法」を他部署と連携しながら他の就労支援事業に広く展開していくなど、市全体として「効果的な事業」を追求することが望まれる。
—	9	今後の事業の発注方法について	就労支援事業の費用対効果を高めるために、成果報酬（インセンティブ）を組み込んだ発注方法を検討されたい。
【企業版ふるさと納税】（本文第4）			
—	10	寄附金の使途に係る効果的なマッチングに向けて	企業版ふるさと納税の募集・P Rに際して、公民連携プラットフォーム等の取組みとの強い連携が必要になることや、「主な寄附対象事業」の掲載方法等について現状の例示が限定された内容であることから、寄附金をより広く受け入れるために改善の余地があると考えられ、これらの改善対応を検討されたい。
【指定管理者制度】（本文第5）			
＜行革推進課（指定管理者制度全般）＞			
—	11	自主事業の定義と必要な手続きの明確化について	市所管部署及び指定管理者の理解を深めるために、自主事業などの事業の定義とともに、指定管理事業及び自主事業等の実施に必要な手続きを「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」に明記されたい。 リスク分担のあり方についてもあわせて見直し検討をされたい。

—	12	収支報告に記載する収入及び支出の範囲の明確化について	物価高騰、賃金上昇など指定管理者の収支が一層厳しくなる状況において、指定管理料が十分であることを検証する必要性が高まっており、そのような検証を行うために、「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」において収支報告の記載方法について明記されたい。また、あわせて指定管理事業（付帯事業を含む）と自主事業との収支の区分は同様に必要であるため、収支報告書の様式を示すことも望ましいと考えられる。
—	13	収支報告における一般管理費の取扱いについて	指定管理者業務との直接関係がなく、利益としての側面も有するという一般管理費の性質を踏まえ、一般管理費のあり方を慎重に検討し、仮に一般管理費を収支に含めて良いと判断した場合には、事業提案審査において十分な評価・審査をされたい。
—	14	再委託の承認が必要な範囲の明確化について	再委託の承認は公の施設を適正に管理するために求められているところであり、「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」において再委託の承認が必要な範囲について明記されたい。
—	15	使用料等条例・規則の不断の見直しについて	施設の課題を把握し、条例、規則、仕様書、募集要項など指定管理者の募集に関わる諸規則を改定することを必須のプロセスとしてスケジュールに組み込むことが望まれる。
—	16	研修会等を通じた市所管課及び指定管理者の理解促進について	枚方市指定管理者制度に関する基本指針を改正するとともに、市所管課及び指定管理者向けの研修会を定期的を開催するなどして市所管課及び指定管理者の理解を促し、昨今の物価高騰、賃金上昇などインフレ社会においても指定管理者業務を発展させていく体制を構築されたい。
＜スポーツ振興課（総合スポーツセンター）＞			
2	—	事業報告書（収支報告）の記載誤り	指定管理者は適時に所管部署に対して報告を行い、また所管部署は指定管理者に対する監督機能を十分に発揮し、指定管理者の会計処理について確認・修正することが求められる。特に指定管理事業初年度においては、双方特に留意すべきである。

3	—	事業報告書（提出年月日）の記載誤り	指定管理者は、事業報告書を適切に作成するとともに、市はその内容について十分に確認されたい。
4	—	再委託契約の適切な承認について	再委託の事前承認を徹底されたい。
5	—	元帳金額と収支報告書の端数処理のずれ	市は、指定管理者に対して正確な収支報告をするように指示されたい。
6	—	消火栓設備への検査済み証の貼付漏れについて	施設の安全性を明確にするため、消防用設備には、点検済証を適切に貼付されたい。
7	—	A E Dの管理について	現状の管理方法は緊急時に、誰でも、すぐにA E Dを取り出せないおそれがあるため、A E Dの保管方法について見直されたい。
—	17	ドレン（排水溝）の清掃について	半年に1回など頻度を決めた上で適時にドレンの清掃をされたい。
—	18	自主事業のあり方について	D A Y事業を自主事業から外すべきであれば、事業区分を例えば「指定管理者事業」、「付帯事業」（又は利用促進事業）、「自主事業」の3区分に整理するなどして、次期指定管理者の公募に向けて、自主事業の総量規制（年間総枠の1割以下）を管理されたい。 その一方で、この総量規制は自主事業の実施を抑制することに繋がるため、このような一律による規制が施設の一層の利活用の推進から適切であるかを再度見直されたい。指定管理者制度の趣旨を十分に発揮するためには、曜日別・時間帯別の稼働率分析など自主事業をいつ実施すべきかを精査の上、稼働率が低い曜日・時間帯において自主事業を推進するなど自主事業のあり方についても検討されたい。
8	—	自主事業の適切な承認について	自主事業の承認関係手続について適切にされたい。
—	19	自主事業の推進のための行政財産の目的外使用に係る使用料	公の施設の設置目的や活性化に資する場合において行政財産の使用料を免除することや、他方、多様なイベント・企画を想定した多角的な使用料の

		について	設定など指定管理者制度の趣旨の達成のための使用料のあり方について、行革推進課と連携して検討されたい。
9	—	指定管理者の制服におけるネーム表示について	このような実態は仕様書違反であるが、指定管理者の名称は一般に公表されていることもあり、「指定管理者のネームは入れない」という制限の必要性の再検討も含めて適切に対応されたい。
10	—	施設利用料金に係る条例等の定めと実態との不整合について	規則改正によって、規則と実態の利用料金の定めの不整合を解消されたい。 これらは規則の見直しが長年されていなかったものであり、指定管理者選定前など定期的に条例、規則を見直すなど条例、規則は定期的に見直しされたい。
—	20	施設利用料金に係る「市内使用者」の定義等の見直しについて	市内料金の適用判断における市内「在職」と「主としてそれらの者で構成する団体」について、その根拠を確認することは、現場の事務負担も大きくなることから、「市内使用者」の定義と確認方法について明確にされたい。
—	21	施設利用料金に係る冷暖房費の見直しについて	施設利用の実態や実際に要している費用を調査の上、冷暖房費の使用料の取扱いについて中長期的な課題として対応を検討されたい。
—	22	収支報告における一般管理費の取扱いについて	指定管理者業務との直接関係がなく、利益としての側面も有するという一般管理費の性質を踏まえ、一般管理費のあり方を慎重に検討し、仮に一般管理費を収支に含めて良いと判断した場合には、事業提案審査において十分な評価・審査をされたい。
＜障害企画課（枚方市立障害者社会就労センター）＞			
11	—	再委託契約の適切な承認について	再委託の事前承認を徹底されたい。
12	—	利用料金の設定及び自主事業に係る適切な承認等について	利用料金の設定及び自主事業に係る適切な承認等について必要な事務を再検討し、適切な手続きをされたい。
13	—	事業報告書（収支報告）に記載する収支の範囲について	市は収支報告の内容について不自然な点がないか確認するとともに、指定管理者業務として適切な報告になるよう指定管理者に指示されたい。

—	23	指定管理者制度活用 の適否の再検討につ いて	実質的に「見えない公金」を当該施設に充ててい ることを踏まえて、市があえて就労継続支援B型 事業所を提供することの意義を明確にし、指定管 理者業務内容、仕様の見直しなど検討されたい。
＜公園みどり課（都市公園（王仁公園等））＞			
14	—	枚方市都市公園 指 定管理 年間事業報 告書の記載誤り	適切に収支報告を記載されたい。
—	24	ドレン（排水溝）の清 掃について	ドレンは、水はけによって雨漏り等を防ぎ、ひい ては躯体の鉄筋の錆を防ぎ、施設の長寿命化の基 礎となる重要な点検事項であるため、適時にドレ ンの清掃をされたい。
15	—	個人情報の保護につ いて	個人情報紛失のリスクを低減するため、個人情 報は施錠できるケースに保管するなど適切に管理 されたい。
—	25	指定管理業務の引継 ぎについて	引継ぎ項目を明確にした上で必要な書類が揃っ ているか、業務手順が明確になっているかなど、施 設稼働に影響を及ぼさないように十分な引継ぎ体 制について留意されたい。
16	—	自主事業の範囲の明 確化と適切な承認に ついて	自主事業と利用促進事業の区分を行うために必 要な書類の確認について、市は指定管理者に対し て適切な事務の指示を行った上で、自主事業の承 認関係手続を適切にされたい。
—	26	自主事業の一層の推 進について	市は指定管理者に自主事業の一層の推進を促さ れたい。
—	27	都市公園の利活用の 促進について	公園内の施設設置はP a r k－P F Iという制 度に限らず、公園の魅力向上に繋がるものは設置 管理許可制度の活用を常に積極的に受け付けると いう姿勢が肝心であり、設置管理許可制度につい ても同様に利用方法、手続、許可基準等について公 表されたい。
—	28	王仁公園スケートボ ード広場のあり方に ついて	スケートボード広場のあり方と管理方法につい て議論を深め、検討されたい。
—	29	収支赤字について	物価高騰や人件費高騰など厳しい経営環境にあ る中、指定管理料が十分であるか、指定管理料の増

			額に限界があるのであれば利用料金の増額や自主事業の促進など持続可能な指定管理業務について検討されたい。
【業務委託】（本文第6）			
特命随意契約による業務委託			
＜広報プロモーション課＞			
1）子育て情報誌へのシティプロモーション広告掲出業務委託			
17	—	事業の実績報告について	委託契約は委託業務の履行報告をもって完了し、契約金額が支払われることから、業務の履行報告の方法について明確に規定又は記録化されたい。
＜観光交流課＞			
1）枚方市観光案内所 S y u k u 56 運営業務委託			
—	30	仕様書等の契約書との一体化について	契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。
18	—	随意契約における契約保証金の免除について	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号又は第3号に該当する契約の場合は契約保証金が免除されると担当課において誤認されることがないよう、契約検査課において対応策を講じる必要がある。
—	31	特命随意契約の妥当性の再確認と業務の見直しについて	本事業は、市の観光振興という目的に向かって受託者と市が緊密に連携しながら、業務を試行錯誤して遂行している状況であり、業務の仕様があらかじめ決定しづらいという要素もある。そのため、P F S の事業実施を試行してみることも有用と考えられる。
—	32	公共性を有する団体の定義付け及び協定書の見直しについて	関係者と協議の上で市全体としての「公共性を有する団体」の定義づけを明確にするとともに、「高架下公共利用に関する協定書」については、上記条項の趣旨を加味の上、委託等が可能な団体を「公共性を有する団体」に限定する内容について大阪府、京阪ホールディングス株式会社及び京阪電気鉄道株式会社と協定書更新の際等に協議の上、見直すことが望まれる。

19	—	収益事業の収支差額及び使用状況の年度報告について	業務仕様書に従い、受託者に帰属した収益の金額を年度報告書に記載するよう求める必要がある。 また、業務仕様書において、年度報告として次年度に市の観光施策の推進に資するように使用する必要がある金額の報告も求めることが望まれる。
—	33	収益金額の報告の正確性の検証について	受託者からの報告の正確性を確認するために、受託者に帰属する収益金額を構成する売上金額について報告金額とPOSシステムの金額との一致を確認することが望まれる。
20	—	受託者への有料会員登録を要件とすることについて	市内事業者が商品の販売を委託するに際し受託者への有料会員登録を要件としないよう改めるとともに、受託者のホームページの記載も改める必要がある。
—	34	委託料で購入した備品等の帰属先について	委託料で購入した備品等の委託契約期間終了後の取扱いについて協議の上決定するとともに、市及び受託者双方の合意が確認できる形で協議結果を文書等で保存する必要がある。
2) 大阪府住宅供給公社広場運営業務委託			
—	35	収益事業の収支差額及び使用状況の年度報告について	業務仕様書に従い、令和7年度報告書へ受託者に帰属した収益の金額を記載するように指導するとともに、業務仕様書において、年度報告として次年度に枚方市の観光施策の推進に資するように使用する必要がある金額の報告も求めることが望まれる。
—	36	公共性のある団体の定義付け及び協定書の見直しについて	関係者と協議の上で市全体としての「公共性のある団体」の定義づけを明確にするとともに、「大阪府住宅供給公社広場の使用貸借に関する協定書」については、上記条項の趣旨を加味の上、委託等が可能な団体を「公共性のある団体」に限定する内容について大阪府住宅供給公社と協定書更新の際等に改めて協議されたい。
—	37	仕様書等の契約書との一体化について	契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。

—	38	特命随意契約の妥当性の再確認と業務の見直しについて	特命随意契約の妥当性を再確認するとともに業務の見直しについて再検討されたい。
3)「かわまちづくり」計画に係る実証実験業務委託			
—	39	仕様書等の契約書との一体化について	契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。
—	40	特命随意契約の妥当性の再確認と業務の見直しについて	特命随意契約の妥当性を再確認するとともに業務の見直しについて再検討されたい。
4) 枚方七タイイベント総合プロデュース委託			
—	41	収益業務の帰属先について	業務仕様書にて委託業務により発生する収益の帰属先について明示するとともに、業務委託契約時に契約金額への影響も検討することが望まれる。
—	42	仕様書等の契約書との一体化について	契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。
—	43	特命随意契約の妥当性の再確認と業務の見直しについて	特命随意契約の妥当性を再確認するとともに業務の見直しについて再検討されたい。
<健康福祉政策課>			
1) 枚方市認知症普及啓発イベントにおける市の魅力を伝える飲食物等企画提供業務委託			
21	—	随意契約理由について	随意契約理由書は、市民にも公表されるものであることから、実態に即した内容を記載する必要がある。
—	44	仕様書等の契約書との一体化について	契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。
—	45	特命随意契約の妥当性の再確認と業務の見直しについて	特命随意契約の妥当性を再確認するとともに業務の見直しについて再検討されたい。

		見直しについて	
＜障害企画課＞			
1) 障害者活動支援事業委託			
22	—	個人情報の保護に係る誓約書の不備について	「障害者活動支援事業委託契約書」に従い、署名した日付が記載された誓約書を入手する必要がある。
23	—	委託事業の実績報告について	「障害者活動支援事業委託仕様書」の事業に、行事開催への障害者の関与を記載の上、行事開催への関与状況について実績の報告を求める必要がある。
—	46	委託契約金額の算定方法について	市所管部署において、他事業者からの相見積りの入手や、内部積算を行う等により、契約金額の妥当性の検証を行うことが望まれる。
—	47	事業の成果指標について	当事業単独の成果を測定するとともに、成果の状況によっては必要に応じて事業内容を見直すことが望まれる。
—	48	仕様書等の契約書との一体化について	契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。
＜まるっとこどもセンター＞			
1) 枚方市児童育成支援拠点事業業務委託			
—	49	補助金交付要件の確認について	国庫補助金の交付要件でもあることから、仕様書に応じた人員が実際に配置されていることを所管部署で確認することが望まれる。
—	50	仕様書等の契約書との一体化について	契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。

公募型プロポーザルを経た業務委託			
＜観光交流課＞			
—	51	跡地の利用方法について	事業実施上の民間事業者のリスク（不確実性）を下げるために、トライアルサウンディングを実施するなどして、跡地の利用方法を実験的に検討されたい。
NPO活動支援			
＜市民活動課＞			
1) NPOサポート事業委託			
24	—	委託業務の適法性について	仕様書の業務内容から税務相談業務を除外する必要がある。
—	52	契約金額の妥当性の検証について	契約金額の妥当性について、受託者からの情報提供や見積書を基とした検証に留めず、受託者以外の情報を基とした検証を行うことが望まれる。
—	53	仕様書等の契約書との一体化について	契約書と一体とする必要のある仕様書等については、市と委託事業者の押印を得る等どれが正本であるか事後的に確認できるように対応することが望まれる。
【補助金】（本文第7）			
＜市民活動課＞			
1) 自治会館建設等助成金			
—	54	旧耐震基準の建物への対応について	旧耐震基準の建物への対応について、①現状の補助制度を維持するのであればその趣旨にもある「新耐震基準を満たすように耐震改修工事を促す」ための実効的な手法を検討するほか、②昭和56年6月1日より前に建築確認を受けた旧耐震基準の自治会館に対して通常の改修工事への補助も可能とする要件改正を検討する、また、③自治会活動の代替施設を模索するなど、安心・安全な自治会活動の場を確保するという本体の政策目的の観点から、自治会活動の場の提供方法を再検討されたい。 なお、現状の自治会館以外に自治会活動の場として使用できそうな公共施設としては、市内各地の生涯学習市民センター、枚方公園青少年センタ

			一、サプリ村野NPOセンター、小中学校の空き教室等が想定される。そこで、自治会活動のために、一定の優先予約枠や使用料免除の取扱いなど関係各課と協議の上、現状の自治会館に限らず、他の公共施設との連携を広く検討されたい。
25	—	補助を受けた自治会館の処分等の取扱いについて	過去に補助を受けた資産を処分した場合の取扱いについて、その対応方法を検討されたい。
＜スポーツ振興課＞			
1) 健康スポーツ普及事業補助金			
26	—	収支決算書の収入計上漏れについて	収入の部への計上漏れがないことも確認する必要がある。
—	55	補助金依存度が高い補助事業について	令和2年度の包括外部監査の指摘のとおり、事業実施の手法として補助が適切であるかどうか、また、事業費補助とする場合は、団体運営補助が原則廃止されている点、及び補助金交付の公平性の観点からも、当団体への補助に限定する旨を改め、他団体での事業の実施の可能性や他団体への補助金交付の可能性も検討することが望まれる。
27	—	補助対象経費の人件費の算定について	令和2年度の包括外部監査の指摘のとおり、人件費の実績額について、補助金交付対象年度の実績を基とした人件費を収支決算書に記載する必要がある。
＜健康福祉政策課＞			
1) 枚方市福祉活動・福祉団体等補助金			
28	—	補助対象経費の人件費の算定について	令和2年度の包括外部監査の指摘のとおり、人件費の実績額について、補助金交付対象年度の実績を基とした人件費を収支決算書に記載する必要がある。
29	—	再補助団体の補助対象経費について	定期的に団体の支出の内容や資金状況を確認し、再補助を交付する団体や、交付額について定期的に見直す必要がある。
30	—	再補助の必要性及び補助対象経費の明確化について	再補助が必要な団体であるか否か、再補助対象経費として妥当か否かを判断するガイドライン等を作成し枚方市社会福祉協議会に順守を求める一方、当協議会の判断や検証状況について市側でも

			確認する必要がある。
2) 枚方休日歯科急病診療所運営補助金			
—	56	補助金交付団体の限定について	年末年始やゴールデンウィーク（GW）に診療をしている市内診療所へ補助金を支給する、年末年始の診療業務について診療所を公募して委託する等、補助金交付等に対する公平性を確保の上、市民の理解や需要に対応する形で当補助金の見直しを行うことが望まれる。
31	—	補助対象経費の妥当性について	市は、補助金支給対象経費としての単価その他の金額に係る適正水準について検証するとともに、事業費補助として事業遂行に必要かつ、公金を財源として支出するにふさわしい経費のみを補助対象経費とする必要がある。
32	—	人件費の実績報告の誤りについて	人件費算定の確からしさについては、実地調査を行わなくても把握が可能であるため、「枚方休日歯科急病診療所事務報告」の従事実績と決算書に計上されている人件費の金額に不整合がないことを毎年度確認する必要がある。
—	57	補助金交付団体の財務状況の確認について	枚方市歯科医師会の決算書を入手し、財政状況の確認を行った上で補助金交付額を決定する必要がある。
<障害企画課>			
1) 障害者（児）歯科診療事業補助金			
—	58	補助金交付団体の限定について	補助金交付に対する公平性の観点から、他団体の障害者歯科への対応状況について確認の上、他団体も含めて補助金交付の要否について検証することや、委託事業として公募するといった、現状の手法にとらわれずに効果的・効率的な事業実施手法の抜本的検討が望まれる。
33	—	人件費の実績報告の誤りについて	実地検査を実施しない年度においても「障害者（児）歯科診療事務報告」の従事実績と決算書に計上されている人件費の金額に不整合がないことを確認する必要がある。
34	—	「枚方市障害者（児）歯科診療運営補助金交付要領」の改訂に	実態に即して「枚方市障害者（児）歯科診療運営補助金交付要領」を改訂する必要がある。

		について	
35	—	補助対象経費の妥当性について	補助金支給対象経費として妥当な単価や金額であるか検証するとともに、補助対象経費として社会通念上妥当と認められない内容や、当事業の実施に必要不可欠であると裏付けできないもの、当事業に関与していない人員や期間に係る研修費用等を補助対象から除外するために補助対象経費、及び補助対象外経費を明確化する必要がある。
—	59	補助金交付団体の財務状況の確認について	「補助金の見直しに関する方針」に基づき、補助金交付を行うにあたっては、交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付の要否を検討する必要がある、枚方市歯科医師会の決算書を入手する等、財政状況の確認を行った上で補助金交付額を決定されたい。
【負担金】（本文第7）			
＜人権政策課＞			
1）ひらかた平和の燈火（あかり）事業費負担金			
—	60	負担金の対象経費及び繰越金の取扱いに係る規程について	「枚方市平和の燈火（あかり）」実行委員会への負担金について要綱等を作成し、負担金対象経費や負担金により取得した資産等の取扱い、繰越金の取扱い等必要な内容について負担金の交付にあたり明確化することが望まれる。
—	61	負担金対象経費の委託料に係る契約金額の妥当性の検証について	本来、相見積りは、契約に競争性を働かせ、経済的に有利な契約を行うためのものであり、競争性をより働かせるためには極力広く見積書を徴取することが望ましい。 そのため、毎年度同じ事業者を固定するのではなく、違う事業者からも相見積りを入手し、事業者を選定することが望まれる。
＜観光交流課＞			
1）観光フリーペーパー制作実行委員会負担金			
36	—	負担金に係る収支差額の取扱いについて	「観光フリーペーパー制作実行委員会規約」に則り、当委員会の議事録を作成し、負担金に係る収支差額の取扱いについて委員会がどのように判断したか事後的に説明できるようにする必要がある。

—	62	観光情報発信の効果について	効果的かつ効率的な事業の推進の観点からは、観光フリーペーパー「ひらいろ」の発行部数の増加を含め、観光情報発信効果を高めるための方策について検討されたい。
—	63	負担金対象経費の委託料に係る契約金額の妥当性の検証について	業務仕様書を作成の上、他事業者の見積書や内部積算等により契約金額の妥当性を検証することが望まれる。
2) 市駅前観光情報発信事業経費負担金			
—	64	負担金の会計処理について	契約相手先への負担等実務への影響を検討の上、可能な場合は、当支出について負担金勘定ではなく、費用の内訳の内容に従った支出科目で会計処理することが望まれる。
<農業振興課>			
1) 津田地蔵池コミュニティ協議会負担金			
—	65	津田地蔵池オアシス共園の土地の取扱いについて	現在では歩道デッキが撤去され、噴水も停止されていることを踏まえ、市が管理に関わる必要がある土地の範囲を再検証し、市による関与の必要性が乏しい部分については、管理をやめるなど管理手法と費用負担のあり方について検討することが望まれる。
2) ふれあいツアー事業負担金			
37	—	規約を満たさない負担金の抛出及び改正について	現在は実行委員会の承認を条件に、要件を超える開催も可能となっているが、開催規約にしたがって適切な指導を行うとともに、地区ごとの実態や市の開催方針に合わせて、適宜「枚方市ふれあいツアー開催規約」を改正することが望まれる。
<健康福祉政策課>			
1) 健康・医療・福祉フェスティバル開催経費負担金			
—	66	負担金の対象経費及び繰越金の取扱いに係る規程について	枚方市健康・医療・福祉フェスティバル実行委員会負担金の対象経費や繰越金の使途及びあり方について構成団体と協議し、その内容について実行委員会規約や負担金交付要綱その他の文書において明確にされたい。

<健康づくり課>			
1) 食育推進ネットワーク事業費負担金			
—	67	事業の成果指標について	成果指標は、事業の目的に対して適切に設定し、正しく測定・報告されたい。

(注) 公民連携 プラットフォーム／包括連携協定及び個別連携協定については、個別の指摘事項なし。